

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

米国国務省

人権慣行に関する国情報告 – 2006 年

民主主義・人権・労働局発表

2007 年 3 月 6 日

インドは、二院制議会および約 11 億の人口を持つ古くからの安定した多政党、連邦制、議会制民主主義国である。国民会議派指導連立体制の 2004 年総選挙における勝利に続いて Manmohan Singh が首相に任命された。この選挙は、散発的な暴力の挿話にも関わらず、自由かつ公正と考えられた。深刻な内部対立が Jammu & Kashmir 州ならびに北東の数州に影響を及ぼした。Naxalite 紛争が Andhra Pradesh 州、Orissa 州、Chhattisgarh 州、Jharkhand 州、Bihar 州、Uttar Pradesh 州、Madhya Pradesh 州、West Bengal 州、Eastern Maharashtra 州に影響を及ぼした。文官当局は一般的に治安部隊を効果的に管理し続けたが、一部の分子が政府当局と独立に行動する事例が頻発した。

政府は、一般的に市民の権利を尊重した。しかし、多数の重大な問題が残っている。主立った問題は、警察および治安部隊による拘留中の裁判なしの殺害、行方不明、拷問、強姦である。説明責任の欠如が政府と治安部隊に浸透しており、人権侵害が処罰をしばしば免れる雰囲気を醸成している。この国は人権を保護する多数の法律を持っているが、施行は緩やかであり、有罪となることはまれであった。劣悪な刑務所状況、起訴なしの長期裁判前拘留、裁判を受けている間の長期拘留が依然として重大な問題である。政府係官は、Jammu & Kashmir 州におけるテロおよび活発な暴力反乱との闘いにおける過度の暴力使用を正当化するために特別テロ防止法規を利用した。個別の虐待事案に対する調査および裁判制度による一部の犯人の処罰はあったが、人権侵害を犯した治安部隊係官は、一般的に事実上の刑事免責を享受した。腐敗は政府および警察にまん延しているが、マスメディアにより大々的に取り上げられた数件の事案を除き、政府は腐敗問題に対処する試みをほとんど行わなかった。政府は、訪問専門家および学者の旅行と活動に対する制限を適用し続けた。宗教的少数派に対する攻撃および反宗教的改宗法の発布が懸念事項である。カーストに基づく差別の社会的容認が依然として問題であり、多くの人々に関して、下層カーストに属する人々に対する人権侵害を正当化している。家庭内暴力および持参金関連死亡、

名誉犯罪、女性幼児殺害、墮胎のような女性に対する暴力、人身売買が依然として重大な問題である。年季奉公契約労働、奴隸労働、児童労働による搾取は、現在進行中の問題である。

Kashmir、北東部、Naxaliteベルトにおける分離主義者ゲリラおよびテロリストが軍の兵士、警察、政府職員、裁判官、市民の殺害を含む多数の重大な虐待を行った。暴徒も広い範囲にわたって拷問、強姦および首切り、誘拐、強奪を含むその他の形態の暴力行為に関与した。

2005年6月、政府は、情報を提供しない者または情報の流れに影響を及ぼす者に厳しい处罚を科し、政府機関に対し微妙な内容の情報を自覚するよう要求する Right to Information Act (RTI) (情報権利法) を承認した。この法律の実現は、政府の規則制定に伝統的につきまとってきた秘密の風土からの脱却を画した。

人権の尊重

第1節 以下の自由を含む個人の完全性の尊重

a. 生命の恣意的または不法な剥奪

政府軍は、拘留されている人々の生命の恣意的または不法な剥奪を続けた。警察と刑務所の係官も遭遇殺人を演出することにより暴動容疑者および刑事事件容疑者の裁判外殺人を犯した。テロリストおよび反乱グループも、Jammu & Kashmir州、北東部の数州、この国東部の Naxalite ベルトにおいて敵対派閥の構成員、政府の治安部隊、政府係官、一般市民を殺害した(第1.g.節参照)。Jammu & Kashmir州人権委員会によると、同委員会は、2002年以降、1,867件の人権苦情を受け取った。

治安部隊は、しばしば、パキスタンまたはその他の国から到來した非カシミール人暴徒およびテロリストの抑留者の死亡(ときとして拷問による)を隠蔽するために遭遇殺人を演出した。いわゆる偽装遭遇殺人を回る状況は、未解決のものが多い。たとえば、5月18日の

国防省の報告によると、同省は 2003 年に発生した 2 件の偽装遭遇殺人を承知しており、関与将校を軍法会議に付した。しかし、Human Rights Watch (HRW) (人権ウォッチ)は、Jammu & Kashmir 州において偽装遭遇殺人に関与した容疑者が有罪になった公訴の事例を発見できなかった。人権グループは、テロリスト容疑者、暴動容疑者、それらの支持容疑者を標的に入っているとして治安部隊を非難した。Jammu & Kashmir 州における裁判外殺人の規模に関して広く受け入れられているデータは存在しない。推定または報告は、情報源の政治的姿勢に依存するからである。しかし Asia Centre for Human Rights (ACHR) (アジア人権センター)によると、遭遇殺人の極めて小さいパーセンテージのみ裁判または有罪となった。Jammu & Kashmir 州ならびに Punjab 州における演出遭遇の容疑を受けた治安部隊の裁判の一部は、10 年以上手間取っている。

Kashmir の NGO によると、治安部隊はこの年の間に Jammu & Kashmir 州において 7 件の裁判外殺人に関与した。人権公共委員会によると、同委員会は、新しい Jammu & Kashmir 州政府が選挙された 2002 年以降に 73 件の調査を命令したが、この年末までに 6 件について情報を受けたのみである。

1 月、伝えられたところによると Rashtriya Rifles (RR) および Special Operations Group (SOG) (特殊作戦班)の構成員が Kashmir の Shopian District において 3 人を殺害し、適切な調査なしに埋葬した。当局は調査を命令したが、年末現在、調査は行われていない。

北東部、特に Assam 州および Manipur 州において、暴動グループとの闘いを試みる法律施行部門および治安部隊により一貫して高率の遭遇殺人が行われた。これらの暴動グループの多くは、強奪、誘拐、人身売買のような犯罪行為により活動費用を賄っている。

8 月 22 日、Maharashtra 州の警察は、演出遭遇戦と思われる状況でパキスタン人とされる Abu Osama を射殺した。数人のジャーナリストによると、警察が遭遇の段取りをつけたのであり、殺された人物は Mumbai 列車の 7 月 11 日のテロ攻撃の犯人に関連している。年末までにこの事件に関する進展はなかった。

人権グループの指摘によると、警察官は、演出遭遇戦の疑いがある事案の場合に、しばし

ば死体の引き渡しを拒否した。死者の家族が死体を見る前に、死体が火葬される事例が多発した。ほとんどの警察署は、監禁暴力を監視するために警察署に対し定期的検査を行うよう中央政府および地方当局に要求した 2002 年の最高裁判所の命令を順守しなかった。

人権活動家、新聞報道、事例報告によると、Jammu & Kashmir 州において治安部隊により拘留されたテロ容疑者の死体には、しばしば、銃創または拷問の跡が見られた。しかし、South Asian Human Rights Documentation Center (SAHRDC) (南アジア人権記録センター) および ACHR によると、Jammu & Kashmir 州におけるこのような事案の件数は最近減少している。

1 月 12 日の新聞報道によると、Jammu & Kashmir 州の Barramulla District において治安部隊が 1 人の若者を誘拐し、殺害したとされた。マスメディアの報道によると、この若者は自隠しされて拷問された。治安部隊は、もう 1 人の若者を逮捕・拷問し、彼に銃を渡して彼がテロリストであると主張した。Jammu & Kashmir 州の警察は、告発された兵士の First Information Report (FIR) (初動調書) を提出し、軍は年末に調査を開始した。

1 月、警察は、カシミール人 Barramulla District を拷問・殺害した上で 2 人の RR 兵士について調査を命令し、2 人を起訴した。1 月 16 日、RR の兵士が Baramulla District において Bhat および Abdul Majid Parray を逮捕した。Parray は、拷問を受けて同じ日に死亡した。Bhat の親戚が後日マスメディアに語ったところによると、軍は、おそらく彼の供述を変えさせるために病院に収容されていた Bhat を再逮捕しようとした。軍の係官は、Bhat を軍の病院に入院させようとしたのだと述べた。Bhat は、後に RR との遭遇戦で死亡した。

3 月初め、Delhi の警察は 2 人の Lashkar-e-Tayyiba (LET) テロ容疑者を殺害し、この 2 人は Hyderabad 警察署に対する爆弾攻撃に関与したと主張した。Hyderabad を本拠とする Civil Liberties Monitoring Committee (市民自由監視委員会) は、この遭遇戦は演出されたものであると報告した。

インド・バングラデシュ国境警備にあたっている Border Security Forces (BSF) (国境治安部隊) が自分の畑で働いていた 17 才の Musaruddin Molla を殺害した。ACHR によると、BSF

の将校は、少年の死亡を隠匿するために軍のキャンプから 6 頭の牛を隠し、Molla が牛を盗んだと主張したと伝えられる。この事案は、年末現在、調査中である。

Uttar Pradesh 州近傍の Shikohabad 駅付近において走行中の列車内で兵士により 5 人の乗客が殺害された 2005 年の事件に関する進展はなかった。

Kashmir の Kupwara 地域において 3 人の 10 代の少年がテロリストと間違えられて治安部隊に殺害されたとされている 2005 年の事件に関する進展はなかった。

2005 年 9 月、警察で拘留されていた Kerala 州の市民 Udayakumar が拷問のために死亡したと伝えられた。Confederation of Human Rights Organizations (人権団体連合)によると、警察は、近くの公園で拳動不審の廉で Udayakumar を逮捕し、尋問し、殴打し、殺害した。予備調査後、当局は 3 人の巡査を逮捕し、2 人を殺人の廉で起訴した。Kerala 州政府は、遺族に対する 6,500 ドル(287,000 ルピー)の補償を発表した(第 1.c.節参照)。

2005 年 8 月、Central Bureau of Investigation (CBI) (中央捜査局)は、警視正 Farooq Khan を含む 4 人の軍将校を 2000 年の演出遭遇戦において 5 人の市民を殺害した廉で訴追するようを勧告した。中央行政裁判所は、2003 年の関連 Khan 警視正停職を違法であると判断し、彼を復職させた。5 月 11 日、CBI は、これらの将校を殺人、殺人意図誘拐、不法監禁、共同謀議、証拠隠滅の廉で告発した。この年末現在、調査は進行中である。

拘留中の死亡は依然として重大な問題であり、そして当局の訴追はしばしば遅延した。

National Crime Records Bureau (NCRB) (インド犯罪記録局)で利用できるデータによると、2003 年に 121 人、2004 年に 94 人、2005 年に 144 人の拘留中死亡があった。12 月 15 日、ある裁判所が 3 人の前 Delhi 警察官に Mahender Kumar の 1987 年の拘留中死亡に関わった廉で有罪判決を下した。退職した Delhi の高級警察官 Rishi Prakash Tyagi は死刑の判決を受け、KP Singh と警部補 Tej Singh は、Tyagi の隠蔽および証拠隠滅の廉で、それぞれ、1 年と 3 年の重禁固および 566 ドル(25,000 ルピー)と 680 ドル(30,000 ルピー)の罰金を科された。

5月9日、国軍は、賞金、感状、世間の好評を受けるためにテロリスト殺人のでっち上げを部下に命じた廉で Suresh Rao 准将の軍法会議を開始した。

内務省は、2005年1月からこの年の7月までに発生した139件の警察拘留中の死亡を報告した。しかし、National Human Rights Commission (NHRC) (全国人権委員会)は、同じ期間中の警察拘留中および司法拘留中の1,730人の死亡を確認した。

Andhra Pradesh 州警察は、2005年において、前年に比較して拘留中死亡の11パーセント減少を報告したが、それでも合計145人という大量の司法拘留中死亡および警察拘留中死亡が発生した。マスメディアの報告によると、2004年のMaharashtra 州において、Mumbai 警察は遭遇殺人に関与した警察官を刑事部門から転出させた。その結果、Maharashtra 州における演出遭遇殺人は、2001年の94件から2004年の13件に減少したと伝えられた。Maharashtra 州における2005年の遭遇殺人の数字は得られなかった。Kerala 州人権委員会は、1月から6月の間に25件の拘留中死亡を記録した。これに対し、2005年は39件であった。

訴追を促進する試みとして、2005年5月、当局は、拘留中の死亡から24時間以内に検死を行うよう検視官に要求する法律を制定した。しかし、この年末までに、この法律は実施されなかった。2003年4月からこの年の3月までに、NHRCは、警察拘留中および司法拘留中の死亡の補償として51,354ドル(230万ルピー)を与えた。

人権活動家がこの年の間にあらためて表明したところによると、警察拘留中および司法拘留中のすべての死亡を報告するよう地方治安判事に要求している1993年のNHRC指令の順守状況はまちまちであった。1月、Indian Center for Human Rights and Law (ICHRL) (インド人権・法律センター)は、拘留中の死亡に抗議する嘆願書をMumbai高等裁判所に提出し、その中で警察が拘留中死亡に関するNHRCガイドラインを順守していないと述べた。Maharashtra 州政府を代表する弁護士は、Mumbai と Maharashtra 州の警察がこのガイドラインに従っていないことを認めた。

2005年12月にマスメディアの報告によると、窃盗容疑者、Shivkumar Jaiswala が Mumbai

で拘留中に死亡した。1月2日、別の窃盗容疑者、Prem Yadav が Mumbai で拘留中に死亡した。これらの事案に関連して停職された警察官はなく、人権活動家の主張によると、拘留中死亡に関する警察の対応は犠牲者の社会的および金銭的背景によって異なると言われる。マスメディアの報道によると、Mumbai 警察はすべての拘留中死亡について必ず調査を行ったが、しかし2001年以降に報告された15件に関連して有罪とされた警察官はない。公式調査は、これらの15人の死亡のいずれも拷問によるものではないと裁定した。

1月4日のマスメディアとNGOの報告によると、Gurmail Singh が Chandigarh 付近の Ghaggar 駅付近で発見された2死体に関連して逮捕された後に鉄道警察の拘留中に死亡した。Punjab 州人権委員会がこの事件に関する報告を要求し、3人の医師団が検死を行い、その報告が後に家族に渡された。この報告書は年末現在発表されていないが、鉄道警察は拷問の疑いを否定し、Gurmail Singh の死亡は自然死であると主張した。

3月、Maharashtra 州 Criminal Investigation Department (CID) (犯罪捜査局)は、個人の自動車からガソリンを盗んだとして拘留された Uday Bhandge の2004年の拘留中死亡の廉で6人の警察官を逮捕した。自動車の所有者が警察に対し男たちを叱責の上で釈放するよう求めたが、警察官は、Bhandge と共に犯者を Aundh 警察署に夜通し留置した。翌朝、Bhandge は留置所で死体となっていた。地元の住民と Bhandge の家族は、Bhnadge が警察署で受けた殴打のために死亡したと主張した。年末までに、この事案に関するこれ以上の進展はなく、調査中であった。

4月7日、Mumbai 警察は、拘留中の4月6日に首吊り自殺したと警察が当初発表した会計士 Premnath Janardan Rao の事案に関して4人の警察官を停職処分した。4月20日、Mumbai 高等裁判所は、Rao の家族の要求に応じて、Rao の死体の再検死および行政調査を命令した。10月現在、警察官は停職中であり、調査は継続中である。

6月のNGO およびマスメディアの報告によると、20才の Dalit (以前は、カースト制度の外に属する「不可触賤民」と呼ばれていた)、Madan Lal が Punjab 州の Ferozepore で警察拘留中に死亡した。Lal は窃盗容疑で逮捕され、逮捕から2時間以内に尋問中に死亡した。当局は、2人の警察官を停職処分した。

2005 年 3 月、Maharashtra 州 CID は、Mumbai の 4 人の警察官を逮捕し、爆弾事件に関連して拘留されていた Khwaja Yunus の 2003 年拘留中殺人の廉で告訴した。警察官の最初の供述によると、Yunus は拘留中に逃亡した。1 月、CBI は、これらの警察官に対する告訴の手続きを行ったが、彼らは年末現在保釈されたままである。10 月、Mumbai 高等裁判所の地方支部は、Maharashtra 州の警察長官、P.S. Pasricha に対しこの事件に関連した 10 人の警察官 Mumbai から転出させるよう命令した。彼は、この命令に従った。

2005 年 5 月、Mumbai 警察は、Railway Police Protection Force (RPF) (鉄道警察保護部隊)の 2 人の巡査を鉄道運搬作業員 Vijay Singh 殺害の廉で逮捕した。Mumbai 中央鉄道警察署の歩廊で Singh の死体が発見された後、警察は、彼の逮捕の記録はないと述べたが、目撃者は 2 人の巡査が彼を拘置するのを見たと報告した。年末現在、2 人の巡査に対する裁判は、Mumbai 裁判所で進行中である。

4 月 30 日、軍隊の医師が Jammu & Kashmir 州の Kupwara において Sumit Kohli 大尉の死体を発見した。軍隊は、自殺が死亡の原因であると述べたが、Kohli の家族は、2004 年の遭遇殺人事件に関与している別の将校に対する目撃者として証言することになっていたために殺されたと主張した。その別の将校は、Jammu & Kashmir 州の Kupwara District における 4 人の運搬作業者の殺害で起訴されていた。

7 月 11 日に約 200 人の通勤客を殺し、700 人以上を負傷させた 7両の Mumbai 通勤列車の連続テロリスト爆破の後、マスメディアの報告によると、Mumbai 警察は、いわゆる遭遇専門家を復職させ、このような警察官 2 名を爆破事件捜査担当 Anti-Terrorist Squad (ATS) (テロ阻止分隊)に任命した。

5 月から 8 月にかけて、Kerala 州の新聞および野党は、軽罪により逮捕された容疑者 7 人の拘留中死亡を報道した。同じ期間中に、他の 7 人が別の事件でおぼれ死んだが、彼らは Kerala 州警察の追及を受けていたと言われる。8 月、マスメディアの激しい抗議を受けて、Kerala 州政府は、これらの死亡に対する司法調査を発表した。

この年の間に、Assam Rifles は、2004 年の Manorama Devi の強姦および拘留中死亡事案について Assam 州の Guwahati 高等裁判所に上訴し、州は軍隊の関与する事案を取り扱う権限を持っていないと主張した。Manorama の家族も Guwahati 高等裁判所に上訴し、Delhi の内務省による委員会報告および調査を公開するよう要求した。両方の上訴とも年末現在係属中である。

9 月 20 日、警察は、Delhi 地区の住宅地域で違法に営業している商売を締め出す政府の措置に反対するデモ隊に発砲し、4 人(子供を含む)を殺害し、45 人を負傷させた。

この年の間中、Jammu & Kashmir 州において発生した事案(第 1.g.節参照)を含めて、暴動鎮圧およびテロ取締り作戦中における市民の殺害が続いた。人権活動家によるとこの地域に対する交通が制限されているために正確な数字は得られないが、ACHR は、2005 年の警察の発砲により 355 人の市民が殺害され、373 人が負傷したと主張している。治安部隊は、しばしば、これらの死者は銃撃戦中に死亡した暴徒または市民であると主張した。NHRC によると、州政府は、これまでに発生した少なくとも 3,575 件の拘留中死亡事件を調査しなかった。

過激派と闘う要員は、降伏した後に武器と民兵構造の保持を Jammu & Kashmir 州政府により許可され、警察補助部隊に編入された旧分離主義ゲリラである。政府機関は、暴動に対抗する取り組みの一環として過激派対抗要員に資金を供給し、情報を交換し、作戦を指導した。この年の間中、Jammu & Kashmir 州では、政府支援過激派対抗要員と疑われた人々の殺害と誘拐が重大な問題であったが、しかし、このような事案の件数は 1990 年代よりかなり減少した。

しばしば死亡をもたらす暴力は、Jammu & Kashmir 州の政治においてまん延する要素であった(第 3 節参照)。分離主義者のゲリラおよびテロリストは、多数の上層政治家、政治研究者、政治活動家の殺害を試みた。

1 月、Jammu & Kashmir 州の Sophian 地区で暴徒がインド共産党(マルクス主義者)の活動家を攻撃し、3 人を殺害した。

全国的に、特に、暴動地域において、軍隊および民兵が暴徒および非戦闘員市民の誘拐、拷問、強姦、恣意的拘留、裁判外殺人を行っている疑いがあった(第 1.b.節、第 1.c.節、第 1.d.節、第 1.g.節参照)。人権活動家およびジャーナリストによると、この年の間にこの国の東部および中部において(Madhya Pradesh 州、Andhra Pradesh 州、West Bengal 州、Bihar 州、Chhattisgarh 州、Jharkhand 州、Uttar Pradesh 州の一部、Maharashtra 州を含む)、降伏した若干の Naxalite (毛沢東ゲリラ)が武器の保持を許され、"anti-People's War Group (PWG) officers" (人民戦争グループと闘う警察官)として警察のために活動している。人権グループの主張によると、警察は現在の Naxalite および毛沢東主義者と連携する人権活動家を殺害するために旧 Naxalite を利用している。警察は、このような疑いを否定し、このような殺人を PWG 内の内部抗争に帰した。

自警団活動を含む社会的暴力による不法な殺人が続いた。たとえば、1月、Orissa 州の Jajpur における部族の土地における鉄鋼プラントの建設を回る抵抗中の衝突で、先住民地域社会の 12 人と 1 人の警察官が死亡した(第 5 節参照)。

3 月、Assam 州の Sonipur において、約 200 人の村人が「黒魔術」を行ったとして部族の家族を裁判にかけ、死刑を宣告し、公開斬首した(第 5 節参照)。

7 月、Assam 州の Tinsukia 地区において、地元の警察が Ajit Mahanta の拘留中殺人に抗議する群衆に発砲し、8 人の市民を殺害した。軍事裁判所は、Mahanta の死亡に関与した軍の将校に 1 年の停職、他の 1 人に 2 カ月の重営倉を宣告した。国軍は、Mahanta の家族に 2,130 ドル(94,000 ルピー)を補償した。

Dalit は、社会的差別に直面した(第 5 節参照)。

2005 年の NCRB の報告によると、Scheduled Castes (SC) (指定カースト)に対する 26,127 件、Scheduled Tribes (ST) (指定部族)に対する 5,713 件の事案があった。SC に対する犯罪の平均有罪率は 29.8 パーセントであり、一方、ST に対する犯罪の平均有罪率は 24.5 パーセントであった。この国における開発計画の結果として移住させられた人々全部の約 55.1 パーセ

ントが部族であるが、2001 年の国勢調査によると部族はこの国の住民のわずか 8.2 パーセントにすぎない。

b. 行方不明

政府の共謀は必ずしも確認されていないが、この年の間に敵対地域および暴動に引き裂かれている地域において数十人の人々が行方不明になった。Association of Parents of Disappeared Persons (APDP) (失踪者保護協会)ならびに ACHR および SAHRDC のようなその他の NGO によると、新しく報告される行方不明者の人数は、Jammu & Kashmir 州における紛争初期の数年に比べて減少した。しかしながら、Jammu & Kashmir 州の暴動勃発以来行方不明になった人々の運命に関する情報は依然としてほとんどない。

2003 年、Jammu & Kashmir 州政府は、1990 年の暴動発生以降この州において 3,931 人が行方不明になったと述べた。これに対し、APDP の推定は、約 8,000 から 10,000 人である。2003 年、政府は、APDP のリストを調査し、116 人のリスト中の 22 人の失踪者が暴動グループに参加したか、またはパキスタンにいると結論づけたが、一方、警察は自宅にいた 43 人を発見した。政府によると、残りのうち、6 人は死亡し、2 人はそれらの者に対して提起された事案関連で拘留中であり、13 件について調査中である。これに対し、APDP は、22 人のみ暴動に参加し、政府が自宅にいるとした人々が実際には依然として行方不明であると述べるとともに、政府が死亡したと述べた 6 人の事案について詳細な調査を要求した。

2005 年 9 月の ACHR の報告によると、この州において 6,000 件以上の行方不明が未解決のままである。しかし、Jammu & Kashmir 州の警察長官によると、2003 年に 7 人が行方不明になり、2004 年には 3 人、2005 年から 2006 年にかけて 2 人が、それぞれ、行方不明になった。APDP によると、9 月までに 41 人が行方不明になった。発生した行方不明者の人数の報告は、大きく食い違っている

Jammu & Kashmir 州の前副首相、Muzaffar Hussain Beig によると、この 8 月までの 4 年間に 14 件の行方不明および 27 件の拘留中死亡があった。1 月、Manzoor Ahmed Khan が Jammu & Kashmir 州の Kupwara から行方不明になった。彼の家族はこの事件を警察に届け出た。

4月、Ghulam Mohiuddin が Jammu & Kashmir 州の Baramulla から行方不明になった。Ghulam の家族の主張によると、彼は軍隊により逮捕され、Baramulla の合同尋問センターに抑留された。軍隊は、Mohiuddin を釈放した。

5月、Ghulam Nabi Mir が Jammu & Kashmir 州の Pulwama から行方不明になった。RR の係官が Mir の住宅の手入れを行ったと言われている。国軍は彼の逮捕を否定し、年末現在、彼は依然として行方不明である。

人権グループの主張によると、Jammu & Kashmir 州ならびに北部の州において、多数の人々が国軍および民兵部隊により拘留され続けている。人権活動家は、これらの未確認囚人の多くが拷問されていること、また、一部の人々がすでに裁判によらずに殺害されてしまったのではないかと憂慮している(第 1.a.節および第 1c.節参照)。

政府の主張によると、州政府により管理されている審査委員会が未確認拘留者に関する情報を彼らの家族に提供している。他の筋の指摘によると、家族が縁者の拘留を確認する方法は刑務所の看守に賄賂を与えることのみである。この年の間に、審査委員会は、1978 年の Public Safety Act (PSA) (公安法)に基づいて拘留されていた 140 人を釈放した。

特別調査委員会の存在にも関わらず、1984-94 年の Punjab 暴動鎮圧の間に犯された重大な人権侵害に関与した数百人の警察官および治安係官に対する政府の処置は、ほとんど進まなかった。CBI は、1980 年代に数百人の死亡および秘密火葬に加担した数十人の警察係官に対する訴追を推進していると主張した。NGO ENSAAF の推定によると、治安部隊は、10,000 人以上のパンジャブ人シーカー教徒の裁判外殺人と失踪を引き起こし、また、Amritsar のみで交戦状態中の暴動鎮圧作戦において 6,017 人のシーカー教徒を火葬した。

9月、人権活動家 Jaswant Singh Khalra の末亡人、Paramjit Kaur Khalra が法定嘆願書を提出し、夫の誘拐、不法拘留、拷問、殺人の廉で前警察署長 Gill の調査および訴追を請求した。ENSAAF およびその他の人権団体によると、1995 年 9 月、Gill の指揮の下で働く Punjab 州警察の係官が Punjab 州における治安部隊による数千人のシーカー教徒の「行方不明」およ

び秘密火葬を調査・曝露しようとしていた Khalra を誘拐した。Gill の部下は、Khalra を不法に拘留し、ほぼ 2 カ月にわたり拷問した後、1995 年に彼を殺害した。

NHRC は、1984 年から 1990 年代の初期にかけて発生した 2,097 件の殺人・火葬の調査を継続した。NHRC は、行方不明になった人々の家族に証拠を提出するよう要請し、約 100 家族に対する補償を命令した。NHRC は、まだその調査結果を発表しておらず、これらの殺人に関与した者を裁判にかける措置はあまり進捗しなかった。

5 月 15 日、NHRC は、Punjab 州政府に対し、殺害され、不法に火葬される直前まで警察に拘留されていたことを州政府が認めた 45 人の親族にそれぞれ 5,700 ドル(250,000 ルピー)の金銭補償を支払うよう命令した。2005 年 8 月、1984 年の反シーコ教徒暴動の再調査の任務を負う Nanavati 委員会が報告書を発表し、その中で数人の著名な会議派指導者が暴力に加担したことを指摘し、また、法律執行職員がこれらの死亡に関わっているとし、それらの者が法と秩序を維持する自らの義務を果たすことを拒否したとして非難した。政府は、シン首相により約束された金銭的補償を犠牲者の家族に支払うために 2 つの委員会も設置した。政府は、補償として 1 億 5,800 万ドル(70 億ルピー)の臨時支出を承認した。殺害された犠牲者の家族に 7,800 ドル(344,000 ルピー)、負傷者に 2,800 ドル(124,000 ルピー)を支払う。

Punjab 州の 1 人の人権活動家と 1 人の弁護士が 4,000 件の行方不明の調査結果を報告した。しかし、これらの事案のうち訴追されたものは 10 ないし 12 件のみである。2005 年 7 月、NHRC は、CBI に対し、Punjab 州警察による暴動中の 64 人の不法殺人および火葬に関する文書を Punjab 州政府に供覧させるよう指示した。4 月 3 日、NHRC の委員長 A.S. Anand は、Punjab 州政府が秘密裡に火葬された 570 人を確認したと述べた。5 月 15 日、NHRC は、Punjab 州当局に対し 45 人の生存犠牲者に 5,500 ドル(243,000 ルピー)を支払うよう指示した。

信頼できる報道によると、全国の警察は、しばしば、法的に要求される逮捕報告を提出せず、その結果として数百件の未解決行方不明事件が発生したが、これらの事件の家族は自分の身寄りが警察に連行されて、それ以来消息がなくなったと主張している。警察は、通常、これらの主張を否定し、逮捕記録がないことを指摘した。

Jammu & Kashmir 州および北東部の諸州における暴徒は、住民を恐怖させ、拘留されている仲間の釈放を勝ち取り、資金を強要するために誘拐を利用し続けた。

2004 年末、政府は、誘拐者がほとんど逮捕・訴追されていないことを確認した。Jammu & Kashmir 州および北東部の諸州における暴徒およびテロリストは、誘拐した犠牲者的一部を殺害した(第 1.a.節および第 1.g.節参照)。

1 月 17 日、Kuki Liberation Army (KLA) (Kuki 解放軍)が Kuki Movement for Human Rights (KMHR) (Kuki 人権運動)の委員長、Tongkhojang Lunkim 博士を誘拐し、Manipur 州において 200,000 ドル(880 万ルピー)の身代金を要求した。KLA は、3 月 18 日に彼を釈放した。

c. 拷問およびその他の残酷または非人間的な、または品位を落とす待遇または処罰

法律は拷問を禁止しており、暴力により引き出された自白は、一般に、裁判所において認められなかった。しかし、当局は、しばしば、金銭を強要するため、および即決処罰として尋問中に拷問を利用した。拷問により引き出された自白の疑いがあった。ときには、これらの自白が次に執行判決の支持証拠として使用された。2005 年の刑事訴訟法(修正)は、警察拘留中の死亡または女性の強姦に対する司法調査を命じている。しかし、人権グループの主張によると、新法は拘置中の虐待または殺人の横行を低減しなかった。

ACHR の主張によると、拘留中の死亡は重大な問題であり、また、警察は恒常に拷問を使用している。多数の拷問犠牲者とされる人々が拘留中に死亡したため、また、他の拷問犠牲者が話すことを恐れるため、直接聴取された報告はほとんどない。しかし、拷問の痕跡は、しばしば、死亡した被拘留者の死体に発見された。全国における拘置施設における拘留中の警察による拷問の横行は、警察拘置中の死者の人数に反映されている(第 1.a.節参照)。警察官と看守は、一般的に、新しい囚人に暴行を加え、また、暴力で脅迫して金銭、愛想、私物を強要した。また、警察は、一般に、拘置尋問中に被拘留者に拷問を加えた。警察係官はこのような犯罪について訴追を受けたが、政府はしばしば警察係官にその責任を取らせなかった。Amnesty International (AI) (アムネスティ・インターナショナル) に

ると、拷問は、犯罪調査中および違法かつ恣意的な逮捕後に常に行われた。

NGO の主張によると、Tamil Nadu 州では拘留中の拷問は一般的である。ある人権法律家の主張によると、Punjab 州、Andhra Pradesh 州、Haryana 州、Chandigarh のすべての警察署は、出廷前に被告人を「おとなしくさせる」ために拷問房を備えている。しかし、拘留中拷問の報告増加は、恐らく意識向上の結果である。ある場合には、州政府が犠牲者に補償を与えた。7 月、Madras 高等裁判所は、州政府に対し女性に \$6,666 ドル(294,000 ルピー)を支払うよう命令した。AHRC の主張によると、Kerala 州の地方警察は犯罪捜査の手段として拷問および肉体的な暴行を使用し続けている。

9 月 23 日、3 人の警察官が地元電話会社により提出された訴えがあったとして 自家用バスの運転手、Saju を逮捕した。AHRC によると、警察官は 68 ドル(3,000 ルピー)の賄賂を要求した。警察官は、Saju が賄賂の支払を拒否したために彼を虐待したとされる。Saju は、警察拘留中に死亡した。

Jalandhar 地区警察による 2005 年 2 月の Dalit の若者の拷問と殺害および Tamil Nadu 州の警察による 2005 年 5 月の Mariappan に対する傷害致傷容疑のいずれについても進展はなかった。

Mumbai の Taj Mohammed における警視監、Arun Desai による 2005 年 8 月の殴打事件の進展もなかった。

警察官がジャーナリスト(第 2.a.節参照)、デモ参加者(第 2.b.節参照)、イスラム教徒の学生(第 2.c.節参照)を殴打した事件があった。警察は、先住民に対する虐待も行った(第 5 節参照)。

Roop Narayan Yadav の 2005 年殴打に関する進展はなかった。

Jammu & Kashmir 州では、伝えられるところによると、地方警察が上部当局の許可なしに申立を取り上げないよう指示されていると言われているために、拷問犠牲者またはその親戚による苦情の提出が困難であった。また、1990 年の国軍(Jammu & Kashmir 州)特別権限

法に基づいて、中央政府の許可なしに、「法律権限を実行するために行われたことまたは行われたとされることに関しては何人に対しても訴追、訴訟またはその他の訴訟手続きを起こすことはできない」。この法律は、治安部隊に法律違反容疑者および平安を乱す者を射殺する権限および暴力分離主義者に隠れ場所を提供したり武器を保持したりする組織を破壊する権限を与えていた。人権組織の主張によると、この規定により治安部隊は事実上刑事免責で行動している。(第 1.d.節参照)。

拘留中の強姦は、拘留虐待の一般的な形態の 1 つである。NGO の主張によると、拘留強姦を含む警察による強姦は、NHRC の示した数字より広く行われている。警察による虐待行動様式のその他の証拠、犠牲者の恥辱および復讐の恐れから多くの強姦が報告されないと考えると、強姦の発生率がより高いということには信憑性があるように思われる。しかし、逮捕、捜索および女性の警察拘留に課される法的制限により拘留中の強姦の頻度は減少してきたように思われる。拘留拷問の程度に関する最近の NHRC データはない。

West Tripura 地区において 2005 年 2 月に兵士による逮捕後に発生した未成年少女の強姦事件に関する進展はなかった。

防衛省の報告によると、同省は 2003 年から 2004 年にかけて国軍兵士に対する 17 件の強姦事案起訴および 10 件の殺人事案起訴を行った。年末までに 1 件の強姦事案および 5 件の殺人事案が有罪判決で終了した。残りの事案については、調査進行中または起訴の間違いが証明された。

第 12 精銳部隊の 2 人の隊員により 2005 年 1 月に犯された 15 才の少女 Nandeibam Sanjita Devi の強姦事件に関する進展はなかった。

Assam 州の Karbi Anglong 地区において 2005 年 2 月に Assam 州 Rifiles の巡査が 12 才の少女を強姦した事件については、この兵卒と強姦を助けた 2 人の女の逮捕以降、進展はなかった。

Bihar 州警察により殺人容疑で拘留された寡婦の 2005 年 9 月の拘留強姦事件に関する進展

はなかった。

Jammu & Kashmir 州および北東諸州における民兵による強姦には、暴動の影響を受けてい る地域の非戦闘員に恐れの感覚を吹き込む手段としてのパターンがあるが(第 1.g.節参照)、これらの事件は NHRC の統計に含まれていない。NHRC は、軍隊に対する調査権限を持つていなかつからである。

2005 年 1 月の Reman 少佐の除隊についても Pahalgam において年輩の婦人に対するわいせつ行為で起訴されたライフル銃兵の 2005 年 1 月の軍法会議有罪判決についても進展はなかつた。

これまでの数年と異なり、離婚したい夫の妻を入院させるために精神科医が虚偽の精神障害証明書を報告したという報告はなかつた。

2004 年、政府は、NHRC に対し国軍による人権侵害に関する事案において暫定補償を勧告する権限を与えた。大佐級の将校が人権問題を監視するために司令部、軍団、師団、対反乱司令部に任命された。ガイドラインの下で、NHRC は、政府の許可がなければ、人権虐待について国軍の構成員の起訴も調査も実行できない。

刑務所および拘留所の状態

刑務所の状態は厳しく、生命を脅かしており、国際標準を満たしていない。刑務所は著しく混雑しており、食糧および医療は不十分である。たとえば、6 月、Mumbai の Arthur Road 刑務所に収容されていた元囚人が Maharashtra State Human Rights Commission (MSHRC) (Maharashtra 州人権委員会)に苦情を提出し、刑務所の医師が胸痛に苦しむ囚人を無視し、その囚人が間もなく死亡したと主張した。年末現在、MSHRC はこの苦情について調査している。

3 月の NHRC の報告によると、この国の刑務所は平均して 38.5 パーセント過密になつてゐる。NHRC のこの報告によると、この国の刑務所の受刑者は 324,852 人であり、これに対

して公称容量は 234,462 人である。全国平均を上回る過密医務所は、Delhi 刑務所(231 パーセント)、Jharkhand 州刑務所(155 パーセント)、Chhattisgarh 州刑務所(125 パーセント)を含む。Haryana 州、Uttar Pradesh 州、Madhya Pradesh 州、Bihar 州、Sikkim 州、Gujarat 州、Orissa 州、Tripura 州、Andaman 島、Nicobar 島の刑務所も全国平均を超えていている。

12 月、政府は、New Delhi の Tihar 刑務所の過密を緩和する措置を講じた。この措置は、以下の対策を含んでいる。新しい刑務所の建設、軽罪に関する事件を裁く特別裁判所の設置、保釈を許可されたが釈放できない裁判中囚人のリストの作成、これらのリストを地方開廷裁判官に送付してその事案について保証条件の緩和を検討させること、法律扶助弁護士による法的支援を与えること、早期釈放を求めて適切な申請を高等裁判所に提起することについて囚人に勧告するために Delhi 司法サービスにより委託される弁護士の指名。11 月 29 日現在、合計認可定員 5,200 人の Tihar 刑務所に 11,978 人の受刑者が収容されている。

NHRC の報告によると、司法拘留死亡の大部分は自然死であるが、刑務所の劣悪な状態により悪化した場合もある(第 1.a.節参照)。結核が多数の死をもたらし、また、HIV/AIDS も同様であった。NHRC は、州刑務所当局にすべての囚人について健康診断を行わせるために、公正な管理に関する特別報告者および調整責任者を任命した。年末までにほんのわずかの検査が行われた。

警察の留置場における自殺を防止する取り組みとして、Mumbai 警察は、市内の警察署留置場に有線テレビ(CCTV)を設置した。1 月現在、84 警察署のうちの約 25 パーセントが CCTV を持っている。

Mithinga Daimary および Ramu Mech の虐待および Robin Handique の 2005 年 8 月の拘留中死亡に関して刑務所当局に適切な措置を求めた 2005 年 9 月の Assam 州人権委員会の要請に関する進展はなかった。

地方当局は、しばしば、拘留中殺人の隠匿を試みたが、NHRC と裁判所はそれらに通報された事案について調査し、犯人の一部を訴追した。ほとんどの場合、裁判所は、400 ドル(17,600 ルピー)から 2,200 ドル(97,000 ルピー)の間の補償金を近親者に与えた。NGO 筋に

よると、親戚は与えられた補償を受け取るために賄賂を払わなければならない場合がしばしばあり、そして多くの場合にそれをまったく受け取らなかった。

法律により未成年者は更生施設に収容しなければならないが、しかし、ときとして、特に農村地域において刑務所に拘留された。裁判前の被拘留者は、既決受刑者から分離されなかつた。

一部の NGO は、特定の政府ガイドラインの範囲内において、刑務所内の活動を許可されたが、彼らの調査結果は政府との協定の結果として大部分秘密にされた。拘留中の虐待は深く警察の慣行に根ざしているが、新聞報道および議会質問の増加は、この問題に対する一般市民の意識の向上の証拠を示している。NHRC は、その主要な関心事の 1 つとして拘留中の拷問と死亡を確認した。

内務省によると、International Committee of the Red Cross (ICRC) (国際赤十字委員会)は、2005 年中に Jammu & Kashmir 州の 25 個所の認知拘留所全部を含めて 61 個所の拘留所および 9,000 人以上の被拘留者ならびにカシミール人が拘留されている全国のその他の施設を訪問した。ICRC は、554 人の新しい被拘留者を登録し、1,240 人の古い被拘留者を追跡調査した。ICRC は、尋問センターと一時収容所のいずれの訪問も許されず、また、北東諸州の正規拘留所も訪問できなかった(第 1.c.節および第 4 節参照)。8 月、政府は、1993 年 Protection of Human Rights Act (PHRA) (人権保護法)を改正し、刑務所訪問の事前通知を確認する要件を撤廃した。これにより抜き打ち訪問が可能になり、NHRC は刑務所内の実情について意見をまとめることができるようになった。

d. 恣意的な対応または拘留

法律は恣意的な逮捕および拘留を禁止しているが、この年の間に両方とも発生した。

警察および治安機関の役割

28 州および 7 連邦直轄領の政府が法律と秩序を維持する一義的な責任を負っているが、中

央政府がガイダンスおよび支援を提供している。内務省が大部分の民兵部隊、国内情報機関、全国の警察業務を支配し、州により組織されている警察の上級警察官に訓練を与えており。文官当局が治安部隊の効果的支配を維持している。治安部隊の隊員が多数の重大な人権侵害を犯した。

警察の腐敗は広くまん延しており、多数の政府高官により認識されている。すべてのレベルの警察官が相対的刑事免責で行動し、不法行為についてめったに責任を追及されなかった。警察官が犯罪で有罪とされた場合、最も一般的な処罰は異なる職位または部署への移動である。人権活動家または NGO の報告によると、警察に仕事をしてもらうためにしばしば賄賂が必要であった。

この年末までに、警察は、2005 年 11 月に死者の家族に遺体と引き換えに 600 ドル(26,500 ルピー)を要求した Delhi 警察の警部 Satya Raj に対する告訴を行っていない。

NHRC の報告によると、NHRC の受け取る苦情の大多数は警察に対するものであった。内務省によると、NHRC は、この年の間に人権侵害苦情として、警察に対する 6,923 件、国軍に対する 35 件、民兵に対する 39 件の苦情を記録した。

2005 年、政府は、人身売買の犠牲者および虐待者に法の裁きを受けさせることについて、この国の法律施行係官および検察官を 2 年計画により訓練し、敏感にするために外国政府および UN Office on Drugs and Crime (UNODC) (国連薬物犯罪防止事務所)と協力した。このプロジェクトにより作成された訓練資料は、対象州の法律施行係官のための講座を行うために使用され、また、全国および警察訓練学校において使用される標準作業手続き・手順の作成において効果を発揮した。

7 月 9 日のマスメディアの報道によると、警察は、Mumbai 中央の公園において Shiv Sena (地域 Hindutva 党) 党員の『創設者』の妻の像が泥で汚されたためにバスおよび財物を破壊していた数千の同党党員に対して措置を講じなかった。

逮捕および拘留

法律は、被拘留者に逮捕の理由を知らせること、被拘留者が弁護士により代理されること、予防拘留法により留置される場合を除き、逮捕から 24 時間以内に法廷において訴因の認否を問われること(この時点において被告はさらなる取調べのために引き続き拘留されるか、または釈放されなければならない)を要求している。しかし、この年の間に数千の犯罪容疑者が起訴されずに拘留されたままとなり、すでに過密になっている刑務所に収容された。

法律は、逮捕された人に保釈される権利および弁護士との速やかな面会の機会を与えてい る。しかし、特別治安法に基づいて逮捕された人々は、ほとんどの場合、いずれも与えられなかつた。警察が逮捕から 60~90 日以内に起訴しない場合、保釈申請の裁判所承認は義務的である。ほとんどの場合、保釈金は 11 ドル(485 ルピー)と 4,500 ドル(198,000 ルピー) の間に設定された。

法律により、被拘留者には弁護士が与えられ、家族との面会が許容されるべきである。しかし、これはめったに実現されなかつた。

2004 年、政府は Prevention of Terrorism Act (POTA) (テロ防止法)を廃止し、それを Unlawful Activities Prevention Act (UAPA) (不法行為防止法)により置き換えた。それにもかかわらず、SAHRDC の報告によると、1,000 人以上の人々が失効した特別テロ法に基づく訴追を待つ拘留状態に置かれ、そして訴訟が POTA に基づいて開始され、Terrorism and Disruptive Activities Act (TADA) (テロ・破壊活動防止法)が司法制度に存続した。

TADA 裁判所は、その他の裁判所により与えられた多数の法的保護を奪つた。たとえば、防衛弁護士は検察側証人との面談を許可されず、検察側証人は法廷での証言中スクリーンの陰に保護され、強要により引き出された自白が証拠として認められた(第 1.c.節参照)。

POTA は、中央 POTA 再検討委員会に既存の POTA 事案を再検討するために 1 年の猶予を与えるサンセット規定を含んでいた。政府は、POTA に基づいて登録された事案を再検討する 3 つの中央再検討委員会を設置した。これらの委員会は POTA により登録されたすべての事案を 2005 年 9 月までに再検討するよう要求されたが、しかしこの年末までに、多数

の事案がまだ再検討されておらず、AI によると少なくとも 400 人の人々が拘留されたままになっている。サンセット規定は、POTA の廃止にも関わらず、新しい逮捕が既存 POTA 事案に関連している場合に、政府に対し POTA に基づく新しい逮捕を行うことも許容した。政府は、POTA に基づいて 5 年前に開始された事案について、政府が当該事案について関連していない場合でも、新しい起訴状を発行することもできた。政府は、再検討のための 1 年の期限を延長することもできる。しかし、年末現在、政府はそれを行っていない。法律は、政府により構成された再検討委員会が POTA により登録されたすべての事案を 2005 年 9 月 20 日までに再検討しなければならないと規定している。2005 年 6 月の POTA 再検討委員会の報告によると、本来通常の法律に従って起訴されるべきであったが、誤って POTA に基づいて起訴された人々が 11,384 人存在する。内務省によると、2004 年における POTA の廃止後、3 つの再検討委員会は 1,529 人の被告に関する 263 事案を再検討し、そのうちの 1,006 人に対しては POTA に基づく自明の証拠が存在しないと決定した。

UAPA と POTA は、正式起訴の提起に先立つ長い期間人々を監獄に拘留するために使用され続けた。人権グループの報告によると、修正された UAPA は POTA に比べて重要な改善点を含んでいる。たとえば、それは、強制された自白を裁判所において証拠として認めるなどを許容していない。

2005 年 2 月、NHRC は、以下を含む逮捕に関する広範囲のガイドラインを発表した。すなわち、有罪の合理的な確信の構築、保釈が選択肢である場合における拘留の回避、被逮捕者の尊厳の保護、一般市民への公開またはパレードを許可しないこと、尋問中における弁護士の接見を許可すること。警察は、しばしば、これらのガイドラインを無視した。

1 月、Punjab 州の副長官 Jai Singh Gill の主宰する委員会による 8 カ月の再検討の後、Punjab 州政府は、1980 年代における Khalistan 運動の活動の廉で逮捕された 3 人の旧暴徒を釈放した。委員会は、他の 19 人の収監継続を勧告した。

警察は定常的に恣意的・隔離拘留を行い、被拘留者に弁護士との接見および医療を拒否し、自白を引き出すために拷問または虐待を加えた(第 5 節参照)。人権専門家の主張によると、非常に貧しく法的援助を利用する資力を持たない人々に対する差別と拘留中の拷問は、あ

りふれたことである。この年の間のマスメディアの報告によると、低いカーストの人々は他の人々より不法な拘留を受ける可能性が高かった。人権活動家の主張によると、政府は、不法行為に関与した治安係官を処罰する代わりに犠牲者の家族に金銭的補償を与えることにより、これらの治安係官の訴追をますます避けるようになった。ときには、軍事司法制度を信用しない犠牲者またはその家族が自分の事案を一般裁判所に移送するよう嘆願した。NHRC は、軍事裁判所を含むどの裁判所に対しても管轄権を持っていない。

7月、Jammu & Kashmir 州 Billawar の Muhammad Saleem は、双眼鏡、AK47 の実弾カートリッジ、無線機を所持していた廉で 15 年の刑を宣告された。これは、POTA に基づいてその廃止に先立って下された最初の有罪判決であった。

2005 年 12 月までに Gujarat 州において POTA に基づいて 2003 年の前 Gujarat 州首相 Haren Pandya の殺人、2003 年の Akshardham 寺院爆破、2002 年の Godhra 列車放火事件、2002 年の Tiffin 爆弾事件に関連して 217 人が逮捕・拘留された。この年の間に Tiffin 爆弾事件の裁判は完了し、12 人が無罪放免され、5 人が有罪となった。7 月、最高裁判所は、最高裁判所により 2003 年以来停止されている 9 件の重大な裁判(その中に Godhra 裁判がある)の証拠を検討するために Delhi 開廷裁判所から裁判官を任命した。年末までに、この裁判官はまだその検討を終了していない。7 月、Akhmedabad の POTA 裁判所は、34 人を殺害した 2002 年の Akashardham 寺院テロ攻撃の 6 人の被告全部に有罪判決を下した。6 人の被告のうち、3 人は死刑を宣告され、1 人は終身刑を言い渡された。この年末までに Gohra 裁判はまだ始まっていない。

この年全体を通じて、Jammu & Kashmir 州の当局は、デモ、葬儀または市民イベントへの参加を阻止するために、カシミール人分離主義者の指導者を数時間ないし 1 日の短期間にわたり繰り返し拘留した。たとえば、3 月 10 日、警察は、Jammu & Kashmir 州解放戦線(Nanji)の議長 Javid Ahmad Mir およびその他 12 人を Srinagar において禁止命令に違反した廉で予防拘禁した。新聞の報道によると、当局が Mir を逮捕したとき、彼は人権侵害および偽造遭遇殺人に抗議していた。彼は、その後まもなく釈放された。6 月 22 日、彼は同じ容疑で再び一時的に逮捕された。

3月17日、警察は、演説を行うために Baramulla に向けて旅行中だった過激派 Hurriyat Conference 党員 Syed Ali Shah Geelani を他の4人とともに Srinagar 付近で予防拘禁した。人権グループの主張によると、この逮捕の唯一の理由は、彼に集会で演説させないことである。彼は「自民族中心主義を扇動した」廉で6月7日に再び逮捕され、6月29日まで拘留された。Jammu & Kashmir 州の警察は、Delhi 警察により拷問・殺害されたとされている青年の葬儀への Geelani の参加を阻止するために、10月12日に再び彼を逮捕した。新聞の報道によると、これは、政府が Geelani の行動を制限した45日の期間中の7回目であった。

National Security Act (NSA) (国家治安法)は、警察に対し国内のどこにおいても(ただし Jammu & Kashmir 州を除く)治安上危険と思われる者を告訴または裁判なしで緩やかに定義される治安上の理由に基づいて1年間拘留することを許可している。州政府は、拘留命令を追認しなければならない。拘留命令は、次に、逮捕から7週以内に3人の高等裁判所判事からなる審議会により審査される。NSA の被拘留者は家族および弁護士による訪問を与えられ、5日(例外的状況の場合には10日ないし15日)以内に拘留の理由を通知されなければならない。1月12日、Lucknow 当局は、Uttar Pradesh 州のキング・ジョージ医科大学の医師を逮捕し、放火および暴力の廉で起訴した。この州の首相 Mulayam Singh Yadav が大学の「トラブル・メーカー」は処罰されるだろうと警告した後、当局は1月19日に NSA に基づいてこの医師を起訴した。

人権グループの主張によると、NSA は当局に対し審議会による粗略な審議を受けるのみで自らの判断により予防拘禁を命令することを許容しており、どの裁判所もこのような決定を覆さない。

Jammu & Kashmir 州のみに適用される PSA は、州当局に対し人を起訴および司法審査なしに最長2年間拘留することを許可している。この間、被拘留者は家族とも弁護士とも接見できない。Jammu & Kashmir 州警察長官室によると、2005年に473人、この年の間に420人が PSA に基づいて逮捕された。ACHRによると、Jammu & Kashmir 州の刑務所には140人の外国国民が PSA に基づいて収容されている。

1月10日、当局は、女性のみの Dukhtaran-e-Millat の議長 Sayeda Assiya Andrabi とその仲

間 8 人を釈放した。彼女たちは、姦通、売春、麻薬常習に反対するキャンペーンのために 2005 年 9 月に逮捕された。8 月、Jammu & Kashmir 州の高等裁判所は、PSA に基づいて拘留され、過激派関連事件に関与した疑いで逮捕されていた 7 人の拘留を覆した。

この年の間に政府は、PSA に基づいて拘留された 140 人を釈放した。

3 月、Chhattisgarh 州政府は、HRW により「不法な行動に関して 3 年以下の拘留を許可する曖昧かつ非常に広い法律」と考えられる Special Public Protection Act (SPPA) (特別公衆保護法)を制定した。HRW の主張によると、この法律は「不法な行動」の引き起こすことをゆるやかに定義し、憲法で規定されている基本的自由と保護を脅かしている。インド市民自由国民同盟は訴訟を提起し、この法令は「甚だしい虐待および乱用、恣意性、不公平に通ずるものであり」かつ「無実の人々に対する審問なしの、または、救済のない厳しく激烈な処罰を招きかねない」と主張した。HRW の表明した特別の憂慮は、この法律が強迫による証拠に関わらず Naxalite に与えられるいかなる支援も犯罪とすることであった。

Armed Forces Special Powers Act (AFSPA) (国軍特別権限法)は、Nagaland 州、Manipur 州、Assam 州、Tripura 州の一部で依然として有効であり、Jammu & Kashmir 州ではこの法律の変形版が有効である。AFSPA に基づいて、政府は任意の州または連邦直轄領を「騒乱地域」に指定できる。これにより治安部隊は、「法と秩序を維持するために」任意の者に発砲すること、および被拘留者に逮捕の理由を告げることなく「合理的な疑いのかけられる者」を逮捕することができる。治安部隊は、AFPSA に基づいて行った行為に関する訴追からの刑事免責も与えられる。

2005 年 6 月、内務省のある委員会が AFSPA を再検討し、報告と勧告を提出した。10 月 8 日、マスコミの長年の推測を確認する形で、判事 B.P. Jeevan Reddy 調査委員会の報告が公式に発表され、この法律の廃止を勧告し、政府に必要な場合に軍隊を派遣する権限を与えた。Jeevan 委員会は、調査を許可すること、および違反軍人を処罰しないことも勧告した。

この法律は、拘留中の個人に速やかに裁判を受ける権利を与えている。しかし、莫大な滞貨のために、実際にはそうならなかった。人権団体の報告によると、すべての被拘留者の

60 ないし 75 パーセントが裁判を待って獄中にあり、過密に大幅に貢献している。人権団体の主張によると、これらの被拘留者の約 65 パーセントが無罪とされた。司法制度の相変わらずの効率の悪さのために、非常に多くの事案において被拘留者は有罪と判定された場合に下され得る最長の刑期より長い時間を裁判前に獄中で過ごした。

たとえば、2月16日のマスメディアの報道によると、当局は、裁判なしに Shanka Dayal を Uttar Pradesh 州の Unnao District 刑務所に 44 年間監禁した。この記事によると、Dayal は精神病院で 43 年過ごし、彼の家族は彼が死んだと思っていた。同様に、当局は、「人を不法に監禁し、負傷させた」廉で Jaldhar Yadav を Bihar 州において 20 年間監禁した。法律によれば、この罪に対する最高刑は 1 年の懲役または 45 ドル(1,985 ルピー)の罰金、もしくはこれらの両方である。NHRC は、Assam 州の当局に対し Assam 州の LGB 地域精神衛生施設に収容されているその他の 5 人の未決囚人に関する報告を提出するよう要求した。

ACHR によると、2005 年 12 月現在、最高裁判所係属中の事案は 34,481 件、高等裁判所係属中の事案は約 350 万件、下級裁判所係属中の案件は約 2,560 万件である。

この国で 1,734 の簡易裁判所が運用されているが、それが滞貨に対しある程度の救済を与える、全国に簡易裁判所を増設せよという世論の高まりに貢献している。

e. 公正な公開裁判の拒否

法律は司法の独立を規定し、政府は、一般的に、実際にこの規定を尊重した。しかし、重大な問題が残っている。Jammu & Kashmir 州では、司法部の構成員が暴徒およびテロリストによる脅迫と威嚇に直面している。

司法制度は、憲法問題に関する管轄権を持つ最高裁判所により統括され、上訴裁判所および下級裁判所を含んでいる。下級裁判所は刑事事案および民事事案を審理し、上訴を上訴裁判所に送付する。裁判官は大統領により任命され、州の高等裁判所では 62 才まで、最高裁判所では 65 才まで在官する。

裁判手続き

刑事訴訟法は、公務上の秘密を含む訴訟、国家の安全にとって有害な陳述が行われる恐れのある裁判、特別治安立法の規定に基づく裁判を除き、裁判が公開で行われることを規定している。判決は公式に宣告されなければならず、被告は政府から独立している弁護士を選択する権利を持っている。司法制度のほとんどのレベルに実効的な上訴の道があり、州は、貧しい被告に無料の弁護士を付けている。被告は、大部分の民事および刑事訴訟において関連政府保持証拠の閲覧を許される。しかし、政府は情報を開示しない権利を持っており、微妙な内容を含むと考えられる事案についてその権利行使した。2003 年、Delhi 高等裁判所は、被告からの脅迫のために証人が証言を撤回する頻度を低減するために、新しい証人保護ガイドラインを発表した。NGO の報告によると、このガイドラインは効果的でなく、多くの人々が証人保護に関する中心となる法律を要求している。このガイドラインの下では、証人は Delhi Legal Services Authority (DLSA) (Delhi 法務局)の書記官に保護を申請できる。このような勧告は、Delhi 警察の法務室に送付され、次にそこから情報が関連地区に転送される。しかし、警察の資源の不足のために、1 年間に DLSA から Delhi 警察に送付された勧告は 6 件のみであった。殺人罪で起訴された Manu Sharma や Santosh Singh のような有力なエリートに関する有名な有罪判決は、主として証人の証言に基づいて下された。

Gujarat 州政府が 59 人の男女と子供が死亡した Godhra における Sabarmati 急行列車の S-6 客車の焼き討ち攻撃の後に発生した 2002 年における広範な対立住民間の暴力に関与した者を逮捕して有罪宣告しないことについて懸念が続いている。列車焼き討ちから数日間に、ヒンズー教徒の暴徒が数百人のイスラム教徒を殺害し、数千人を難民化させ、数千ドルの財物を破壊した。

Gujarat 州暴力の犯人の責任を追及する試みは、多くの場合、警察が苦情を記録した方法により妨げられた。犠牲者の話によると、警察は苦情の登録を拒否し、罪が軽くなるような方法により詳細を記録し、攻撃に関与した有名な人物の氏名を削除し、容疑者、特に Bharatiya Janata Party (BJP)の党員を逮捕しなかった。HRW の主張によると、親戚の死体を探すイスラム教徒を助ける代わりに、Gujarat 州警察はイスラム教徒に損害を与え、かつ、

いやがらせを加えた。2004 年 8 月、最高裁判所は、Gujarat 州高等裁判所に対し、提出された合計 4,252 件の苦情のうち結了済みの 2,032 件を再調査し、審理を再開するべきか否か決定する高級警察官からなる委員会を任命するよう指示した。2 月、Gujarat 州警察は、最高裁判所に対し、同警察が 2,032 件のうちの 1,600 件の終結を再検討すること、およびこれらの事案の一部について新しい FIR を提起することにより再調査することを通知した。マスメディアの報道によると、これらの事件に対する本格的な調査を開始しようとした係官は、ただちに当該事案から除外された。

Godhra 後の暴動事案における最初の有罪判決は 2003 年に下され、Kheda 地方裁判所は 12 人に終身刑を宣告した。2005 年 12 月、Gujarat 州の特別裁判所は、2002 年の暴力事件において 11 人のイスラム教徒を殺害した廉で 11 人のヒンズー教徒に終身刑を言い渡した。この年の間に結審した他の事案では、被告は、証拠不十分、捜査欠陥のために、または証人が買収されたかまたは証言を恐れたために、無罪放免された。人権グループの主張によると、最高裁判所が関心を示した有名な事案を除いて、被告人は大概の場合に無罪釈放された。

2002 年、ヒンズー教徒襲撃者が Baroda の Best Bakery を焼き討ちし、14 人を殺害した。2 月 24 日、Best Bakery 事件の Mumbai 再審は 9 人の被告を放火による殺人で有罪とし終身刑を言い渡したが、他の 8 人については無罪とした。3 月、最高裁判所は、Bakery 所有者の家族で主たる証人の Zaheera Shaikh に対し偽証の廉で有罪と判定した。彼女は証言を度々変更したのであるが、HRW および AI によれば、それは、BJP の著名な党員による威嚇のためであった。3 月 29 日、Shaikh は 1 年の刑期を宣告され、Mumbai 刑務所でこの判決に服している。

伝えられるところによると警察当局および地元当局がこの年早く 2002 年の Gujarat 州暴力事件の大量死体を発見した。いくつかの事例において警察は当初証拠を埋めて隠匿しようとしたという主張が暴力事件発生直後になされた。たとえば、1 月、Gujarat 州の Kalol において調査機関 CBI は、意図的に証拠を隠滅し、それにより 2002 年 Randhikpur 虐殺の被告を秘匿した廉で 6 人の警察官および 2 人の医師を逮捕した。

また、Kidiad 村(ここで 2005 年 3 月に Sabarkantha 地区 Limbadiya Chowki の 2 両の車両の中で 70 人以上が焼き殺された)殺人事件の死体が Panam ダムで発見された。警察の記録によると、8 人の死亡事件が報告された。Godhra を本部とする裁判官による Kidiad 殺人事件全被告の 2002 年無罪判決の後に、最高裁判所は 2003 年に通知を発行し、州政府はこの事案に関与した 2 人の検察官を免職した。州高等裁判所に上訴が提起された。ある高級警察官は、発見された遺体が暴動犠牲者に属するものであるか否か、または古い墓地が掘り起こされたものであるか依然として不明であると述べた。Gujarat 州警察は、犠牲者の家族による無用な宣伝活動であるとして大量死体の発掘を退けた。

2002 年の Gijarat 暴力事件の別の有名な裁判、Bilkis Bano 輪姦事件は、この年末現在、Mumbai 裁判所で進行中である(第 5 節参照)。

Gujarat 州政府の主張によると、警察は、Ahmedabad 市の 5,384 人および州全体として 24,683 人に対する調査を再開した。しかし、Gujarat 州イスラム救済委員会の分析が明らかしたことによると、これらの調査のうち実際に有罪判決に結びつく件数はほんのわずかであった。10 月現在、Gujarat 州の下級裁判所で結審した 217 件のうち、有罪判決は 10 件未満である。Gujarat 州政府の法務部門は、残りの事案における大部分の無罪判決について上訴しないよう勧告した。その結果として、ほんのわずかな事案が高等裁判所に上訴された。すべての Gujarat 州関連事案は、退官した司法官 G.T. Nanavati および K.G. Shah により行われている公式調査において詳細に吟味されている。この調査は、生存者、および独立人権グループ、女性グループ、NGO、学者、警察官からの 20,940 件の口頭および書面証言(個人と団体両方の証言)の収集および分析を含んだ。

HRW の 2005 年の報告によると、ヒンズー教徒過激派は、2002 年 Gujarat 州暴動中に罪を犯した者の訴追を試みる犠牲者、証人、人権活動家を脅迫・威嚇した。同報告の主張によると、Gujarat 州政府は、暴力行為の犯人を追及する代わりに、恐怖の風土を育んだ。この報告の主張するところによると、Gujarat 州政府は、一部のイスラム教団体に対し選択的税金調査を開始することにより、イスラム教徒の証人がヒンズー教徒民族主義者に対する殺人および放火の告訴を撤回するよう圧力をかけた。1 月に発行された HRW の年次報告によると、「Gujarat 州政府は、2002 年暴動中のイスラム教徒に対する攻撃に関与した者の

調査および訴追をまたもや行わなかった」。AI の年次人権報告によると、「インドにおける人権侵害の犯人は、特に Gujarat 州において刑事免責を享受し続けている。2002 年の Gujarat 州において殺人および性的暴行の標的にされ、生き残った人々は、依然として正義と補償を拒否され続けている」。Gujarat 州政府は、起訴を拒否した。

マスメディア筋によると、9 月 5 日、迅速な裁判および裁判中保釈の要求を再三にわたり拒否されてきた 12 人の Kamptapur Liberation Organization (KLO) (Kamptapur 解放組織)の指導者、6 人の毛沢東主義者、1 人の United Liberation Front of Asom (ULFA) (Asom 統一解放戦線)の幹部が West Bengal 州の Jalpaiguri 中央刑務所において無期限ハンガー・ストライキに入った。9 月 18 日、同じ刑務所において KLO の囚人の指導者の数人が重病になり、病院に収容された後に、34 人の KLO の囚人がハンガー・ストライキに参加した。この事案の裁判の進行遅延に抗議して West Bengal 州における KLO 全組織の同一大グループの約 300 人が 2 日間のハンガー・ストライキに入った。

簡易裁判所は特定の種類の事案に集中したので、裁判官による一定領域の法律の専門知識の修得を可能にした。簡易裁判所は長期にわたり未決になっている事案を優先し、また、しばしば、民事問題に重点的に取り組んだ。これらの裁判所の手数料は、裁判期間が短いので、一般的に低廉であった。

10 月現在、1,734 の簡易裁判所が存在する。全国で合計 1,800 万件の訴訟が裁判所に係属しているが、そのうち 1,600 万件は刑事訴訟である。100 万人の人口ごとに約 10 人の判事が存在する。

Jammu & Kashmir 州において、これまでの数年と異なり、裁判所は定期的に開廷され、司法制度が正常化され始めた。それにも関わらず、司法制度は、政府の暴動防止活動の一環として行われる虐待に対する司法的寛容のために、また、治安部隊の裁判所命令順守拒否のために阻害された。

Jammu & Kashmir 州における裁判所は、部分的には暴徒およびテロリストによる威嚇のために、しばしば、暴徒およびテロリスト犯罪に関する事案の審理を済り、着手したとしも人身保護令状事案に関して迅速に処置しなかった。内務省によると、現在、377 人の人種

別不明の人々およびカシミール人ならびに 136 人の外国人が収監されている。

政治的な囚人および被拘留者

政府は、政治犯は存在しないと主張しているが、All Parties Hurriyat Conference (APHC) (全党派 Hurriyat 会議派)の主張によると Jammu & Kashmir 州に約 500 人の政治犯が存在し、また、この州に本拠を置く人権活動家はそれを 150 人としているが、これらの中には、政府の主張によると暴力行為を行った者が含まれている。

政府は、ICRC のような国際人道組織に対しこのような人々に対する定期的面接を許可した。

この年の間に政治的な被拘留者に関する報告はなかったが、政府は数百人のテロ容疑者、暴動容疑者、分離主義容疑者を拘留した。

民事司法手続きおよび救済

種々の小数宗教地域社会に関する種々の属人法があり、法制度は、結婚、離婚、養子縁組み、相続の問題に関して宗教固有の法を認容している。イスラム教属人法は、家族法および相続を含む多数の非犯罪事項を支配している(第 5 節参照)。

f. プライバシー、家族、自宅または通信の恣意的侵害

法律はこのような行為を禁止し、政府は一般的にこれらの禁止を実際に尊重した。しかし、当局は、ときに、これらを侵害した。警察は、捜索および押収を行う前に令状を取得しなければならない。ただし、令状の入手のために措置が不当に遅れる場合を除く。警察は、このような令状なしの捜索を当該犯罪について管轄権を持つ最寄りの治安判事宛の書面により正当化しなければならない。Jammu & Kashmir 州、Punjab 州、Manipur 州の当局は、令状なし捜索および逮捕を行う特別の権限を持っている。

情報技術法は、警察に一定状況の下で令状なしで家宅捜査および個人の逮捕を行う権限を与えている。この法律は、政府に要求に応じて情報を提供しなかった者に対する 1 年の刑、猥褻な情報を送信した者に対する 5 年の刑を規定している(第 2.a.節参照)。この法律は、インターネット・カフェに対しインターネットの利用者を監視し、違法行為を当局に通報することも要求している(第 2.a.節参照)。

インド電信法は、「公共緊急事態の場合」または「公共の安全または静謐のために」電話通話の監視および個人郵便の遮断を含む通信の監視を許可している。中央政府およびすべての州政府がこの年の間にこの権限を使用した。

電信法は調査を助けるために警察に電話を盗聴する権限を与えているが、このような証拠を法廷で使用することは許可されていない。UAPA はテロリスト事案においてこのような証拠を使用することを許容しており、ある人権活動家の指摘によると、新しい UAPA 法令は、テロリスト関連案件において傍受した通信を証拠として使用する新たな権限を警察に授けている。警察による個人のプライバシーの侵害を防止する精巧な法的保護手段が存在するが、テロリスト案件についてではそのような保護は存在しない。

7 州(Andhra Pradesh 州、Rajasthan 州、Orissa 州、Himachal Pradesh 州、Maharashtra 州)が執行レベルの非常に低い村議会議員 2 児法を制定した。この法律は、3 人以上の子供を持たない人々に政府の仕事と補助金を与え、持つ人々に制裁を与える。New Delhi の国民保健当局者は、中央政府が人口問題に関する州の決定を規制することはできないと述べた。

この法律は、異宗教間結婚から生じた人の相続、扶養手当支払、財産所有を制限し、一方の当事者がキリスト教徒でない結婚式を挙行するために教会を使用することを禁止している。この規定に違反した牧師は、10 年の刑を受ける可能性がある。しかし、この法律は、他の礼拝場所における異宗教間結婚を禁止していない。

g. 内部抗争における過度の暴力およびその他の虐待の使用

AFSPA および騒乱地域法は、活動的かつ暴力的分離主義者運動が行われている Jammu &

Kashmir 州の Kathua、Udhampur、Poonch、Rajouri、Doda、Srinagar、Budgam、Anantnag、Pulwama、Baramulla、Kupwara 地区において依然として有効である。騒乱地域法は警察に逮捕および拘留の特別権限を与え、AFSPA は令状なしの捜査・逮捕権を与える(第 1.d.節参照)。人権グループの主張によると、治安部隊はこの法律の施行されている地域において事実上の刑事免責で行動している。1月、最高裁判所判事 Jeevan Reddy の主宰する委員会は、政府は北東部において暴動と闘うために UAPA に基づく権限を持っているのであるからこの法律は廃止されるべきであると勧告した。年末現在、この法律は、引き続き有効であった。

Jammu & Kashmir 州政府による説明責任は、依然として重大な問題である。人権グループの推定によると、30,000 ないし 35,000 の人々が Jammu & Kashmir 州における 20 年にわたる抗争の間に死亡した。Jammu & Kashmir 州の知事 S.K. Sinha 中将は、抗争中の死者 39,000 人を報告した。治安部隊は、暴動中に裁判外殺人、行方不明(第 1.b.節参照)、拷問(第 1.c.節参照)を含む数千件の重大な人権侵害を行った。Jammu & Kashmir 州における暴徒およびテロリストによる治安部隊要員の殺害は、内務省の統計によると、2005 年中に 330 人に減少した。Jammu & Kashmir 州の警察によると、2005 年 8 月現在、Jammu & Kashmir 州における戦闘は、治安部隊要員 167 人、一般市民 359 人、暴徒 622 人の死亡をもたらした。Jammu & Kashmir 州の警察によると、過激派は 385 人の一般市民を殺害し、治安部隊は 554 人のテロリストを殺害し、暴徒は 177 人の治安部隊隊員を殺した。South Asia Terrorism Portal (SATP) (南アジア・テロリスト・ポータル)によると、12 月 18 日までに、テロリストの暴力により、340 人の一般市民、166 人の治安部隊要員、592 人のテロリストが殺害された。

この年の間、Jammu & Kashmir 州における銃撃戦で殺害された市民に関する報告が続いた。2 月 22 日、8 才から 18 才の間の 4 人のカシミール人の少年が Northern Kashmir の Kupwara District における暴徒と兵士間の銃撃戦で殺された。国軍の発表によると、兵士が暴徒の手投げ弾にライフル射撃で応戦したときの銃撃戦中にこの死亡が発生した。この殺害によりこの地域に数日間の反政府抵抗が湧き起つた。Jammu & Kashmir 州首相と国軍は、この事態について別々に調査を行つた。2 月 26 日の国軍の発表によると、国軍は各犠牲者の家族に 4,800 ドル(212,000 ルピー)の補償金を与えた。州政府は、2,400 ドル(106,000 ルピー)を与えた。

Jammu & Kashmir 州の Rajouri、Poonch、Udhampur、Doda 地域で活動しているテロリストおよび暴徒は、年間を通じて、繰り返し少数派の Pandit (Hindu Brahmin) 地域社会を標的とし、多くの襲撃で一時に家族全体を殺傷した。たとえば、6 月、暴徒は、Udhampur Districtにおいて、1人の男性を殺害し、13人を傷つけ、2人の犠牲者から鼻と耳を切り取った。

Jammu & Kashmir 州において 2005 年 2 月に公民選挙が行われた。脅迫とボイコットの呼びかけにも関わらず、投票は概して平穏に行われ、国軍と警察の存在は目立たなかった。結果の発表後、テロリストは 2 人の新しく選挙された議員ならびにその親戚および友人の数人を殺害した。選挙された数人の議員は、テロリストから脅迫を受けて辞任した。暴徒は、Kulgam において 1 人の公務員、Ikhrajpora において国民会議派の 1 人の議員、Budgam 地区の Beerwah において People's Democratic Party (PDP) (人民民主党) の 1 人の議員を殺害した。

治安部隊隊員は暴徒容疑者の誘拐と殺害を継続したが、治安部隊はその行為の責任を適切に取らされなかった。このような事案に関する信頼できるデータは、入手困難であった。

信頼するべき報告によると、捜査および恣意的逮捕中のいやがらせ(第 1.d.節参照)のほか、地雷原処理治安部隊は一般市民を誘拐し、ときとして人間の盾として利用した。このような虐待は、主として Kupwara 地区および Doda 地区で発生した。

9 月、治安部隊は、南 Kashmir の Kokernag 地域において 1 家族の 3 人を殺害した。Kupwara において、治安部隊は、たきぎを集めるために近所のジャングルに向かっていた 1 人の少女とその伯父を殺した。国軍は遺憾の意を表明し、人々に夜間に危険を冒して外出しないよう勧告した。

12 月 10 日、兵士が南 Kshmir の Mirmaidan 村の小売店主 Manzoor Ahmad Wani に発砲した。Wani は、pheran (長いカシミール服) から両腕を出すよう命じられたときに、ただちにそれに従わなかった。Wani は病院に収容された。

12 月 17 日 Rashtriya Rifles 部隊が 62 才の村長 Sanaullah Magray を殺害した。国軍の発表に

ると、この殺害は人違い事件であり、村長は待ち伏せ区域に立ち入り、停止命令を無視した。政府は調査を実施し、国軍も事件の独自調査を命令した。

これまでの数年と異なり、Kashmir における Line of Control (LOC) (停戦ライン) 沿いの緊張はごく低かった。内務省の報告によると、LOC 沿いまたは Siachen 氷河における砲撃、迫撃砲攻撃、小火器攻撃はなかった。

2月、国軍兵士が Kupwara 地区でクリケットをしていた 4人の青年を殺害した。この殺害に対して大規模の抗議活動が発生し、警察の発砲および催涙ガス使用により 15人が負傷した。9月、Jammu & Kashmir 州において政府は地方開廷裁判所にこの事件の調査を要請した。9月 19 日、国軍は、非能率と無能を理由として当該部隊の指揮官、R.S. Guleria 大佐を免職した。NHRC は、Jammu & Kashmir 州の政府に対しこの殺害の詳細報告を提出するよう要請した。政府は、この年末までにまだ提出していない。

5月 21 日、テロリスト・グループ、Lashkar-E-Tayyiba (LET) が Srinagar の議会会議を襲撃し、7人を殺害し、25人を傷つけた。

5月 3日、AI は、Jammu & Kashmir 州のイスラム教徒が多数派を占める地域において首相と Hurriyat 指導者間の会議の前に発生した少なくとも 35人のヒンズー教徒の殺害およびそのほか 10人の負傷を報告した。

7月 8日の Jammu & Kashmir 州の警察の発表によると、反乱グループ Hizbul Mujahideen が Kulgam において強力な手榴弾を爆発させ、前 National Conference (NC) (国民会議派)立法府議員と州観光相 Sakina Ittoo を含む 5人を殺害し、その他の 50人を負傷させた。暴徒は、南 Kashmir の Anantang District の聖堂から出てきた Ittoo を手榴弾で攻撃した。

Kashmir の Pattan において暴徒により人間の盾として使用された 2人の村人が 2005 年 11 月に殺害された事案に関する進展はなかった。

Kashmir において治安部隊により人間の盾として利用されたと言われる 5人の市民運搬作

業員の 2004 年 2 月の殺人に関する進展はなかった。

北東部における人権グループの観察によると、分離主義者グループと州政府当局間の進行中の会談および 2004 年の政府休戦にも関わらず暴力行為が続いた。National Socialist Council of Nagaland Isak-Muivah (NSCN-IM) (Nagaland 州 Isak-Muivah 民族社会主義評議会) と National Socialist Council of Nagaland Khaplang (NSCN-K) (Nagaland 州 Khaplang 民族社会主義評議会) 間の派閥間暴力抗争がこの年を通じて継続し、多数の死者をもたらした。2005 年 7 月と 6 月の間に、政府の代表と NSCN-IM の指導者がアムステルダムで会見し、停戦の延長に同意した。

8 月、Assam 州の非合法グループ ULFA に対する国軍の作戦がこの州における和平を醸成するために 1 ル月延期された。作戦を停止する決定は、ULFA の主要な要求を満たした。ULFA は、停戦に応えて「戦闘の停止」を発表した。しかし、9 月、ULFA の暴力再開とともに作戦は再開された。

内務省の報告によると、Andhra Pradesh、Bihar、Chhattisgarh、Jharkhand、Orissa、Maharashtra、Madhya Pradesh、Uttar Pradesh、West Bengal の 9 州における 76 地区が Naxalite (毛沢東主義暴徒) の暴力の影響を被っている。

Southern Chhattisgarh 州は Naxalite の暴力の中心であり、1 月から 8 月までに 300 件以上の暴徒関連死傷事件が発生した。"Salwa Judum" と呼ばれる地域の部族住民間の暴動鎮圧運動が 2005 年 6 月に開始され、州政府により支援された。この運動に対する Naxalite の報復により Dantewara 地区において激しい内戦が発生し、非常に多くの市民が死亡した。

3 月 2 日、推定 500 人の Naxalite が Dantewara 地区の小さな村を急襲し、4 人を刀と斧で殺害し、5 人を誘拐した。この年の間に政府の車両および警察要員を標的として Naxalite が地雷を使用した数件の事例が報告された。また、3 月、Naxalite は、政府所有の大鉱山 Bailadila からの鉄鉱石出荷を妨害するために機関車を破壊した。6 月 20 日、暴徒は、Dantewara 地区の Kanta 地域における Chikuarguda 村において 7 人を殺害し、他の 2 人を傷つけた。これらの村人が国内難民(IDP) 収容所に対する Naxalite の計画的攻撃の支援を拒否したため

あった(第 2.d.節参照)。7 月 17 日、Naxalite は Arrabore の IDP 収容所を攻撃し、7 人の幼児を含む推定 20 ないし 30 人の住民を殺害した。推定 75 人が傷つけられた。

Naxalite が 2005 年 8 月に Andhra Pradesh 州の Mahbubnagar District において Andhra Pradesh 州立法府議員 Chittam Narsi Reddy を射殺した後、州政府は、Communist Party of India-Maoist (CPI-M) (インド共産党毛沢東主義派)および 7 つの Naxalite 同盟組織に禁止令を課した。この禁令の後、警察は、先の平和会談で CPI-M 使節の役割を果たした Vara Vara Rao を逮捕した。Rao は、CPI-M の分派である非合法化された People's War Group (PWG) (人民戦争グループ)に属している。人権活動家の主張によると、暴力のエスカレーションは、警察が Prakasan 地区において 3 人の Naxalite を射殺した 1 月に始まった。遭遇殺人の報告は、2005 年、警察が 9 人の Naxalite を射殺した Nizamabad District において最高であった。9 月、Naxalite ゲリラが Jharkhand 州の Ranchi 地域における深夜の攻撃で 10 人を殺害した。SATP によると、2005 年 9 月、CPI-M の幹部が Jharkhand 州の Giridih 地区の Belwadari 村において 17 人の村人を殺害した。SATP によると、この年、12 月までに、11、263 人の一般市民および 121 人の治安部隊要員が Naxalite 関連過激活動により殺害された。

Andhra Pradesh 州における Naxalite による一般市民の殺害が続いた。ACHR の推定によると、Naxalite の暴力行為により、この年の前半に 90 人の治安部隊要員、189 人の Naxalite 容疑者、181 人の一般市民を含む少なくとも 460 人が殺害された。Andhra Pradesh 州警察によると、毛沢東主義者による一般市民の殺害人数は、2005 年の 211 に比べて、この年は 42 人に減少した。警察の虐漬し作戦は、この年、110 人の毛沢東主義者の遭遇殺害をもたらしたが、これに対し 2005 年は 124 人であった。

7 月 17 日、武装 Naxalite が Dantewada 地区の Errabore 救済収容所を攻撃し、約 30 人の非武装一般市民を殺害し、数百人を負傷させた。襲撃者は、治安部隊要員を含む 45 人以上を誘拐したが、その後、一部の人質を釈放し、その他の 6 人を殺害したと伝えられた。警察によると、殺害された 6 人の人質は、すべて、降伏した Naxalite である。

2005 年 12 月、People's Liberation Army (PLA) (人民解放軍)が Manipur 州の Bushnupur District における待ち伏せ攻撃により Manipur 州の警察部長(情報)T. Thangthuam を巡査とともに殺

害した。Oinam Bazaar 地域においてトラックに乗った重武装暴徒が警察官の車両に追い付いて無差別に発砲し、2人を即死させた。8月16日、テロリスト容疑者がヒンズー教の祭りの最中に Imphal の寺院で強力な手榴弾を投げ付けたため、2人の子供を含む5人の一般市民が殺害され、その他の50人が傷つけられた。8月20日、Churachandpur District において Assam 州 Rifles のパトロール隊を狙った Zomi 革命軍が混雑した寺院で発砲し、2人の一般市民を殺害し、4人を傷つけた。

2月5日、国軍が Assam 州の Tinsukia の Kakopathar の住民、Ajit Mahanta を ULFA に関連している容疑で逮捕した。翌日、Dibrugarh の Assam 州医科大学のズック袋中に彼の死体が発見された。Mahanta の死は広範な憤慨を引き起こし、2月10日、10,000人の暴徒が抗議のために集まり、Lajum 警察署まで行進したとき、警察が発砲し、8人を殺害した。抗議群衆は1人の兵士に石を投げて殺した。国軍は、Mahanta の寡婦に金銭補償を与えた。Assam 州政府もこの寡婦と銃撃で殺害された人々の家族に補償すると発表した。防衛省は軍法会議を開き、1人の将校と1人の銃兵を有罪とした。判示および宣告は高級国軍当局による確認を受けることになっている。

6月8日から11日までに、Assm における ULFA の爆発攻撃により5人が殺され、40人が負傷した。

11月、ULFA 過激派容疑者によりしかけられた爆発物が Assam 州の Guwahati の鉄道駅で爆発し、1人の女性と1人の子供を含む3人の一般市民が殺害され、11人が負傷した。

12月18日までに、SATP は、暴徒関連暴力の結果として次の死亡を報告した。すなわち、Assam 州において殺された人は、一般市民 91 人、治安部隊 37 人、過激派 42 人/Manipur 州で殺された人は、一般市民 103 人、治安部隊 37 人、過激派 136 人/Nagaland 州で殺された人は、一般市民 10 人、治安部隊 1 人、過激派 80 人/Tripura 州で殺された人は、一般市民 11 人、治安部隊 19 人、過激派 30 人。

2月28日、AI によると、PWC に属する毛沢東主義者容疑者が Chhattisgarh 州の Dantewada で地雷を爆発させ、236人を殺害し、30人を負傷させた。

3月3日、結婚式参列者を装った毛沢東主義者が Jharkand 州の治安検問所を攻撃し、5人の治安部隊将校を殺害した。

3月4日から5日にかけて、毛沢東主義者が West Bengal 州における別々の攻撃において2人の Communist Party of India-Marxist (CPM) (インド共産党)職員を殺害し、10人の CPM 党員を誘拐した。

第2節 以下を含む市民の自由の尊重

a. 言論および報道の自由

憲法は、言論および表現の自由を規定している。しかし、報道の自由は、明示的に言及されていない。政府は、一般的にこれらの権利を実際に尊重した。独立報道機関、幾分効果的な司法部門、機能している民主政治制度が相俟って言論および報道の自由を保証した。1923年公務秘密法に基づいて、政府は、国家にとって有害な情報を公開または通信する者を訴追できる。しかし、この年の間に、そのような訴追は報告されなかった。

報道に関する自己規制機構として指定されている Press Council (PCI) (新聞評議会)は、ジャーナリスト、出版業者、学者、政治家および政府任命の議長から構成される国家機関であり、無責任なジャーナリズムに対する苦情を調査し、全国の出版業者のための行動規範を設定する。この規範は、カースト暴力または対立住民間の暴力を煽動する記事を公表しない確約を含んでいる。新聞評議会は、行動規範、特に対立住民間の暴力および野蛮行為に関する行動規範に違反したと考える新聞およびジャーナリストを公的に批判する。

独立系の新聞、雑誌、テレビジョン・チャンネルは、政府の不正行為の申し立てを含む調査記事を定期的に出版または放送した。報道機関は一般的に人権を振興し、認知された政府の過失を批判した。ほとんどの印刷物マスメディアおよび 80 パーセントのテレビジョン・チャンネルは民有である。しかし、法律により、政府管理ラジオ局のみラジオによるニュースの報道を許可されている。

ラジオを除き、外国のマスメディアは一般的に自由な活動を許可されている。また、民営衛星テレビジョンがケーブルまたは衛星アンテナにより広く配信され、政府所有のテレビジョン・ネットワーク、Doordarshanとの競争を行っている。世論は、しばしば、政府に都合の良いようにニュースを操作するとして政府テレビジョンを非難するが、一方、一部の民営衛星チャネルは、しばしば、その所有者が支持する政党の政治要綱を宣伝した。

政府は、しばしば、衛星チャンネルの好ましくない内容と政府が見なすもの、特にタバコおよびアルコールの宣伝およびアダルト・コンテンツについて、民法に基づいて国内ケーブル事業者ではなく、外国衛星放送局の責任を追及した。

AM ラジオ放送は、依然として政府の独占である。民営 FM ラジオ放送局の所有は合法であるが、免許は娯楽および教育コンテンツについてのみ与えられる。外国報道機関の国内版は禁止されている。しかし、政府は、外国出資 26 パーセント以下を条件として、国内会社により公開される各国ごとのバージョンを許可した。

当局は、一般的に外国ジャーナリストに Jammu & Kashmir 州を含む自由な国内旅行を許可した。ジャーナリストはそこで分離主義者の指導者と会い、政府の虐待を含む広い範囲の問題に関する記事を送った。

暴力を煽動する恐れのある記事の公開を禁止する権限を地方治安判事に与えている新聞犯罪煽動法は、Jammu & Kashmir 州において依然として有効である。しかし、Srinagar の新聞は政府による人権侵害疑惑について詳細に報道し、また、定期的に分離主義カシミール人グループの新聞発表を掲載した。

明らかに意見の自由な表現に対する嫌がらせまたは抑圧を狙いとするマスメディアに対する攻撃があった。たとえば、2月9日、Imphal の Kangleipak 共産党の党員が All Manipur 州 Working Journalists' Union (全 Manipur 州労働者ジャーナリスト組合)の書記長、Ratan Luwangcha を銃撃して負傷させた。

6月10日、身元不詳の襲撃者が Marathi daily Tarun Bharat 紙の地方通信員 Arun Narayan Dekate を襲撃して殺害した。新聞報道によると、Dekate は賭博の親分と言われる Dhampal Bhagat により仕切られている不法賭博業について曝露し、警察に通報した。当局は、この事件の数人の容疑者を逮捕した。

6月、Kolkata (Calcutta) のモスクの導師が亡命バングラデシュ作家 Taslima Nasreen に対する

ファトワー(宗教的布告)を発行し、彼女の顔に黒いペンキを塗り、国外に追放した者に 1,100 ドル(48,500 ルピー)の賞金を約束した。警察本部長はこの導師を召喚したと伝えられたが、導師はファトワーの発行を否認した。

8月、Punjab 州人権委員会は、2人のジャーナリスト、Harjit Singh Kohli と Gurmit Mann の逮捕の調査に努めた。彼らは、巡査の住宅において 1人の少女と 2人の少年の逮捕について取材していた。警察は、ジャーナリストが原稿の引き渡しを拒否したので、彼らに対する偽造 FIR を提出したと伝えられた。

2005年7月の South Asia Tribune の通信員 Arun Kumar Rajnath に対する嫌がらせおよび脅迫と 2005 年 8 月の Indian Express の通信員 Gautam Dheer の逮捕のいずれについても進展はなかった。

2005 年 6 月の Meghalaya における警察と Meghalaya 政府によるジャーナリストに対する嫌がらせと 2 件の物議を醸した記事を掲載したジャーナリストに対して 2005 年 8 月に行われた Tamil Nadu 「特権乱用」通知のいずれについても進展はなかった。

Jammu & Kashmir 州のジャーナリストによると、同州におけるテロリスト・グループによる報道機関に対する激しい脅迫のために相当な自己検閲が行われた。この年の間、生存のために強く政府広告に依存している小規模マスメディア事業が政府収入喪失の脅威にさらされ、自己検閲を行った。

2月、伝えられるところによると Jammu & Kashmir 州解放戦線の分派の党員がこのグルー

プによるゼネストを適切に取材しなかった新聞 Greater Kashmir の編集者を脅迫した。

5月、Kashmir における主要なケーブル・テレビジョン会社が分離主義者から脅迫を受けて番組の放送を中止した。このケーブル会社によると、Al-Madina Regiment と呼ばれるあまり知られていないグループの党員と思われる分離主義者が番組の「恥すべき性質」に文句をつけた。より大きな反乱グループ、Hizbul Mujahideen は分離主義者の関与を否定し、性的スキャンダルから注意を逸らすために放送停止を画策したとして地方当局を非難した。

政府は、この国への輸入または販売してはならない禁書のリストを維持した。検閲官は、Salman Rushdie の Satanic Verses (悪魔の詩)のような一部の書籍は対立住民間の緊張を激化させると主張した。2004年3月、Maharashtra 州政府は、外国人教授が自著で 17世紀の Marathi の戦士、Shivaji およびその母の名誉を毀損した疑いで、同教授に対する刑事告訴を行った。この訴訟は、この年末現在継続中であり、Maharashtra 州政府はこの書籍に対する禁止を続けた。1月、Maharashtra 州政府は、対立住民間の緊張を高める恐れにより、同じ著者により 2001 年に発行された Shivaji に関する他の書籍を禁止した。2005年9月、Kolkata (Calcutta)高等裁判所は、バングラデシュ人著者 Taslima Nasreen の自叙伝、Dwikhandita、Amaar Meyebela に対する 2004 年 4 月の West Bengal 州政府による禁止を撤廃した。

3月から 4 月にかけて Rajasthan 州政府は、対立住民間の暴力を煽動すると主張して、Kerala 州に本拠を置く福音主義者 M.G. Mathew により著作された議論を呼ぶ反ヒンズー教書籍のヒンズー語訳、Haqeeqat (現実)を禁止し、この書籍を頒布した廉でキリスト教慈善団体 Emmanuel Ministries International (EMI)の理事長 Samuel Thomas を 3 月 17 日から 5 月 2 日まで司法拘禁した(第 2.c.節参照)。書籍 Wo Sharm Se Hindu Kahate Hain Kyon? (なぜ彼らは赤面しながら奴らはヒンズー教徒だと言うのか)は、Haqeeqat として同時に禁止された。

政府の検閲委員会は、映画の配給を許可する前にそれを検閲し、公衆道徳または国民共有の心情を害すると委員会の判断する部分を削除した。

インターネットの自由

情報技術法は、公衆道德の根拠に基づくインターネットの検閲を規定し、「一定の種類の電子情報への無許可アクセス」を犯罪と定義している。国境なき記者団によると、この法律は、理論上、警察がインターネット利用者の自宅または事務所を令状なしで隨時捜索することを許可したが、この主張が法廷で試されたことはまだない。政府は、インターネットに対するアクセス、特に国の安全にとって有害であると思われる情報へのアクセスを制限する権利を保持している。

7月13日、電気通信省は、Internet Service Providers (ISP) (インターネット・サービス・プロバイダー)に対しいくつかのウェブサイトを閉塞するよう要請した。閉塞されたドメインの既知リストは、テロリストにより使用されている疑いのある blogspot.com、typepad.com、geocities.com を含んでいた。閉塞は2日後に解除された。

学問の自由および文化的行事

政府は、訪問専門家および学者の旅行と活動に対する制限の適用を続けた。2003年、Ministry of Human Resources Development (HRD) (人材開発省)は、すべての主要な大学にセミナー、会議、ワークショップ、客員講義、研究を含む「すべての形式の外国協力およびその他の国際学術交流活動」を組織する前に HRD 許可を取得することを要求する学術的ガイドラインを定めた。このガイドラインは、この年の間、有効であった。ほとんどの場合、HRDは、国際学術交流の実施を最終的には官僚的遅延の後に許可した。しかし、2005年、内務省は、政府は「提案された研究プロジェクトの実施に賛成しない」といつ理由で、6人の外国人学者のビザを拒否した。この年の間に、内務省は21人の学者のビザを拒否した。

b. 平和的集会および結社の自由

法律は、集会および結社の自由を規定しており、政府は一般的にこの権利を実際に尊重した。

集会の自由

当局は、通常の場合、パレードまたはデモを行う前に許可および通知を要求した。Jammu & Kashmir 州以外の地方政府は、通常、平和的に抗議する権利を尊重した。Jammu & Kashmir 州の政府は、ときとして、分離主義政党に市民集会の許可を与えず、平和的な抗議を行った分離主義者を拘留した。市民の緊張が継続している間、当局は、刑事訴訟法に基づいて、市民の集会を禁止することも夜間外出禁止令を公布することもできる。

治安部隊が厳しい手段が正当化されたと主張するか、またはデモ隊を暴力から保護できなかったというような状況のデモの事例もあった。

1月1日、Orissa 州 Jajpur District の Kalinga Nagar において警察が 12 人の adivasis (部族民) を射殺した。警察の射撃は、600 人の部族民が Tata Corporation の製鉄プラントの建設を阻止するために集まったときに起きた。警察がデモを中止させようとしたとき、部族民は弓矢と石で警察を攻撃し、1 人の警察官を殺した。警察は、催涙ガス弾とゴム弾の発射と実弾発射により応戦した。この衝突で 13 人の死者のほかに、25 人が負傷した。Orissa 州政府は、地区管理警察署長の停職を命令し、犠牲者の家族に対する 11,000 ドル(485,000 ルピー)の補償を発表した。

3月、Andhra Pradesh 州の Gangavaram Port において、警察が、抗議する漁師の群衆に発砲し、1 人を殺害し、他の数人に重傷を負わせた。漁師たちは、この地域の漁業に対する制限の補償を要求していた。6月、政府は補償計画に同意した。

5月、NHRC は、Mumbai および Delhi の警察に対し New Delhi などにおいて医学生入学割当に抗議する学生に対抗して群衆整理のために使用されたラーティ(竹の棒)の使用を正当化する「実情報告」を提出するよう要請した。

6月、警察は、北 Kashmir の Pattan 町における拘留殺人に抗議するデモ参加者に発砲し、2 人を殺害し、25 人を負傷させて、警察署および公道検問所への攻撃を誘発した。

9月、伝えられるところによると、New Delhi における道路通行止めに対する商人の抗議中に 2人が殺害され、少なくとも 30人の警察官が負傷した。州首相 Sheila Dixit が治安判事に対し暴力事件の調査を命令した。

Srinagar における村落間の衝突を鎮めようとしていた警察による 2005年5月の9才の少女の殺人事件に関する進展はなかった。

未成年少女にいたずらした犯人の逮捕の遅延に抗議するデモ隊が警察署に乱入した 2005年6月の Orissa 警察発砲事件に関する進展はなかった。

Bihar 州におけるバス事故による子供の死亡に続くバス停留所の撤去に抗議した 2人の警察による 2005年8月殺人に関する進展はなかった。

結社の自由

法律は結社の自由を規定し、政府は一般的にこの権利を実際に尊重した。

NGO は、国際会議を開催する前に内務省から承認を取り付けなければならない。人権グループの主張によると、これは政府に NGO の活動に関する相当な政治的支配力を与えており、NGO の集会および結社の自由を制限した。NGO は、一部の外国人が恣意的にビザを拒否されたと主張した。

c. 宗教の自由

法律は世俗的な政体および宗教の自由を規定し、中央政府は一般的にこれらの権利を実際に尊重した。しかし、中央政府は、ときとして、宗教的少数派に対する社会的攻撃および宗教の自由を制限しようとする州以下の政府の試みに対処するために効果的に行動しなかった。この不作為は、一部には、この国の連邦構造に固有の法的制約から、一部には、法律施行制度および司法制度における不備からもたらされた。国教は存在しないが、しかし国民の大多数がヒンズー教徒であるという事実がときとして残りの人々の宗教的自由に悪

影響を及ぼした。一部のヒンズー強硬派は、宗教的小数派に対して彼らが行った攻撃の捜査および訴追が効果的に行われないことを彼らがこのような暴力を刑事免責で犯し得ることの証拠と解釈した。

一部の人権グループの主張によると、Rashtriya Swayamsevak Sangh (RSS) と BJP 州政府の間にイデオロギー上のつながりがあり、これが宗教的少数派に対する暴力行為への BJP の対応に影響を及ぼしてきたようである。

法的に義務づけられる利益が地域により定義される一定のグループを含む一部のグループに与えられている。たとえば、少数派宗教により管理される教育機関は、政府資金を受けている場合においても、同教信者のために席を確保することが許された。Dalit (以前は、「不可触賤民」と呼ばれた) に与えられる利益は、キリスト教またはイスラム教に改宗した場合には取り消されたが、仏教またはシーカ教に改宗した場合には取り消されなかった。うわべ上のその理由は、Dalit がいったんキリスト教またはイスラム教に改宗にした後においては、彼は、表向き、もはや Dalit でないということである(このようなカースト差別は、両方の宗教に非公式に存在するが)。

1988 年の宗教法人(乱用防止)法は、信仰の場所を政治的目的に利用すること、または犯罪容疑者または有罪判決を受けた者をかくまうために寺院を使用することを犯罪としている。特に Punjab 州におけるシーカ教礼拝場所を取り扱うために制定されたのであるが、この法律はすべての信仰の場所に適用される。宗教的建物および場所に関する法律は、宗教建築物を建設する前に州政府の承認した許可を要求している。この法律の支持者は、この法律の目的はイスラム教過激派グループによるイスラム教施設の利用を阻止することであると主張しているが、この措置はイスラム教徒の間で議論を呼んでいる政治的問題となっている。

Arunachal Pradesh、Chattisgarh、Madhya Pradesh、Orissa の諸州は、強制的改宗を禁止する法律を持っている。Gujarat 州は、これまで決して制定されていなかった改宗禁止法を承認したが、同州政府は施行のために必要な規則をまだ公示していない。

2003 年、Gujarat 州は、改宗のための誘因または暴力の使用に 3 年以下の懲役および 1,000 ドル(44,000 ルピー)の罰金による処罰を規定する「宗教の自由」法を承認した。9 月 19 日、この州の議会は Gujarat 州宗教の自由(改正)法案を可決した。この改正は、仏教徒を別の宗教として確認した 1992 年の小数派のための全国委員会法およびジャイナ教の独立主体性を承認した今年の最高裁判所決定にも関わらず、仏教徒およびジャイナ教徒がヒンズー教の分派であると主張している。この改正法は、個人が 1 つの派から他の派へ(すなわち、シーア派からスンニ派へ、プロテstantからカトリックへ、ヒンズーからジャイナへ)改宗しても政府は介入しないと述べている。

3 月、「暴力、誘惑または欺瞞的手段」による改宗を禁止する法律が Rajasthan 州政府により提案され、州議会により承認されたが、州知事と大統領 Abdul Kalam の両者がこの法律の承認を拒否したので、同法は年末までに署名により法律化されていない。

7 月、Madhya Pradesh 州および Chhattisgarh 州は、改宗を行う前に地区当局の事前の許可を要求する既存改宗禁止法に対する変更を制定した。新しい改正は、ヒンズー教への「再改宗」を意図するキリスト教徒も事前許可要求から除外した。Chhattisgarh 州の法律は、ヒンズー教の活動家が全村のキリスト教部族住民を「再改宗させる」大きな公開行事、ヒンズーの「純化集会」を保護する。年末現在、この改正はまだ施行されていない。

5 月 22 日、Tamil Nadu 州議会は、2002 年の Tamil Nadu 州強制改宗禁止法を廃止した。

この年の間に、全国的に若干の逮捕が報告されたが、改宗禁止法に基づく有罪判決はなかった。

宗教的奉仕活動 NGO およびマスメディアの報告の指摘によると、2005 年 7 月と 6 月の間に Andhra Pradesh 州において 4 人、Chhattisgarh 州において 14 人、Madhya Pradesh 州において 28 人、Orissa 州において 2 人、Uttar Pradesh 州において 1 人の逮捕があった。ほとんどの場合、改宗法に基づいて逮捕された人々は警察の留置場で 1 晩過ごした後に保釈された。宗教的奉仕活動 NGO は、これはキリスト教祈祷集会を妨げる組織的戦略であると主張している。

自分の信仰を告白または広めることを市民または外国人に禁止する国の法律はない。しかし、法律は、観光ビザによるこの国の訪問者が内務省からの事前の許可なしに宗教布教活動に従事することを禁止している。この年の間に、州当局者は外国宣教師に対し一部の北東諸州への入境許可を当該地域の政治的に不安定な状況を理由として拒否し続けた。宣教師および宗教団体は、外国からの財政的支援を制限する 1976 年の Foreign Contribution (Regulation) Act (FCRA) (外国寄付(規制)法)を順守しなければならない。政府は、FCRA に違反するか、地域社会間摩擦を誘発するか、またはテロリズムまたは分離主義に関与する宗教団体を禁止できる。

法律制度は少数派宗教の属人法を承認しており、種々の宗教地域社会に種々の属人法が存在する。宗教ごとの法律は、結婚、離婚、養子縁組、相続の事項に関して最高の地位を有する。宗教的地域社会の属人法は、ときとして、女性に対して差別的である。

廃止された POTA のような一部の法律は、特に少数派グループを標的として作られたものではないが、特定の人種または宗教グループに影響を及ぼした。NGO、「人民の法廷」により 10 州で行われた 2004 年 7 月の調査によると、POTA により逮捕された人々の 99.9 パーセントはイスラム教徒であった。

ヒンズー信仰を冒涜すると考えられた Haqeeqat の EMI 本部による配布に応じて、有名なヒンズー教指導者がこの伝道大主教の処罰に 26,000 ドル(115 万ルピー)の報奨金を提示した。マスメディアによると、ヒンズーの活動家が EMI により運営されている学校を攻撃し、その設立者の彫像を焼却した。2 月、Rajasthan 州政府は、EMI 不動産の登録を停止し、その資産を凍結した。年末までに、EMI の銀行口座は再開され、その登録を回復した(第 2.a. 節参照)。

4 月、宗教祝祭中のラウドスピーカーの使用に端を発した Uttar Pradesh 州の Aligarh におけるヒンズー住民とイスラム住民間の地域社会衝突により 2 人の死者と 8 人の負傷者が生じた。NCM による調査の明らかにしたところによると、Uttar Pradesh 州政府は始めに暴力を防止するために適切な措置を講じなかった。警察による司法調査が開始された。

3月2日から4日にかけて、ヒンズー教徒のグループが Goa 中部の2つの町でイスラム教徒の店と車両を攻撃・破壊した。このグループは、最近のイスラム教徒移住者によるモスクの違法建築に抗議した。

3月7日、Varanasi の Sankat Mochan 寺院および鉄道の駅で3つの爆弾が爆発し、少なくとも23人を殺害し、その他の数人を負傷させた。Uttar Pradesh 州の首相は、警察が1人の攻撃容疑者、Lashkar-e-Tayyiba テロリスト・グループの党員を殺害したと述べた。

5月1日、Gujarat 州の Vadodara において、Gujarat 州警察はイスラム教寺院の撤去に抗議していた2人のイスラム教徒を射殺した。これに続く暴力沙汰で警察は、大部分イスラム教徒からなる他の60人を負傷させた。身元不詳の襲撃者が2人のヒンズー教徒を刺し殺した。マスメディアによると、警察はイスラム教暴徒を非常に手荒に取り扱ったと伝えられた。

9月8日、Maharashtra 州の Malegaon において自転車に取り付けられていた2個の爆弾が爆発し、37人を殺し、125人を負傷させたが、その大部分は、金曜日の礼拝の後にモスクから出てきたイスラム教礼拝者だった。10月20日、当局は、Students Islamic Movement of India (SIMI) (インド学生イスラム運動)のメンバーを爆破容疑で逮捕した。

Gujarat 州政府は、州首相 Narendra Modi によると、2002年の暴力事件で殺害された各人の近親者に合計3,400ドル(150,000ルピー)を支払い、また、救済と更生のために約447,000ドル(1,970万ルピー)を支払った。NGO と新聞は、補償の分配についてヒンズー教徒とイスラム教徒を差別したことについて Gujarat 州政府を批判した。11月、中央政府は、Gujarat 州暴動犠牲者の各家族に補償として約15,909ドル(700,000ルピー)の支払を発表した。年末までにこれはまだ実施されていない。

社会的虐待および差別

宗教グループ間の緊張が、まれではあったが、この年の間、継続した。宗教的少数派に対

する攻撃が数州で発生し、派閥間暴力および宗教的暴力を防止し、責任のある者を訴追する州政府の能力が問題になった。

All India Christian Council (全インド・キリスト教徒評議会)および All-India Catholic Union (AICU) (全インド・カトリック連合)を含むいくつかの人権 NGO および宗教の自由 NGO が BJP により支配されている数州(これら的一部は、RSS と連携している原理主義者グループと提携している)における反キリスト教徒暴力の高まりに対する憂慮を表明した。2005 年 11 月の AICU の報告によると、この年の間に全国においてキリスト教徒に対し約 200 回の攻撃があった。

1 月 16 日、Rajasthan 州の Jaipur においてヒンズー原理主義者が Matiapara 村の 3 キリスト教徒家族の家を焼き払った。警察は、当初、牧師と教会職員により提出された FIR を受理しなかった。しかし、警察は、牧師の強制改宗を非難するヒンズー教徒の FIR を受理した。両方の苦情が裁判所に送付された。伝えられるところによると、警察は、牧師とその知人に嫌がらせを加えた。Orissa 州人権委員会はこの事件に関する調査を行ったが、それは、年末現在、まだ終了していない。

3 月のマスメディアの報告によると、ヒンズー教徒が Orissa 州 Koraput 地区において Cunthaput 村のキリスト教教会に放火した。全インド・キリスト教徒評議会が救済のために地区収税官と折衝した。

ヒンズー教徒が優勢な地域の一部におけるイスラム教徒は脅迫を受け続け、政府保護がないために、働くことも、家に住むことも、子供を通学させることもできない状況を報告した。主として Gujarat 州の一部の地域において、Hindutva グループが「ヒンズーのみ」および「イスラム教徒のいない地域」を示す標識を掲げた。Hindutva は、ヒンズーの宗教および文化の規範が他の宗教の規範より上位にあるということを政治的に繰り返し教え込むことを信奉するイデオロギーである。イスラムの祈りの呼びかけに対する禁止があるとの主張もあった。

Gilbert Raj または Dilip Dalai の 2005 年 2 月の殺人事案に関する進展はなかった。

ヒンズー教の団体は、しばしば、キリスト教の宣教師がヒンズー教徒、特に低カーストのヒンズー教徒をキリスト教に改宗するよう強制または誘惑していると主張した。キリスト教徒が多数を占める地域において、キリスト教徒が他の地域社会の構成員に嫌がらせを加えたという報告がときおり寄せられた。

この年の間、全人口の 0.76 パーセントを構成するこの国のわずかなユダヤ地域社会に対する反ユダヤ行為の報告はなかった。

詳細な検討については、2006 年版国際宗教の自由報告参照。

d. 国内移動、外国旅行、出国、および帰国の自由

法律は移動の自由を規定し、政府は一般的にこれを実際に尊重した。しかし、一部の国境地域において政府は特別許可を要求した。

治安部隊は、しばしば、主として Kashmir Valley の紛争地域においてまたは大きなテロリスト攻撃があった後に車両検問所で乗員を検索・尋問した。政府は、Jammu & Kashmir 州における LOC に沿って 330 マイルの警備フェンスの建設も完了したが(困難な地形の地域を除く)、それは一部の村および農地を横切っているので、ときに地元住民の難儀を引き起こしている。政府は、パキスタンを本拠とするテロリストまたは暴徒による武器の密輸および浸透を防止するために警備フェンスを構築した。政府は、この年の間における暴徒の越境減少を部分的にこのフェンスによるものとした。

1967 年の旅券法に基づいて、政府は、「インド外においてインドの主権および完全性を害する活動に従事するかまたはその恐れがある」申請者に対する旅券の発給を拒否できる。過去において、政府は、この規定を利用して一部の政府批判者、特にシーカ独立を擁護する者および Jammu & Kashmir 州における分離主義運動の活動家の外国旅行を禁止した。

過去数年と異なり、Jammu & Kashmir 州における分離主義指導者の旅行を制限するために

政府が旅券または旅行書類の発給を利用したという報告はなかった。しかし、Jammu & Kashmir 州の市民は、外務省が旅券を発行または更新するまでに、ときには 2 年に達する長い遅延を経験した。政府当局者は、特別の許可を必要とする Jammu & Kashmir 州出身者の旅券を発給する前に恒常に賄賂を要求した。Jammu & Kashmir 州生まれの申請者は、親がこの州に配置されていた間に生まれた現役国軍将校の子供でも、旅券の発給前に特別の調査、賄賂の要求、警察の点検を受ける。

強制国外追放を禁止する法律はない。しかし、この年の間に強制国外追放の報告はなかった。

国内難民(IDP)

ノルウェー難民会議によると、少なくとも 650,000 の人々が Jammu & Kashmir 州、Gujarat 州、北東部における抗争のために移住させられた(第 1.a.節、第 1.c.節、第 1.g.節参照)。分離主義者の暴力勃発後 1990 年代に Kashmir Valley からの逃亡を強制された約 300,000 人の Kashmiri Pandits (Hindu Brahmins)が Jammu および New Delhi の IDP 収容所で暮らしており、暴動発生以来 15 年ほど経過した。彼らは、Jammu & Kashmir 州におけるヒンズー教徒の殺人継続を含む安全上の懸念から同州の故郷に帰ることができない。

NHRC の報告によると、Jammu & Kashmir 州における Pandit の人口は 1941 年の 15 パーセントから今年の 0.1 パーセントに低下した。内務省の 2005 年年次報告によると、55,476 の Kashmiri Pandit 移住家族があり、そのうちの 34,088 は Jammu に、19,338 は Delhi に、2,050 は他の州に居住している。Delhi の 14 収容所に 230 移住家族、Jammu の 16 収容所の 5,778 移住家族が住んでいる。政府は、Jammu の 14,869 家族に 70 ドル(3,100 ルピー)の月額現金救済および固形食糧を与えている。Delhi では、当局は、4,100 家族に 75 ドル(3,300 ルピー)を与えていた。

10 月、National Commission for Minorities (NCM) (少数派のための全国委員会)によると、2002 年の暴力事件後、Gujarat 州の 46 仮設収容所に、5,307 のイスラム教徒家族が依然として「不安定な状況」で生活している。

北東部で続いている暴力の結果として、Assam 州の IDP 収容所に 87,000 人以上が劣悪な状態で生活している。新聞報道によると、Assam 州の Kokrajhar 地区、Bongaigaon 地区、Dhubri 地区の暴動犠牲者約 2,000 家族が、これらの地域における 1993 - 99 暴動後、州政府により与えられる更生助成金を待っている。

ある NGO の報告によると、Assam 州政府はこの年の間に助成金の一部を放出した。政府は、IDP にも援助を与え、また、この年の間に彼らに NGO および人権団体との接触を許可した。政府が IDP を攻撃したり、強制的に再移住させたりしたという報告はなかった。再定住を容易にするために特に企画された政府計画の報告もなかった。

この年の間に、Chhattisgarh 州政府は、Naxalite と "Salwa Judum" と呼ばれる暴動鎮圧運動間の戦闘で捕らえられた部族のために Dantewara 地区に IDP 収容所を開設した。推定 60,000 万人の部族村民が 27 の収容所に収容された。おおかたの推測では、これらの収容所は、適切な住まい、食糧、安全を欠いている(第 1.g.節参照)。これらの収容所において人身売買が行われているという疑いもある(第 5 節参照)。市民団体およびマスメディアの主張によると、Naxalite および "Salwa Judum" 活動家により少年兵の人身売買が行われている。Chhattisgarh 州の NGO も Naxalite の攻撃で殺害された十代の少年を警察職員として雇用した慣習を「児童警察官」として非難した(これらの子供は実際の警察任務を与えられたのではなく、警察署内で使い走りした)。Madhya Pradesh 州と Chhattisgarh 州の警察署で、このような数人の "Bal-police" の雇用が続いた。

難民の保護

法律は、難民の地位に関する 1951 年国連難民条約およびその 1967 年議定書に従って庇護を与えることを規定しておらず、政府は難民または亡命希望者に保護を与える制度をまだ構築していない。政府は、実際には、チベット人およびスリランカ人にルフルマンに対する若干の保護を与えた。政府は、1951 年条約および 1967 年議定書に基づく難民として適格でない一定の個人に一時的な保護を与えた。国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)によると、11 月末現在、この国には UNHCR 付託下に 11,585 人の難民が存在する。

この年の UNHCR の報告によると、政府は、ビルマからの 1,803 人、アフガニスタンからの 9,528 人、ブータン、ネパール、Chakmas からの 254 人を含む 300,000 人以上の難民をもてなしている。1960 年以降、政府は、チベットから約 110,000 人の事実上の難民を受け入れてきた。この年の間にインドにおけるチベット人指導者は、政府は彼らを非常に厚遇していると述べた。

政府は、一般的に NGO および UNHCR の事務所に対し難民および IDP 収容所、特に Mizoram 州におけるそれらへの直接アクセスを拒否した。しかし、UNHCR は Tamil Nadu 州へのアクセスを許可され、そこに地方事務所を維持している。UNHCR は正式地位を持っていないが、政府は UNHCR の職員に対し市の中に住む難民へのアクセスを許可した。政府は UNHCR による難民地位の付与を正式には承認しなかったが、政府は多くのアフガニスタン人およびビルマ人に「居住許可」を与えた。政府は定住地および難民収容所のチベット人およびスリランカ人を難民と見なし、彼らに援助を与えたが、政府は大部分の他のグループ、特にバングラデシュ人を経済的移住者と見なしたので、政府は彼らに援助を与えなかった。しかし、近年、多数の裁判所決定は、政府がこれまで経済的移住者と見なしてきた難民に保護を適用した。

政府は承認された難民に対し労働を許可し、州政府および中央政府は難民の児童の教育のために支出し、また、一定の福祉給付を与えている。

NGO によると、スリランカ人難民収容所の状態は一般的に容認できるが、多くの住まいの品質は劣悪である。UNHCR は、自主的帰国を考えているタミール人との収容所外での会見を続けた。NGO、Organization for Eelam Refugee Rehabilitation (OfEER) (Eelam 難民社会復帰組織)は、この年の間中、定期的に収容所を訪問した。OfEER によると、121 難民収容所と Liberation Tigers of Tamil Eelam (LTTE) (タミール・イーラム解放の虎)容疑者を収容する 1 つの「特別収容所」がある。2005 年 11 月現在、この 1 つの収容所に残っているのは 11 人の難民のみである。スリランカにおける LTTE 組織とスリランカ治安部隊間の暴力のエスカレートを恐れるスリランカ人が Tamil Nadu 州の約 100 個所の収容所に避難している。UNHCR によると、この年の間に 27 人のタミール人難民がスリランカに帰国した。8

月現在、60,604人のスリランカ人が105の難民収容所で生活している。年末までに新しく16,492人の難民が到着した。政府は、彼らに補助米およびその他の必需品を与えた。

この国に住んでいるが正式に難民として認知されていない人々は、約80,000のChakma人、約200,000のSanthal人を含む。両方ともバングラデシュ出身であり、Arunachal Pradesh州、Mizoram州、Assam州に滞在している。このほかに、アフガニスタン人、イラク人、イラン人が有効な旅券を持たずにこの国で暮らしている。政府は、彼らを国外追放せずに更新可能な居住許可を与えることを選ぶか、またはかれらの存在を無視した。経済的理由またはその他の理由により、多くの難民は母国の旅券を取得または更新できないかまたはそれを希望せず、自分たちの地位を正規化できなかった。

UNHCRは、New Delhiに住んでいるビルマ出身の約1,800人のチン族に難民の地位および援助を与えた。しかし、UNHCRは、北東の諸州に住んでいるチン族の大部分と面接できなかつた。推定40,000から50,000のチン族がMizoram州に住み、非合法的に就労している。NGOの推定によると、2005年、ビルマ反乱グループと連携しているとされた10,000のチン族がビルマに追放され、そこで彼らは軍事政権により投獄されたと伝えられた。Mizoram州の人権グループの推定によると、約31,000人のReang族(派閥紛争によりMizoram州から追放された種族グループ)がNorth Tripura州の6つの収容所に滞在している。これらの収容所の状態は劣悪であり、Tripura州政府は中央政府に対し彼らの世話をために資金を割り当てるよう要請した。2004年、収容所のReangの指導者は、彼らのための職、教育給付、包括的な社会復帰施策を強く求めた。Mizoram州政府はこれらの要求を拒絶し、難民のうち有効な居住権を持っているのは16,000人のみであると主張した。数回の交渉の後、Mizoram州政府とReangが多数派を占めるBru National Liberation Front(BNLF)(Bru民族解放戦線)反乱グループは、6月、平和協定に調印した。Mizoram州は、紛争を避けるためにTripura州に逃げたReangと連れ戻すことにも同意した。

伝えられるところによると、1,000人以上のHmar難民(Chin-Kuku-Mizo部族に属する多数の部族の1つ)がMizoram州およびその周辺に移住させられた。彼らの一部はManipur州出身である。

2005 年 1 月、最高裁判所は、内務省、選挙管理委員会、Mizoram 州政府、Tripura 州政府に対し約 40,000 人の Reang 難民を再定住させること、および彼らを選挙人名簿に加えることを命令した。この年の末までにそれ以上の措置は講じられていない。

BNLF と Mizoram 州政府は、630 万ドル(2 億 7,790 万ルピー)の融資パッケージについて合意し、North Tripura の Reang IDP の帰還への道を開いた。しかし、帰還はまだ実現されていない。Bru 難民の帰還が実現しない理由は、Mizo 青年同盟および Mizo 学生連合のような市民グループがこれらの Bru 人はすべて Mizoram 州出身とは限らないという論拠で反対したことである。年末現在、結論は出ていない。

第 3 節 政治的権利の尊重：自らの政府を変更する国民の権利

法律は、自らの政府を平和的に変更する権利を国民に与えており、国民は普通選挙権に基づく定期的に行われた自由かつ公正な選挙を通じて実際にこの権利行使した。

選挙および政治参加

2004 年 4 月と 5 月に約 6 億 7,500 万人の国民が参加して行われた自由かつ公正な国会選挙の結果、政府が変わった。この国は、多数の政党が参加する選挙で選ばれる代表により構成される民主主義・議会制度の政府を持っている。議会の任期は、早期に解散されない限り、5 年である。ただし、憲法で規定される非常事態の場合を除く。

大統領統治の州以外において、市民は定期的に州政府を選挙した。この年の間に、Assam 州、Bihar 州、Kerala 州、Tamil Nadu 州、West Bengal 州の諸州および Puducherry 連邦直轄領において、若干の選挙関連暴力が発生したものの比較的に平和的な選挙が行われた。新聞報道によると、Bihar 州において 14 人が殺害され、36 人が負傷した。また、4 月、Jammu & Kashmir 州において暴徒が 1 人を殺し、32 人を傷つけた。新聞報道によると、これらの暴力にも関わらず、投票率は過去 16 年間で最高であり、投票は一般的に自由かつ公正であった。Tamil Nadu 州および Kerala 州の選挙の結果、政権が平和的に反対党に移行した。

783 国会議席のうち 72 議席、34 の閣僚のうち 10 ポストを女性が占めた。すべての大政党および国政立法機関および州立法機関において多数の女性が選ばれた。憲法は、選挙村議会(Panchayats)について 33 パーセントの議席を女性用に留保している。

憲法は、国会および州立法機関において指定種族および指定カーストのために人口に比例する議席を留保している(第 5 節参照)。先住民の人々は、国および地方の政治に積極的に参加した。

政府の腐敗および透明性

腐敗は、政府の行政部および立法部にまん延している。 Transparency International (TI) (トランスペアレンシー・インターナショナル) の判定によると、腐敗は「すべてに広がっている」。2005 年 6 月の TI の調査によると、警察は腐敗指標で最高位を占める。一般の人が政府の腐敗について持っているイメージは、広く行き渡っている。2005 年 6 月、トランスペアレンシー・インターナショナルおよびマスメディア調査センターはインド腐敗調査を公表し、市民の約 62 パーセントが賄賂を支払ったことまたは官公庁で行われる仕事を得るためにコネを利用したことにより直接に腐敗を経験したことがあると考えていると報告した。

国会および州立法機関の選挙運動がしばしば未報告の金により賄われたが、政府はこの問題に取り組まなかった。2005 年 12 月、マスメディアは、賄賂を受け取る 11 人の国会議員を示すビデオテープを明らかにした。年末までに、この賄賂に関してだれも法的措置に直面していない。

8 月 7 日、判事 Pathak の委員会は、前外務大臣 Natwar Singh とその息子 Jagat Singh をイラクとの石油購入契約に影響を及ぼすこと、および促進することにおいて彼らの果たした役割に関して起訴した。

2005 年の Right to Information Act (RTI) (情報請求権法)は、情報を提供しないこと、または情報の流れに影響を及ぼすことに対する厳重な処罰を要求し、政府機関に対し微妙な内容

の情報を自覚することを要求している。2005年10月におけるこの法律の発効は、在来から規則制定に付きまとっていた秘密主義の風土からの決別を画した。議会の指導者と緊密な関係を持つ独立公務員の RTI コミッショナーとしての任命は、UPA 政府が法律の完全な実施を確約したことを示す。政府は情報請求に対する回答に長期間かかったが、地域社会の成員は自分たちの個人記録文書および都市計画に関する情報を得るために RTI を使用し始めた。

6月、政府は、情報請求権に関する市民の意識を高めるために全国贈収賄反対運動を開始した。

第4節 人権侵害疑惑の国際・非政府調査に関する政府の態度

種々の国内および国際人権グループが一般的に政府の制限を受けることなく活動し、虐待について調査し、人権問題に関する調査結果を公表した。しかし、いくつかの例において、人権グループは困難に直面した。政府高官はいくぶん協力的であり、グループの考えに反応を示した。一部の国内 NGO および人権団体は、地方当局による脅迫や嫌がらせに直面した。2月、内務省は、Foreign Contribution and Regulation Act (FCRA) (外国寄付規制法)に基づいて 8,673 団体の外国資金募集を禁止したが、その理由は適切な事務手続きを行わなかつたためと伝えられた。この規定によると、これらの団体は、海外の援助を要請する前に政府の許可を必要とする。NGO は、FCRA が不備かつ非常に制限的であると考えており、政府は所定の事務手続きが必要であるときに団体に通知しなかったと主張した。一部の人権グループは、FCRA が政府による NGO の仕事に対する脅迫および実質的な政治的支配の手段であると主張した。NGO は、本来財務面の責任を負っていない内務省が NGO の財務を監視する任務を負わされているのではないかという懸念を表明した。この法律は、NGO は国際会議を開く前に政府から承認を取り付けなければならぬという条項も含んでおり、一部の NGO は、政府が外国の基金で賄われる会議の NGO メンバーによる開催を阻止するためにビザの発給を拒否したと主張した。

5月、Maharashtra 州内務省は、57 の NGO を毛沢東主義グループの支援容疑で調査した。警察は、これら NGO およびそれらの指導者が厳しく監視されると述べた。2005年、中央

政府は、355 の NGO を資金悪用の廉で禁止した。これまでの数年と異なり、ACHR は地方当局による嫌がらせまたは治安当局の抜き打ち訪問を非難しなかった。しかし、11 月、SAHRDC の理事長、Ravi Nair は、特殊支部係官による嫌がらせを受けたと報告した。11 月 26 日、Nair は、人権擁護に関与したために、FCRA に違反した廉で情報機関により査問された。Jammu & Kashmir 州の人権監視者は人権侵害を記録するために州内を移動できたが、しかし彼らはしばしば治安部隊、暴動対策部隊および警察により制止または嫌がらせを受けた。

国際人権団体は制限され、外国人権監視者は調査目的のためにこの国を訪問するビザの取得において困難に遭遇した。8 月、Delhi 警察は、パキスタン人人権活動家 Asma Jahangir のホテルの部屋に手入れを行った。Jahangir は、NGO の招待を受けてこの国を私的に訪問していた。当局は高いレベルの調査を命令し、Singh 首相はこの事件について Jahangir に個人的に謝罪した。8 月、Manipur 州警察は、Manipur 州における 34 の人権団体の連盟、Apunba Lup のスポーツマン、Umakanta Meitei を Manipur 州の分離主義者に治安部隊の動きを通報した疑いで逮捕した。

主な国内人権団体は、政府から任命された NHRC である。NHRC は政府から独立して活動し、しばしば政府の機関および行動を厳しく批判した。しかし一部の人権グループの主張によると、NHRC は、法的規制および運用上の非効率を含む多数の制度的および法的欠陥により妨げられている。NHRC は、疑惑を調査する法的権限を持たず、州政府に対し報告を提出するよう要求できるだけである。州政府は、しばしば、これらの要求を無視し、NHRC の勧告を実施することはまれである。ACHR のような人権グループの主張によると、NHRC は必ずしもすべての苦情を記録せず、つまらない根拠の事案を却下し、苦情を適切に保護せず、事案を完全に調査しない。

NHRC は、国軍に対して提起された事案を調査できる。しかし、NHRC は虐待の犠牲者に対する補償を勧告できるのみであり、その勧告は拘束力を持たない。多くの州が自分自身の人権委員会を持っており、NHRC は、州委員会が調査しない場合のみ、管轄権を持つ。人権グループの主張によると、州人権委員会は NHRC より地元警察により影響される可能性が高く、公正な判断を提示する可能性が低い。

内務省の統計によると、NHRC は、2005 年に、警察職員による人権侵害の事案 28,378 件、国軍によるもの 100 件、民兵によるもの 100 件を受理した。

内務省は、国軍による人権侵害疑惑を調査する NHRC の権限を強化するために NHRC により提案された 1993 年人権保護法の数点の改正を検討した。過去 3 年間に NHRC はこのような 289 件を調査し、59 人の国軍職員に対する措置および 19 人の違反者に対する処罰をもたらした。年末現在、これ以上の情報は得られなかった。

1993 年の Protection of Human Rights Act (PHRA) (人権保護法)は、各州による人権委員会の設置を勧告している。10 月現在、28 州のうち、わずか 14 州が人権委員会を持っている。Jammu & Kashmir 州の立法府は人権委員会を設置したが、それは治安部隊要員により犯された人権侵害疑惑を調査する権限を持っていない。

8 月、政府は、独立 NGO および NHRC による批判に応えて NHRC を強化するために PHRA を改正した。改正法案は、州管理刑務所訪問の事前通告および承認の要求を削除した。8 月、内務省は、刑務所の状態および虐待を評価するために NHRC が Chhattisgarh 州および Karnataka の刑務所を訪問したと発表した。しかし、NHRC および NGO の声明によると、この改正は数点の問題を取り組んでおらず、反対に逆行する規定を含んでいる。たとえば、NGO によると、政府は、NHRC が国軍による人権侵害を独自に調査することができない、訴追のための手続きを開始できない、暫定的補償を与えることができないなどの問題に取り組んでいない。さらに、NGO は、NHRC の財政的独立性を保証する必要性を含めるべきこと、1 年以上古い人権侵害の事案を調査できるように NHRC の権限が拡大されるべきことを主張した。

2005 年 4 月、Jammu & Kashmir 州人権委員会は、州政府、特に警察副長官が委員会の権限を減殺し、その勧告を無視しているとして非難した。8 月、Jammu & Kashmir 州の副首相、Muzaffar Hussain Beig は、州議会に対し、過去 4 年間に、14 件の行方不明、27 件の拘留中死亡が Jammu & Kashmir 州人権委員会に報告されたと述べた。

Tamil Nadu 州および Andhra Pradesh 州は、人権事案を審理する特別裁判所を持っている。Uttar Pradesh 州政府は、その特別人権裁判所を再開せよとの裁判所命令を無視し続けた。

NHRC は全国の人権侵害を明らかにし、人権侵害の犠牲者への補償を勧告した。10 月、NHRC は、Punjab 州各地区の 1984-94 年暴動の死亡犠牲者 194 人の近親者に 1,054,347 ドル(465 億ルピー)の補償金を与えた。

人権を学校のカリキュラムに含めるための NHRC の継続的努力の結果として、中央教育委員会は、9 月、人権科目を第 11 および第 12 級に含める旨発表した。いくつかの大学も NHRC の要請に基づいて人権講座を導入した。

年末現在、Punjab 州に本拠を置く人権団体、CCDP は、1980 年年代から 1990 年代半ばまでの 672 件の行方不明事件を記録した同団体の報告に対する NHRC の回答を受け取っていない(第 1.b.節参照)。

年末現在、Gujarat 州における暴動関連暴力を調査するために設置された 2 者構成司法委員会の任期が報告を完成するために延長された。

12 月 7 日から 8 日にかけて、UNHCR の高等弁務官 Antonio Guterres がこの国を訪問した。ICRC のような国際 NGO は、北東部および Naxalite 支配地域を除いて大部分の地域を訪問した。

第 5 節 差別、社会的虐待および人身売買

憲法および法律は、人種、性別、宗教、出生場所または社会的地位に基づく差別を禁止しており、政府当局はこれらの規定を施行するために努力し、さまざまな程度の成功を収めた。差別を防止するために制定された法律にも関わらず、社会的および文化的慣習ならびにその他の法律が深刻な差別的效果を持っており、また、女性、身体障害者、先住民の人々、同性愛者、国民的/民族的/人種的少数派に対する差別が問題である。伝統的カースト制度および人種的、宗教的、言語的相違が社会を深く分割している。指定カーストおよび指定

部族に関する全国委員会によると、Uttar Pradesh 州、Bihar 州、Tamil Nadu 州、および Karnataka 州においてカースト衝突が頻繁に発生している。

女性

家庭内暴力が依然として日常的かつ重大な問題である。全国女性委員会の 2004 年の調査によると、60 ないし 80 パーセントの女性が配偶者により何らかの方法により虐待されており、42 パーセントが物理的に殴打され、22 パーセントが少なくとも 1 日間家から追い出された。全国犯罪記録局によると、女性に対する犯罪はこの国では 3 分ごとに発生している。Mumbai に本拠を置き、窮地にある女性に法的保護と指導を与えていた女性の NGO、Majlis によると、多くの女性は、社会的圧力および親の圧力のために、また、子供を保護するために、虐待的な関係に留まらざるを得ない。

この年の間に国際人口機関により行われた調査によると、女性の 56 パーセントが妻の殴打は一定の状況で正当化されると考えている。効果の薄い訴追および社会的態度が家庭内暴力対策の進捗を困難にしている。人権グループおよび報道機関の主張によると、報告された件数は実際の合計よりかなり少ない。NCRB の統計によると、2004 年、夫および縁者による女性に対する残酷な行為が 58,121 件報告された。NCRB は、2005 年に、持参金殺人および夫および家族による残酷な行為のような家庭内暴力と考えられる 68,810 件を含む 155,553 件の女性に対する犯罪を報告した。

10 月 27 日、2006 年女性家庭内暴力保護法が発効した。マスメディアの報告によると、11 月初めまでに Andhra Pradesh 州において 4 事件の警察調書がこの法律に基づいて作成された。新しい法律は持参金要求による嫌がらせを禁止し、治安判事に必要な場合に保護命令を発出する広範な権限を与えている。刑罰は、1 年以下の懲役および/または約 450 ドル (19,800 ルピー) の罰金である。新しい法律の下における家庭内暴力は、肉体的、性的、情緒的または経済的のいずれであれ、実際の虐待または虐待の脅迫を含む。10 月後半、Tamil Nadu 州警察は、妻の訴えを受けてその夫を逮捕した。11 月 15 日、市裁判所は、Hiralal Chauhan に対し別居中の妻に一時的救済として生活費を支払うよう命令し、警察に対し今や両親と同居している女性に保護を与えるよう指示した。

女性に対する強姦およびその他の暴力的攻撃が依然として重大な問題である。10月に承認された新しい家庭内暴力法案の下では、配偶者強姦は刑事罰を科される。NCRBによると、9分ごとに家庭内暴力事件が発生している。この年に行われた National Family Health Survey (NFHS) (全国家族保健調査)によると、3人に1人の女性が配偶者暴力を受けている。NCRBの報告によると、強姦は、2004年の14,809件から2005年の15,847件に増加し、一方報告されたわいせつ行為は31,716件から33,169件に増加した。NCRBによると、1時間ごとに2回強姦が発生し、5人の犠牲者のうち1人は子供であり、強姦で逮捕された者20人のうちの19人は処罰されない。NCRBによると、15,619件で犠牲者が強姦者を知っていた。6月現在、New Delhiで248件の強姦事件が報告・記録され、New Delhiで330人が逮捕され、232件が結了した。

政府はこの年間に強姦事件を訴追したが、裁判所により結審した事案はわずか10件であり、警察は一般的に強盗犯人を逮捕せず、刑事免責の風潮を持続させた。それでも、4月、未成年少女を強姦した廉で有罪とされた Mumbai 警察の係官が12年の懲役を宣告され、また、Rajasthan 州簡易裁判所がドイツ人観光客を3月に強姦した男に7年の刑を宣告した。

2005年5月、議会は刑事訴訟法を改正し、すべての強姦事件において必須DNA検査を規定した。警察官による性的暴力から女性を保護するために、この法案は、「例外的な事態」の場合を除き、日没後および夜明け前の女性の逮捕の禁止も規定した。

上層カーストの男たちはときに下層のカーストを脅すために輪姦を行った。また、姦通とされた行為の処罰として、または農村の地権争いにおける威圧または復讐の手段として行われた輪姦が報告された。輪姦事件の報告件数および訴追の程度は、州により異なる。NCRBによると、2005年に女性に対する1,172件の強姦事件が報告された。

1月16日、United National Liberation Front (UNLF) (全国解放戦線連合)および Kanglaipak Communist Party (KCP) (Kanglaipak 共産党)に属する18人の武装暴徒が Manipur 州において15才から27才までの25人の女性を強姦した。全国女性委員会は、中央政府および各州の政府に対し総合的な更生一括施策の実施および当該地域における治安部隊の継続的配備を

要請した。NHRC は、州政府に対し報告を要請した。

2月10日、Tipuraにおいて暴徒鎮圧作戦実行中の Assam 州 Rifles の兵士が妊娠中の1人を含む3人の女性を強姦したと伝えられた。Assam 州 Rifles は、この疑いを否定した。年末現在、警察が調査中である。

3月5日、Manipur 州政府は、警察拘置中の M. Naobi に 10日にわたり嫌がらせを加えた5人の警察官を停職し、この地区のすべての高級警察官をすべて配置転換した。M. Naobi は、2月20日の4人の警察官の殺害に関与した PLA 暴徒と性的関係を持ったと言われていた。Manipur 州政府は、治安判事調査を命令した。

5月28日、Madhya Pradesh 州の5人の男が2人のキリスト教徒の女性を強姦したと伝えられた。ヒンズー教への改宗を拒否したためであると言われる。報道によると、警察は、National Commission for Minorities (NCM) (少数派のための全国委員会)が介入して始めて強姦容疑者を起訴した。強姦容疑者は、村民を強制的にキリスト教に改宗させたとして被害者の女性およびその夫を告発することにより報復した。首相は、この輪姦事件を調査するために NCM チームを Madhya Pradesh 州に派遣した。NCM は、強姦犠牲者に対する反訴に関心を持って注目した。年末現在、調査は進行中である。

7月、開廷裁判所が巡査 Charakant Pawar に対し、2005年に Mumbaiにおいて未成年の少女を強姦した廉で15年の懲役および1,040ドル(46,000ルピー)の罰金を宣告した。

7月、Rajasthan 州の簡易裁判所は、Babloo に対し 4月に Pushkar 展示会において日本人女性を強姦した廉で110ドル(4,900ルピー)の罰金および7年の懲役を宣告した。この裁判所は、Babloo の母親 Roshni および兄弟 Raju に3年の刑を宣告し、その他の2人を無罪とした。

2002年、Gujarat 州の Randhikpur 村において、暴徒が女性とその大家族18人を集団強姦し、殺害した。この殺戮の唯一の生き残りは19才の Bilkis Banu であるが、彼女も強姦され(このとき妊娠していた)、2才の子供は殺された。Banu は警察に訴えを提出し、強姦犯人と殺

人犯人を指名したが、Gujarat 州警察は 2002 年にこの事件を結了とし、「証拠不十分」および証人の精神状態が不安定であると主張した。しかし、2004 年に最高裁判所が介入したために、CBI はこの事件を再調査し、容疑者を逮捕した。この事件は、Mumbai の裁判所で審理されている(第 1.e.節参照)。

Lucknowにおいて 6 人の部族女性を巻き込んだ強姦事件後に容疑者が逮捕された事件の進展はなかった。

21 才の女性が拷問され、衣服を脱がされ、Chandupur 村でロバに乗せられて引き回された 2005 年 3 月の事件の進展はなかった。

女性が Toofan 急行列車内で列車警備員 3 人を含む 7 人により輪姦されたとされる 2005 年 9 月の事件の進展はなかった。

10 月 19 日、Muzaffarnagar の裁判所は、Imrana Bibi の義父、Ali Mohammed を 2005 年 6 月の彼女に対する強姦の廉で有罪とした。この下級裁判所は Mohammed に対し 10 年の懲役および Imrana に対する訳 173 ドル(7,600 ルピー)の補償支払を宣告した。別の脅迫容疑で Mohammed は 3 年の懲役と約 65 ドル(2,900 ルピー)の罰金を宣告された。この裁判所の決定は、2005 年 6 月の Imrana の強姦の後に下された。この事件の後、地元地域社会および宗教指導者は、Imana が夫から別れ、義父と同居するよう決定していた。

7 月、Bihar 州において上層カーストの男たちが Panchayat 選挙において特定の候補に選挙しなかった罰として 4 人の Dalit の女性を銃で脅迫して強姦した。警察はこの事件を告発したが、容疑者を逮捕したのは 1 カ月後だった。この年末現在、全国女性委員会がこの事件を調査中である。

9 月、Dalit 家族の 4 人が Maharashtra 州の Kherlanji で殺害された。この家族の女性たちは、殺害される前に裸で行進させられた。この犯罪は、道路建設のための畠の接収に反対するために Kunki Caste (別の下層階級)の者により犯されたとされている。警察の初期捜査の誤りのために、5 人の警察官が停職・解雇された。12 月、CBI は、殺人、犯罪共謀、凶器所

持不法集合、婦女暴行罪で 11 人を起訴した。年末現在、CBI は、拘留中の 36 人の容疑について調査している。

11 月、Uttar Pradesh 州において 2 人の上層カーストの若者が妊娠中の Dalit 女性をその 3 才の娘の前で強姦した。年末現在、この事件は調査中である。

女性に対するその他の社会的暴力および虐待があった。1961 年の持参金禁止法により、持参金の提供および受領は不法である。しかし、持参金は提供され、受領され続けており、持参金紛争は依然として重大な問題である。典型的な紛争では、新郎の家族が十分な持参金を出さなかった新妻に嫌がらせを加える。この嫌がらせは、ときとして女性が死亡するまで続き、家族はしばしば妻の死亡を自殺または事故に見せかけようとする。2005 年、NCRB は、この国における 6,787 件の持参金死亡事故を報告した。

6 月、Uttar Pradesh 州の Varanasi の裁判所は、Kiran の夫、義父、義母を含む 7 人について 2004 年 12 月に持参金を提供しなかったために Kiran を焼死させた廉で有罪とし終身刑を宣告した。

7 月、Chennai の裁判所は、ある男に対し自分の妻の自殺に加担した廉で 7 年の刑を宣告した。彼、Selvaguru は、2002 年に Jayageetha と結婚した後、約 4,444 ドル(196,000 ルピー)の持参金を要求し、また、彼女の両親にモーターバイクを要求した。Jayageetha は、2005 年 5 月に自殺した。

8 月 4 日、West Bengal 州の Baruipur において Malati Malakar の夫および姻族が彼女に灯油をかけて焼き殺した。Malati の父親は義理の息子に対する訴えを提出しようとしたが、AHRC によると、Malati の夫は自由の身であり、また、彼の両親も起訴されていない。

法律に基づいて、裁判所は、夫または妻の姻族が妻の結婚から 7 年以内のすべての不自然な死亡について責任があると推定しなければならない。ただし、嫌がらせが証明されることを条件とする。このような場合、警察の手続きは、副署長以上の警察官が調査すること、および 2 人以上のチームが検死手続きを行うことを要求しているが、しかし警察は実際にこれららの手続きを着実に順守しなかった。

Madhya Pradesh 州、Kerala 州、Bihar 州およびその他の数州は、持参金防止主任担当官(CDPO)を設けているが、それがどの程度効果的であるか否かは不明である。Madhya Pradesh 州は、すべての結婚する政府職員に新郎、新婦、その父親に対し持参金を交わさない旨の宣誓供述書の提出を求めた。

2005 年 5 月、最高裁判所は、持参金を廃止するための委員会の設置を命令した。2005 年 8 月、議会は持参金関連嫌がらせおよび殺人に対する家庭内暴力法案を承認した。この法案は、保護命令を発出する包括的権限を治安判事に与える。10 月、議会は、女性を家庭内暴力から保護する法律を承認した。この法律は、肉体的、性的、口頭的、感情的、経済的虐待を含む家庭における女性に対するすべての形態の虐待を問題として認識した。この法律は、女性が「共有所帯」において家庭関係を持っている相手、女性に暴力を加える相手に対して訴訟を提起する権限を女性に与える。この法律は、紛争が継続している間においても配偶者またはパートナーとともに共有所帯に居住する女性の権利を承認する。女性は、配偶者またはパートナーにより支払われるべき代わりの日常生活の場所を取得できる。この法律は、警察の援助、法的援助、保護施設、医療の利用を受ける権利を女性に与える。

政府は妻の殉死(夫の火葬薪の上で寡婦を焼く 1800 年代の慣習)を禁止しているが、近年、数件の妻の殉死があった。

4 月、NCW は、Bhar 州政府に対し Gaya 地区において妻としての殉死を行ったと言われる女性に関する報告を要請した。新聞の報道によると、妻の殉死の後、村人は彼女の行為の記念碑を建て、それが多数の訪問者を惹きつけている。

8 月、NCW は、Madhya Pradesh 州政府に対し Sagar 地区において妻としての殉死を行ったと言われる女性に関する報告を要請した。家族は殉死を否定したが、村人は Sore が殉死であったことを確認した。警察がこの事件を調査したが、刑事訴訟は記録されていない。

9 月 20 日、Madhya Pradesh 州の Baniyani 村において 95 才の女性が 100 才の夫の火葬の薪の山に身を投じた。警察は、この女性の親戚を逮捕した。治安判事調査が命令されたが、年末までに進展はなかった。

この年の間、特に北部州の Punjab 州および Haryana 州において名誉殺人が依然として問題であった。人権組織の推定によると、これらの 2 州におけるすべての殺人の 10 パーセントが名誉殺人であった。しかし、眞の数値はこれよりはるかに多いであろう。7 月、最高裁判所は名誉殺人を有罪とし、かつ、警察に対し自分のカーストおよび宗教的地域社会の反対を押し切って結婚したカップルに嫌がらせを与える者に対して措置を講ずるよう指令した。

8 月、Delhi 警察は、Deep Chand、その息子 Subhash、Kanti Prasad、Pramod を両親の選んだ男と結婚することを拒否した Chand の娘 Kamlesh の名誉殺人の廉で逮捕した。彼女は酸を浴びせられた顔を繰り返し石で殴られた。その後、彼女の兄弟が彼女を裸にし、Shakti Nagar の鉄道線路に置き去りにした。4 人の加害者はすべて尋問中に自白した。

自分の娘、Sunita の名誉殺人の犯人 Jai Singh と彼の 4 人の共犯者の裁判の進展はなかった。Singh は、彼女の夫から別居した彼の娘を殺すためにこの 4 人を雇ったとして起訴された。

Dalit の女性は、嫌がらせの相手としてしばしば付け狙われた。たとえば、彼女たちは、ときとして上層カーストに属する者を怒らせたために暴徒により裸にされ、人前で引き回された。

8 月、Bihar 州において州立法議会の議員が 2 月に Dalit の女性に痴漢行為を行った廉で逮捕・収監された。警察が最初に措置を講ずることを拒否したので、この女性は地方裁判所に訴えを提出した。

8 月、Lakshimpursarai において 7 人の Dalit 女性が上層カーストの者により強姦された。警察は、FIR の発行を拒否した。女性たちは州の首相に直訴し、首相は調査を命令した。NHRC が地方治安判事および警察署長に通知を発行し、犠牲者の訴えに対応するよう要請した。

9 月、Maharashtra 州東部の Khairlanji 村において独身家族の 2 人の Dalit 女性(母親と娘)が強姦され、同じ家族の 2 人の若者とともに殺害されたと伝えられ、全州にわたる激しい Dalit

のデモが誘発された。Maharashtra 州の政府は、上層カースト容疑者を逮捕し、もみ消しを疑われた政府職員を停職し、調査を CBI に引き継いだ。年末現在、この調査は継続中である。

この年の間に、魔女とされた女性に非公式裁判所が死刑の判決を下した 20 件の魔女狩り事件が Assam 州において報告された。Assam 州警察は、全ボーデ学生連盟のような団体と協力して、この問題に対する一般市民の意識を覚醒させるために 2000 年に Prahari プロジェクトを開始した。

1976 年の同一報酬法、1956 年の不道徳取引防止法、1987 年の妻の殉死禁止法、1961 年の持参金禁止法を含む女性の権利を保護する多数の法律が存在する。しかし、政府は、しばしば、特に、伝統が深く根付いている農村地域においてこれらの法律を施行できなかった。新聞報道によると、持参金死亡訴訟における無罪率は高く、また、法廷の滞貨のために、訴訟が結審するまで平均して 6 年から 7 年かかった。3 月 5 日、Manipur 州の立法議会は、Manipur 州女性委員会法を承認した。この法律は、議長、3 人の委員、書記、支援職員からなり、訴えおよび女性に関する諸問題を調査する女性委員会の設置を規定している。

2005 年 8 月、議会は、ヒンズー教徒、仏教徒、ジャイナ教徒、シーカ教徒の結婚した娘を含む女性に男性の相続人と等しい相続権を与えることによりヒンズー相続法から差別的な条項を削除した。

政府は、救援電話番号、短期滞在庇護施設、相談所、職業訓練、医療援助、社会復帰を含む女性の犯罪犠牲者を支援する多数の措置を講じた。

売春行為は違法ではないが、売春を回るほとんどの行為は違法である。Immoral Trafficking Prevention Act (ITPA) (不道徳取引防止法)は、商業的性行為のために人を売ること、斡旋すること、利用すること、ならびに他人の売春から利益を得ることを犯罪としている。売春は、第三者が介在しない場合、それが公共の場所においてまたはその近く以外において行われない場合、強制されない場合、客引きがない場合、売春婦が独居している場合、違法ではない。ITPA の第 8 条は売春のための客引き行為を犯罪としているが、これは、かつて、

人身売買の犠牲者の女性および少女を逮捕・処罰するために使用された。UNICEF によると、この国は、2004 年、性の商売に入った世界中の 100 万人の児童の半分を擁している。多数の部族女性は、特に性的搾取を受けやすく、そして実際にそれを強いられた(第 6.c.節参照)。

近年、売春婦が法的権利、免許、再就職訓練を要求し始めた。たとえば、2004 年 6 月、Goa の多数の売春婦が移住させられた。当局が彼女たちの家を取り壊したためである。NCW の議長によると、移住させられた売春婦の一部は政府の補償提供を拒絶し、それが彼女たちに正確に説明されていなかったと主張した。

この国は、数千人の人身売買された女性の重要な出身国であり、中継点であり、目的地である(第 5 節参照)。

性的嫌がらせは一般的であり、当局に届けられない非常に多くの嫌がらせが発生している。職場において女性の直面する危険は、男性監督者からの肉体的および口頭的虐待、トイレの利用制限、昼休みの否定を含んでいる。2004 年に NCW および国内報道機関により発表された共同報告によると、ほとんどの女性が職場で性差別を経験している。嫌がらせを報告しようとする女性の試みは、しばしば、さらなる問題または解雇をもたらした。

2004 年の最高裁判所の決定によると、性的嫌がらせの犠牲者は内部部門報告または調査の結果に基づいて補償を受ける権利を有する。1 月、最高裁判所は、職場における性的嫌がらせに関するこれまでの裁定が実行されていないことに対する懸念を表明し、すべての州首相に対し、50 人以上の職員を持つすべての州の部局および機関が性的嫌がらせ問題を扱う委員会を設置する義務に従って、苦情処理委員会を設立したか否か高等裁判所に通知するよう指示した

法律は、職場における差別を禁止している。しかし、施行は不十分であった。農村地域と都会地域の両方において、女性は、同じ仕事について男性より少ない支払を受けている。女性は雇用の機会および信用の利用において経済的差別を経験しており、それは、女性が自分自身の事業を持つ上での障害となっている。企業内における管理的職責への女性の昇

進は、しばしば、男性の場合より遅い。州政府および NGO の支援する女性のための小額短期融資計画が多くの地区において効果を上げ始めた。3月、政府は、女性が工場において夜勤で働きやすくなる融通性を与えるために法律を改正した。女性団体はこの措置を歓迎したが、このような女性のための安全を改善する必要性を強調した。

2004年、政府は、女性が離婚を提起・獲得できる裁判地を拡張するために離婚法を改正した。ヒンズー法および特別結婚法におけるこれまでの規定は、女性に対し結婚中に居住した都市または町あるいは結婚した場所において訴訟を提起するよう強いていた。しかし、この改正により、女性は現住所で訴訟を提起できるようになった。2005年5月、triple talaq(これは、文字どおり、ウルドゥー語で「離婚」を意味する)の不適切な使用に関する憂慮に応えて、All-India Muslim Personal Law Board (AIMPLB)(全インドイスラム教属人法審議会)は、男性は撤回可能な1回talaqとそれに続く3カ月の待機期間(iddatと呼ばれる)を使用するべきであると述べている新しいtalaqのガイドラインを採用した。このガイドラインは、夫に対し、離婚の場合に妻の家族に補償を支払うこと、財産権における平等、夫による妻の肉体的および感情的虐待に対する保護、再婚した女性がその家族と連絡を維持できることの保証も呼びかけている。

11月26日、全インド・シーア属人法審議会は、離婚に関して女性に男性と同じ権利を与える模範 nikahnama(結婚契約)を満場一致で承認した。

11月21日、最高裁判所は、伝統的ヒンズー法から離れ、11才の少年の親権を彼の母親に与えた。そうすることにより、最高裁判所は、女性が離婚後に再婚した場合、結婚状態で生まれた子供に対する女性の親権は影響を受けないと判示した。

2004年、国軍は、女性新入隊者から要望があった場合に女性医師による診察を許可した。

特に Bihar州における多くの部族土地制度は、土地を所有する女性の権利を否定している。イスラム教徒の女性は、1937年のイスラム属人法(シャリア)適用法の適用を受ける。この法律の下では、シャリアがイスラムの属人法に基づいて農地を除くすべての財産に関して「反対の慣習または慣例」に優先する。女性に与えられる財産および土地の所有に関する

その他の法律は、土地の利用、保持または売買をほとんど左右しない。しかし、Ladakh and Meghalayaにおいて見られるようないくつかの例外もある。そこでは、女性が伝統的に家族の財産を支配し、完全な相続権を享受してきた。

児童

憲法は、6才から14才の児童に対する無料の義務教育を規定している。しかし、政府は、この規定を施行しなかった。実際には、貧しい農村地域の児童は、しばしば通学しなかった。UNICEFとNational Institute of Educational Planning Administration (NIEPA) (全国教育計画管理機関)の報告によると、6才から14才までの2億300万の児童の約60パーセントが通学し、初等レベルの純就学児童は学籍登録児童の66パーセントである。2005-06年のNIEPAのDistrict Information System for Education (DISE) (地方教育情報システム)のデータによると、1億6,800万ないし1億7,200万の児童が就学している。

全国性別平等就学状況データによると、この国は過去50年間に総合初等就学率の男女格差の縮小において大幅な進歩を遂げた。総合就学率の性別格差は1950年と2004年の間に縮小した。この間に少女の総合就学率は25パーセントから87パーセントに上昇したが、一方、少年については65パーセントから105パーセントに上昇した。また、National Program for Education of Girls at Elementary Level (NPEGEL) (全国初等レベル少女教育計画)およびKasturba Gandhi Balika Vidyalaya (KGBV)により、政府は、取り残されている農村社会グループ(そこでは女性の識字能力が全国平均より低く、識字能力における男女格差が全国平均より大きい)の少女に援助の手を差し伸べる計画を開始した。

人材開発省によると、少年は少女より人数が多いが、少女の就学率は初等レベルにおいて9パーセント上昇した(2002年の87パーセントから2004年の96パーセント)。中学校レベルにおいて、就学率は、2002年の52パーセントから2004年の約58パーセントに上昇した。政府のMahila Samakhya計画がこれらの新構想を補完した。

政府の学校の予算と人員は乏しい。Sarva Shiksha Abighyan (SSA) (普遍的初等教育のための国家後援制度)に基づいて多額の資金を受ける学校は、しばしば、これらの資金を運用する

能力を持たない州政府により阻害された。たとえば、2005 年 8 月のマスメディアの報告によると、Bihar 州の Sara Village の政府学校には、180 人の生徒に対して教師が 2 人しかいなかった。全国の初等レベルの生徒対教師の比率は生徒 36 人につき教師 1 人であるが、Bihar 州の平均は最悪であり、65 人の生徒につき教師 1 人であった。人権グループの主張によると、政府の学校の教師は、しばしば、授業に現れず、あるいは早めに授業を打ち切ってしまう。政府の学校の教師は、しばしば、適時にあるいは満額の給料を与えられない。適切な訓練を与えられず、そして非常に劣悪な状態で働いた。腐敗および教育資金の着服は、ありふれたことである。しかし、ここ数年、1992 年の地方初等教育計画、最低レベル学習(MLL)構想、最近の Sarva Shiksha Abhivan(全国普遍初等教育計画)を含むいくつかの計画の開始に続いて政府の取り組みは強化されている。

SSA に基づいて、政府は、完全な基準調査により約 1 億 9,400 万の 6~13 才の未就学児童が確認された後に作成・承認された地方計画を通じて、州に資金割当を提供することを公約した。SSA は、この国のすべての政府の学校を対象としている。SSA に基づいて 6 才から 14 才グループの受益者として確認された合計 3,400 万人の 40 パーセントが未就学のままであった。未就学児童の人数は、2003 年の 2,500 万から 2006 年の 1,000 万まで低下した。

7 月に発表された「インドにおける初等教育」と題する報告によると、振興資金制度の対象にされた学校は 2004 年に増加したが、利用可能な資金の使用は、主として農村地域において 88.5 パーセントに低下した。

1 月、人材開発省により依頼された報告の示したところによると、低層カーストおよびイスラム教徒の生徒の通学率は、高いカーストの児童のそれよりかなり低い。この報告によると、全国的に 7 パーセントの児童が未就学であるが、就学率は地域によって非常に高いところと低いところがあり、また一定のカーストおよび宗教グループの間ににおいて非常に低い。たとえば、この報告によると、Delhi における指定カースト児童の 26 パーセントおよび Bihar 州のイスラム教徒の 28 パーセントが未就学である。この報告は、少女の中途退学は、2003 年から 2005 年の間に 45 パーセントから 34 パーセントに低下したことも示した。少年の中途退学率も 37 パーセントから 30 パーセントに減少した。

法律は、すべての市民に対する無料医療を規定している。しかし、この医療の利用可能性および品質は、特に農村地域において依然として問題であった。

法律は児童虐待を禁止している。しかし、児童虐待の社会的パターンが存在し、政府は包括的な統計を発表していない。

公立および私立の教育機関の両方における児童の虐待が問題である。禁止されているにも関わらず、学校教師は、しばしば、生徒に体罰を与えた。

Delhi 北西において政府の学校の校長が他の 3 人とともに 16 才の少女を強姦した廉で逮捕された 2005 年 2 月の事件の進展はなかった。Delhi 政府は容疑者のうちの 2 人を停職処分したが、この年末までに刑事訴訟は提起されなかった。

8 月、Jammu & Kashmir 州の Doda 村の学校教師が数人の生徒を処罰するために彼らに酸を浴びせた。1 人の生徒は 70 パーセントの火傷を負い、左目を失明した。この教師は逃亡し、この事件の調査が地元当局により命令された。

2005 年 12 月、Tamil Nadu 州の小学校の校内から金が紛失し、この学校の校長が 7 人の生徒に口ウソクの炎に手をかざすことにより彼らの無実を証明するよう強制した。校長は、両親から訴えがあった後に逮捕された。

政府は、児童に対する暴力事件の一部に反応した。2005 年 9 月、少年司法裁判所は、学校管理者または教師が生徒を性的虐待から保護しないこと、または生徒に安全な学校環境を与えないことは 6 カ月以下の懲役により処罰されると判示した。8 月、議会は、少年司法(児童介護保護)改正案を承認した。この法律は、児童の介護および保護のみならず、法律に違反した児童に関する事項の審判および処置にも関する主たる法律である。

児童が一定の宗教儀式の間に虐待を受けた。2005 年 4 月 Tamil Nadu 州の Virudhnagar 地区において、警察は、神の怒りを鎮めるために幼児を生き埋めにした儀式に参加した廉で 80 人を逮捕した。この逮捕の結果として、Tamil Nadu 州はこの種類の違反を止めさせる

法律を制定したが、この慣行は継続した。苦しんでいる児童のための無料救援電話回線が 72 都市に設置された。「児童」番号は 24 時間利用可能であり、大人でも子供でも利用できる。電話を受けた後、医療、避難施設、回復、救援、財政援助、相談を含む即時援助が児童に与えられた。この構想は、政府と協力する団体 Childline India Foundation (CIF)（子供の電話基金）、UNICEF、NGO、学術機関、企業部門、関心を持つ個人により実現された。

11 月 29 日 Uttar Pradesh 州の Bulandshahr において、裁判所は、2 月 14 日に 8 才の子供をいにえにした廉で女性とその 3 人の息子に死刑を宣告した。

児童の性的虐待は、社会的否定および不快感のためにめったに言及されない。NGO TULIR（児童の性的虐待の防止治療センター）が 3 月に発表した調査は、Chennai の 18 の公立および私立学校の 18 才以下の 2,200 人以上の児童とのインタビューを含んでいる。この調査によると、これらの児童の 42 パーセントが性的虐待を経験している。

これまでの数年と異なり、児童聖職授任の確認報告はなかった。児童権利保護活動家の主張によると、多数の宗教派閥が 8 才の児童に聖職授任したが、これらの児童はこのような決定を自身で行う能力を持っていなかった。高等裁判所は、児童が隨時自分の家族の許に帰る選択肢を持っているので、幼い児童が僧になることは容認できると判示した。

法律は、この国全体で行われている伝統的慣行の児童結婚を禁止し、少女について 18 才、少年について 21 才の法定結婚年齢を設定している。3 月、最高裁判所は、15 才および 16 才の少女の結婚について、彼女たちが裁判官の面前に出頭して自分の自由意志で結婚したことを裁判官に告げる限りにおいて、その合法性を支持した。12 月 19 日、政府は 2004 年の児童結婚禁止法を強化し、既存児童結婚の無効を宣言する法案を承認した。また、新しい法案は、未成年少年の保護者に対し 2 人が適法に結婚するまで未成年少女の「生活費」を支払うことを要求している。それは、児童結婚儀式を行う聖職者を罰金または懲役刑により処罰し、このような結婚を防止するために児童結婚防止係官を農村地区に配置する。2005 年に発表された保健省の全国人口動態報告によると、すべての女性の半分が 15 才までに結婚した。NFHS の報告によると、女性(18-24 才)の 45 パーセントおよび男(18-29 才)

の 32 パーセントが、それぞれ、法定年令の 18 才および 21 才より前に結婚した。International Center for Research on Women (ICRW) (国際女性調査センター) の 8 月の報告によると、少女の 57 パーセントが 18 才になる前に結婚する。しかし、いくつかのマスメディア筋によると、少女の 65 パーセントが 18 になる前に結婚した。インド一般登録局の 2005 年報告によると、早期児童結婚女性の妊娠合併症のために毎日 240 人の女性が死亡している。

2001 年国勢調査によると、15 才未満のほぼ 300,000 人の少女が少なくとも 1 人の子供を産んだ。ICRW の結論によると、18 才未満で結婚した女性は、夫により殴打、平手打ち、脅迫される可能性がそれより遅く結婚した女性と比較して 2 倍であった。配偶者間強姦を報告する可能性は 3 倍であった。幼妻には、しばしば、児童性的虐待および外傷後ストレスを示す兆候が見られることが報告された。児童結婚は、少女の教育機会を制限し、健康上の危険も増大した。児童結婚した少女の死亡率は高く、また、HIV/AIDS にさらされる危険が 18 才より後で結婚した少女より高かった。

5 月の新聞報道によると、Rajasthan 州において少なくとも 30 人の児童、Madhya Pradesh 州において 50 人の児童が Askhay Tritiya の祭りの間に結婚し、また、さらに多くの児童結婚が報道されずに行われたようである。州政府はこの年の間に意識向上運動を行ったが、施行は不十分であり、この慣行は一定の地域社会において広く受け入れられている。2005 年 4 月、NCW は、特に Bihar、Rajasthan、Chhattisgarh、Madhya Pradesh、Jharkhand、Uttar Pradesh の諸州に重点を置いて、児童結婚に取り組む全国意識向上計画、Bal Vivah Virodh Abhiyan (児童結婚防止計画) を開始した。

2005 年 4 月の政府の報告によると、政府は、毎年 4 月と 5 月の大量児童結婚で有名な Chhattisgarh 州の Rajnandgaon 地区において 200 件の児童結婚を防止した。国内 NGO、MV 基金は、2000 年以降 Andhra Pradesh 州において 2,321 件の児童結婚を防止したと述べた。

児童結婚は、Tamil Nadu 州の Krishnagiri 地区における一定の指定カーストおよび部族地域社会の間では規範である。新婦は一般的に 8 才から 12 才の間であるが、新郎は一般的にそれより年長である。8 月、Bihar 州の Purnea 地区において 75 才の男が 17 才の少女と結婚した。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当翻訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

児童の人身売買および商業的性的搾取が問題である(第 5 節の人身売買参照)。

児童労働が問題である(第 6.d.節参照)。

この国では性別判定試験は、1994 年の Pre-Natal Diagnostic Techniques Act (PNDT) (出生前診断技術法)に基づいて違法である。しかし、NGO の報告によると、一部の家族計画センターが胎児の性別判定を続けた。伝統的男児選好が続いているので、女性幼児殺害と女性を対象とする選択的墮胎の両方がこの年にも発生した。政府は、性的選択のための妊娠中絶を禁止する法律を効果的に施行しなかった。しかし、2001 年、当局は、Haryana 州において、出生前性別判定を行った廉で始めて医師を逮捕した。3 月 28 日、裁判所はこの医師に対し 2 年の懲役と 111 ドル(4,900 ルピー)の罰金を宣告した。

2 月、ロンドンに本拠を置く医学雑誌ランセットは、この国において過去 20 年間に 1,000 万の女児が妊娠中絶されたと推定した。この数字に対し、この問題に取り組んでいる一部の活動家により誇張であるとして異議が唱えられた。新聞、オブザーバーの報道によると、イギリスで性別に基づく墮胎を拒否されたインド出身の妊娠英国人女性が女性胎児を人口流産するためにこの国を訪れた。保健女性福祉省と密接に協力している NGO の Parivar Seva Sanstha によると、この国では毎年 570 万件の不法人工流産が行われている。NFHS によると、女性のほぼ 50 パーセントは妊婦管理を受けなかった。Delhi 政府の記録によると、1,800 の登録超音波診断診療所のうち、PNDT に基づいて義務づけられている月次報告を提出する診療所はわずか 700 個所である。技術が容易に利用できること、およびその無差別使用が状況をさらに煽っている。

8 月、女性胎児の 2 つの集団墓地が Punjab 州の Patiala において発見された。裁判所は、Pritam Singh とその妻 Amarjit Kaur を Sahib 病院において不法人工流産を行った疑いで逮捕した。彼らは、司法拘禁された。Punjab 州政府は、すべての私立産院に対する取締りを命令した。これらのうち多数に違法人工流産を行っている疑いがかけられた。

両親は、しばしば、男性幼児の医療および栄養を優先する。少女に十分な持参金を与える

重荷は、娘の魅力を減殺する 1 つの要素である。Punjab 州、Haryana 州、Gujarat 州、Uttar Pradesh 州、Himachal Pradesh 州、Delhi 市、Tamil Nadu 州の一部、Maharashtra 州および Karnataka 州は、特に低い女性/男性比率を報告した。全国では、1,000 人の少年に対し女性は 927 人のみである。Haryana 州および Punjab 州の 14 地区においては、1,000 人の少年につき少女は 800 人以下である。この問題は、最も富裕かつ最も教育程度の高い地域社会においても深刻である。

保健女性福祉省は、女性墮胎を行う者または煽る者を対象とし、それらの者を逮捕することにより女性墮胎慣行を阻止するために「全国支援・監視房」を設置した。政府は、男児に対する社会的選好を変えるために教育運動が必要であることも認識し、若い未婚女性の成績を強調するように意図された「少女を救え」運動を開始した。

Punjab 州中部の Lakhanpal 村の当局は女性墮胎を止めさせる計画を実行し、その結果として男児より多くの女児が出生し、このような運動が成功可能であることを証明した。最近の数字は、1,400 人の新生女児と 1,000 人の新生男児を示した。歴史的に、Punjab 州は、国中で最も低い女児対男児比率、776 対 1,000 を持っている。

人身売買

ITPA は人身売買を禁止している。しかし、人身売買は依然として重大な問題である。

ITPA は、未成年犠牲者を保護しつつ、特に売買業者、売春斡旋業者、家主、売春宿経営者に重点を置いて児童の人身売買の刑罰を強化した。児童(16 才未満)に対して行われた犯罪の有罪判決は、7 年の懲役から終身懲役である。未成年者(16~18 才)の場合、刑罰は 7 年ないし 14 年の懲役である。この法律に基づく他の刑罰は、売春宿経営に対する 1 年以上の懲役、売春のための人の抑留(同意ありまたはなし)に対する 7 年の懲役から終身懲役などである。

多くの NGO が訓練を提供し、情報打ち合わせを行った。NCRB によると、2005 年に 6,131 件の人身売買が行われた。

この国は、主として売春および強制労働を目的とする多数の人身売買犠牲者の重要な源泉であり、中継点であり、また、目的地である。この国は、労働および売春を目的として人身売買されたネパールおよびバングラデシュの女性および少女の目的地である。女性の国内人身売買が広く行われている。多くの少女が強制結婚のために国内で人身売買されるが、一方、拘束労働のために人身売買される犠牲者もある。女性および少女は、欺瞞とこの国の他の地域に好機の期待の両方により商業的性的搾取状態に誘い込まれる。それほどではないにせよ、この国は、強制家事労働または商業的性的搾取のためにアジアの他の国、中東、西欧諸国に人身売買される女性および児童の出身国である。男性も建設部門における強制労働のためにアラビア湾岸諸国に人身売買された。相当な人数の女性が Kerala 州から湾岸諸国における商業的性的搾取および虐待的家事雇用のために人身売買された。この国は、性的搾取のためにパキスタンに人身売買されるバングラデシュの少女および女性の通過する中継点の役割も果たした。

ネパール、バングラデシュ、およびこの国の農村地域の経済的に疲弊した地域から Mumbai 、 Kolkata (Calcutta)、 New Delhi の主要な売春の中心地域に 7 才という幼い年令の少女たちが人身売買された。West Bengal 州では、違法バングラデシュ移住者の組織的人身売買が拘束労働の主たる源泉である。Kolkata は、人身売買業者がバングラデシュ人を New Delhi 、 Mumbai 、 Uttar Pradesh 州、および中東に送り込む中継点である。政府は、この問題に対処するためにネパールおよびバングラデシュのグループと協力し、また、特に南アジア地域協力連合を通じて人身売買防止二国間協定の協議を開始した。

家事奴隸および労働搾取工場で働くための児童の人身売買が問題である。北東地域の諸州(Assam 州、 Meghalaya 、 Nagaland 州、 Manipur 州、 Mizoram 州、 Tripura 州、 Arunachal Pradesh 、 Sikkim 州)および Bihar 州は、 Kolkata 、 Delhi 、 Hyderabad 、 Mumbai 、 Bangalore (他の 4 市ほどでないが)における家事労働者の主たる供給源となっている。家事労働者徴募業者の増加は、この地域において大規模な人身売買ネットワークが活動していることを示している。多くの場合、女性および少女は、業者によります地方交通機関を使って Siliguri に連れてこられる。次に人身売買業者とともに種々の目的地に旅行する。人身売買業者は、しばしば、トラック運転手を使って国道 31 号経由で女性および少女を北東部からこの国の中南部へと輸送する。

域の各地に運ぶ。

会議派の労働組合部門、INTUC の行った調査によると、人身売買の傾向は北東部諸州の両親により提出された「行方不明少女」の報告を監視することにより知ることができる。この調査は、インタビューされた警察係官の 40 パーセントが女性および少女の売買の増大を知らなかつたと述べている。マスメディアの報告によると、Jharkhand 州の最貧地区のほぼ 3 軒につき 1 軒の子供が食糧と職を探して外出し、人身売買の犠牲者になっている可能性がある。

人身売買業者は、一般的に、未成年者および Dalit の女性を標的にする。Bihar 州の NGO、Bhoomika Vihar により行われた調査によると、性的売買の犠牲者となった女性について確認された 173 事例のうち、85 パーセントが未成年者であり、半数が Dalit であった。この報告の述べているところによると、人身売買は、しばしば報告されないが、ほとんどすべての場所で起きている。Nagaland 州の Pangsa と Dimapur および Manipur 州の Moreh は、主要な越境中継センターと需要センターである。Assam 州 および Bangladesh からの女性および児童は Moreh に人身売買され、そこからビルマおよびその他の東南アジア諸国に運ばれる。北東諸州における紛争は、女性および児童を非常にこの被害に弱くしている。

Assam 州で人身売買および HIV/AIDS と闘うために活動している Global Organization for Life Development (GOLD) (広域生活改善団体)は、自然災害中に常に少女の人身売買が急上昇すると述べた。

人身売買と救済の事例は無数にある。3 月、警察は商業的性的搾取を強いられていたアッサムの 2 人の少女を Dhubri District の Golokgonj において人身売買業者から救出した。

4 月 4 日、Kolkata 警察は、NGO International Justice Mission (IJM) (国際正義の使命)の援助の下に 13 才から 16 才の 5 人の少女を救出した。Kolkata 警察は、5 月に IJM の援助の下に 15 才から 17 才の 4 人の少女を救出した。

6 月、この国の各地から救出された 12 人の少女は、Assam 州の Dhubri 地区の住民であつ

た。

7月24日、All Assam Bodo Students' Union(全Assam州Bodo学生同盟)は、Assam州において列車により密輸されようとしていた63人のBodo部族少女を救出した。

8月1日、West Bengal州警察は、Himachal Pradesh州のSouth Dinajpur地区のSouth Dinajpurから12才から16才の12人の児童を救出した。

9月12日、Maharashtra州警察は、PuneにおいてBengalから6人の少女を救出した。これらの少女をKolkataに連れてゆく途次において、警察官が彼女たちを性的に虐待し、最終的にKolkataに到着した少女は5人のみであった。Maharashtra州警察は1人の少女が逃げたと主張したが、NGOの主張によると彼女は列車から投げ降ろされた。調査が進行中であり、関与した警察官は逮捕された。

ITPAに基づく逮捕および訴追はやや増えているが、人身売買有罪判決の比率は依然として低く、法律施行データの収集は困難であった。ITPAに基づく逮捕情報を収集する全国制度がないために収集は困難であり、また、多くの警察係官は人身売買業者を逮捕するためにIndia Penal Code(IPC)(インド刑法)の規定を使用する方を好んだ。その理由は有罪にしやすいことであると彼らは述べている。

しかし、4月以降、Kolkata警察とIJMのようなNGOは、2つの事案について有罪を勝ち取った。

この国では、経済的に疲弊している地域の女性はしばしばよりよい経済的機会を求めて都市地域に移動したが、そこで人身売買業者により売春に追い込まれた。多くの場合、家族が若い娘を売春婦として売った。極貧が低い女性の地位と相俟って、しばしば、両親が自分たちの娘を雇用者または結婚のためと考えて見知らぬ人に引き渡すこととなる。場合によっては、両親は、支払を受けるかまたは娘が賃金の仕送りをするという約束を与えられた。

インド先住民・部族民センターによると、主としてOrissa州およびBihar州の40,000人以

上の部族女性が経済的・性的搾取を受けていた。Haryana 州に本拠を置く NGO は、十代の少女および少年を性の奴隸にするため人身売買が極貧の Assam 州から豊かな Haryana 州および Punjab 州へ見合い結婚または雇用の名目で広く行われていることを明らかにした。数十年にわたる大規模かつ増大する女性墮胎のために、実際の見合い結婚のための人身売買もかなりあった。

少女と女性は、家事労働者として働くためまたは商業的な搾取のためにペルシア湾岸諸国に人身売買された。

業者は中東における労働のために南部の Kerala 州および Tamil Nadu から主として男性を募集したが、そこで多数の応募者が奴隸労働状態に直面した。消息筋の報告によると、大部分の犠牲者は募集業者に手数料として 2,000 ドル(88,200 ルピー)以上を支払った。湾岸諸国到着後、応募者は、借金を返済するために当初の契約記載と異なる条件でほとんど賃金をもらわずに長時間働かされた。

NCW の報告によると、犯罪組織がこの国のセックス人身売買において重要な役割を演じており、人身売買された女性と児童はしばしば、強奪、殴打、強姦を受けた。一部の女性は強制的に拉致されたりまたは薬物をもられたりしたが、大部分は虚偽の結婚、雇用または庇護の約束によりだまされて人身売買された。貧困、非識字、雇用機会の乏しさが警察の腐敗と結託と相俟って人身売買問題を深刻化させた。しかし、Chennai、Mumbai、Kolkata、Andhra Pradesh 州および New Delhi の警察は、NGO と積極的に協力して人身売買業者の取締りおよび救出した犠牲者の保護に努めた。

人身売買の犠牲者は、感情的脅迫、暴力、監禁を含む脅迫および当局による逮捕、訴追、国外追放の脅威を受けた。Mumbai および Kolkata において売春に関与した女性は、嫌がらせ、強要、ときとして客引き容疑にある逮捕が警察の介入の一般的な特徴であると述べた。

NGO の主張によると、法律施行レベルにおける腐敗が人身売買の存続を助長している。

人身売買状況について通曉している NGO は、しばしば、人身売買業者および売春宿経営

者により監禁されている少女の居場所を特定した。しかし、NGO は、警察にこの情報を委ねることを済った。それは、過去の売春宿手入れ時の警察の行動のため、およびこのような手入れにより多くの人身売買犠牲者が逮捕され、救済されるよりもむしろ再び苦しめられるからである。しかし、いくつかの NGO は、児童を抱える売春宿を標的として警察と協力し、かなりの成功を収めた。

ITPA は、警察に対し売春業者から救出した少女の尋問には婦人警官のみを充てるよう要求した。ITPA は、政府に対しこれらの救出された少女に保護および社会復帰を与えることも要求した。ITPA に基づいて行われた逮捕の大多数は、人身売買または人身売買関連犯罪よりむしろ客引きに関するものであった。この年の間に、Delhi、Bangalore および Mumbai では、このパターンが変化した。大部分の警察は、もはや、人身売買された女性および児童を客引きの廉で逮捕しなかった。そして Tamil Nadu 州および Andhra Pradesh 州では、このような逮捕が相当に減少した。

2005 年の Tamil Nadu 州における ITPA の第 5 条に基づく事案件数の増加は、この州における人身売買に対する法律執行の改善を示している。第 5 条に基づいて、性的搾取のための人身売買に携わるのみで人身売買業者は刑事上の犯罪者とみなされる。たとえば、2005 年において人身売買業者、売春宿経営者、ポン引きに対して 109 件の逮捕が行われ、148 人の女性犠牲者が救出された。警察の報告によると、これらの事案は種々の捜査段階にある。

近年、セックス商売がマッサージおよびダンス・バーの名目で繁盛している。女性マッサージ師の利用に関する広告がマスメディアに出現した。7 月後半、Chennai 警察は 4 件のマッサージ・パーラーを捜索し、16 人を逮捕した。救出された女性の一部は Kerala 州から人身売買された。被逮捕者は保釈されて裁判を待っている。

2005 年 7 月、Maharashtra 州議会は、ダンス・バーを禁止する法案を採択した。2005 年 8 月から、この禁止は Maharashtra 州全州で施行される。しかし、4 月 12 日、Maharashtra 州高等裁判所はこの禁止を憲法違反と判示し、この訴訟を最高裁判所に提起する猶予として同州に 8 週間を与えた。年末現在、この訴訟は最高裁判所で進行中である。近年、人身売買業者は、人身売買利用の現場として、露骨な売春宿方式の代わりに、これらのバーを愛

用し始めた。しかし、社会復帰計画を伴わない政府によるこの命令の実施は女性の移動を引き起こし、多数の女性が Mumbai、Delhi、Goa およびその他の主要な人身売買目的地における直接売春に移行させられた。

商業的性的搾取から救出された女性および児童の保護と社会復帰のための ITPA 規定の実施が進歩した。政府は警察官の訓練を大幅に強化し、人身売買防止活動の州間協力をそこに改善し、NGO と協力し、意識向上運動を後援し、救出された人身売買犠牲者の利用できる庇護施設を増やした。しかし、NGO の主張によると、庇護施設の状態は必ずしも適切でなかった。NGO によると、両親であると主張する者が少女を取り、元の仕事に戻した。

Ministry of Women and Child Development (MWCD) (女性・児童発展省)は、州の対応機関および市民社会団体との調整改善により支援サービスの提供を改善した。一部の地域、特に Mumbai において Swadhar (女性の家)計画により政府運営庇護施設が大幅に拡充された。7 月、女性・児童発展省は、NGO および州政府と協議して人身売買犠牲者を救済する計画を作成した。この計画には、2 つの特徴がある。すなわち、ピア・エデュケーション(仲間同士での教育)、大会、ポスター、パフレット、街頭演劇のような意識高揚計画による予防活動および商業的性的搾取のための人身売買の犠牲者の救出および社会復帰、相談、法的援助、医療、帰国、回復である。

内務省および Bureau of Police and Research Development (BPRD) (警察局・捜査部)は、警察を敏感にし、人身売買の逮捕と有罪判決獲得を改善するために法律施行訓練計画を開始し、NGO により相当な業績として評価された。

2005 年 11 月、内務省は、国連薬物犯罪オフィス(UNODC)とともに重要な会議を開き、人身売買に対する意識を高めるともに始めてのこととして資源と人材をもってこの問題に取り組む公約に言及した。9 月、内務省は、人身売買に関するデータを州政府および連邦直轄領政府から収集・分析する任務、問題領域を特定してそれらが供給地域、中継地域、目的地域である理由を分析する任務、この犯罪と闘うために講じられた措置を監視する任務、各州および連邦直轄領の中心警察要員との調整会議を開催する任務を負う中心部署を設置

した。

身体障害者

憲法は、差別の禁止される理由として身体障害に明示的に言及していない。Persons with Disabilities Act (PDA) (身体障害者法)は、障害を持つすべての人の平等の権利を規定している。しかし、擁護団体の認識によると、一部には、計画の実施を政府の「経済的能力」に依存させている条項のために、その実際的効果はわずかである。肉体的障害および精神的障害を持つ人々に対して雇用、教育、医療の利用における広範な差別が行われている。法律も規則も障害者のための利用の容易性を要求していない。全国の政府の建物、教育施設、公共交通機関および公共空間は、ほとんど車椅子のための設備を備えていない。2001年の国勢調査によると、この国には 2,200 万人の障害者が存在するが、NGO の推定によると実数はこれよりはるかに多い。

PDA は、公共部門の仕事の 3 パーセントを肉体的、聴力、視力障害のある人々のために留保することを要求している。PDA は、また、これらの障害を持つ人々のための仕事の一覧表を提示している。2004 年、民間部門で 1,075 職種、公共部門で 1,900 職種が障害者向けとされた。40,000 以上の障害者が政府の職に就いている。PDA は、身体障害者が全社員の 5 パーセント以上を占めている民間会社に扶助を提供する。政府がこれらの扶助を実施し始めたのは最近のことであり、民間部門による身体障害者の雇用は依然として低い。

Tamil Nadu 州政府は、教育および雇用における身体障害者のための 3 パーセント留保を導入し、また、政府の建物に車椅子用の設備が取り付けられた。しかし人権活動家の主張によると、設備は十分ではない。政府雇用における身体障害者のための 3 パーセントの義務づけ留保にも関わらず、National Center for Promotion of Employment for Disabled People (NCPEDP) (全国身体障害者雇用促進センター)により発表された報告によると、身体障害者が政府の雇用に占めている比率は 1 パーセント未満である。この報告は、2005-06 年予算において障害者計画により政府に割り当てられた資金の使用率は、90 パーセント未満であると述べている。

メンタル・ヘルス・ケアが問題である。病院は過密であり、主として障害者の廃棄場所として使用されている。患者は一般的に栄養不良であり、適切な医療を拒否され、換気の悪い大広間に不衛生な状態で収容されている。2005年7月、NHRCは、精神障害の問題に十分な注意が払われていないと述べ、国内法の施行順守を呼びかけた。年末現在、刑務所からすべての精神障害者を退所させる2001年のNHRCの勧告に関する措置は講じられていない。2005年3月、NHRCは、知的障害者を収容している刑務所に対し、開放芝地、毎日の肉体的および精神的活動、護身のためおよび逃亡未遂に対する暴力使用を制限する厳しい規則の必要性を定めたガイドラインを発行した。

人材開発省の1月の報告によると、精神障害者の就学率は、障害者グループの中で最低の53パーセントであり、次は言語障害者の575.パーセント、次いで聴覚障害者の68パーセントである。

社会的公正・能力付与省の身体障害部は、16個所の地方センターを通じて地方住民にリハビリテーション・サービスを提供している。全国リハビリテーション計画により政府は400以上の地区にリハビリテーション・センターを設置することになったが、サービスは都市地域に集中している。さらに、政府の計画の効果は限定されている。かなりの財源が、インド義肢製造公社、全国障害者金融・開発公社、インド・リハビリテーション協議会のようないくつかの政府機関に与えられた。PDAの採択に伴い、萌芽期の障害者権利運動が障害者の権利に対する市民の意識を徐々に向上させている。

National Commission for Persons with Disabilities (NCPD) (全国身体障害者委員会)は、政府に対し、身体障害者の地位、便益、機会における不平等を除去し、サービスを提供する機関の地位および条件を見直し、勧告に関する年次報告を提出する具体的な計画を勧告する任務を負っている。2005年2月、政府は、前知事 Sunder Singh Bhandariに率いられる新しいNCPDを任命した。2005年4月、Rajasthan州高等裁判所は、州政府に対し身体障害児童のために公立と私立の両部門における特殊学校の設置を促進するよう指示した。しかし、身体障害児童の特殊なニーズを満たすために訓練されている教師はほとんど存在しなかった。また、全国身体障害者雇用促進センターは、2005年9月、身体障害者のための教育施設が不足していること、入学過程が嫌がらせにより特徴づけられていることを指摘した。

2005年2月、この国的一般官庁は、障害者20人雇用の年間割当を導入した。2005年、Indian Civil Serviceは、12人の障害者(3パーセント)の採用と配置を試みた。7月、12人の有資格候補者が確認されたが、10月現在、12人の志願者のうち9人のみCivil Serviceに配置された。

2005年6月、中央中等教育審議会は、学校、大学、図書館、ユースホステルにおけるバリアフリー教育を要求するガイドラインを発行した。同審議会は、教育施設に点字書籍を設置する措置も講じた。

2005年7月の障害者NGOの報告によると、身体障害者は、義肢、松葉杖、車椅子、歩行器、その他の医療必要品を無税で輸入することができない。この年の間に政府は身体障害者により使用される機器の輸入にかかる関税の費用を低減した。やはりNGOの主張によると、身体障害者による列車の仕切客室およびプラットフォームの利用を容易にする取り組みは何も行われなかった。

2005年8月、政府は、身体障害者にとって使いやすい最初の列車サービスをBhopal駅とNizamuddin(Delhi)駅の間で開始した。この列車に身体障害者専用車両が連結され、すべての車両で座席と寝台の番号が点字タグで表示されている。

1995年の機会均等・権利保護・全面的参加法は、すべての教育機関において身体障害者のための3パーセントの留保を規定している。しかし、統計の示すと頃によると、障害者は生徒のわずか1パーセントである。Times Insight Groupの2005年9月の報告によると、ほとんどの単科大学および総合大学は、この法律を知らない。公正・能力付与省は、高等教育をめざす身体障害者に500人分の教育奨学金を提供した。しかし、身体障害者の総合大学入学は依然として低調であり、NEDEPの2005年の調査によると、応答した119の総合大学に入学した身体障害者はわずか1,574人であった。入学者の人数がこのように少ない理由としては、手の届かないインフラ、資源機材が利用しにくいこと、3パーセント留保を実行しないこと、態度的障害がある。

身体障害児童を総合的環境で教育することに重点的に取り組む別の政府の構想、 Sarva Shiksha Abhyan (すべての人々のための教育)は、2004年において障害を持つ児童を約160万人確認した。公正・能力付与省の全国報告によると、755,408人の障害児童が学校に入学したが、これは約46パーセントの就学率を意味する。5才から18才の就学障害児童のパーセンテージは、農村地域(47パーセント)において都市地域(44パーセント)より高い。PDAに基づいて設置された中央調整委員会によると、約100,000人の特別な必要性を持つ児童が総合的・包括的教育または非公式教育を授ける約2,500の学校に入学した。

6月、Goa政府は、すべての公共の建物、交通機関、病院および観光地に身体障害者の利用を容易にする設備を設けることを義務化した。Goaは、この国において身体障害者のための政策を最初に策定した州となった。

7月、公正・能力付与省は、視力障害者のために情報権利法の点字版を発表した。

8月、Delhi高等裁判所は、Delhi開発局に対し、土地区画および住宅の割当に際して、身体障害者の申請者に優遇措置を与えること、および基準の緩和を考慮することを指示した。

国民的/民族的/人種的少数派

1955年の公民権法は、Dalitおよび指定カーストとして規定されたその他の人々を差別する不可触性の慣行を処罰対象の犯罪とした。しかし、このような差別は、依然として遍在しており、社会のほとんどすべての部分を階層化している。低いカーストの多くの成員は非常に単純な労働の仕事に追いやられ、社会的流動性をほとんど持たない。Dalitおよび低層カーストのヒンズー教徒、イスラム教徒、キリスト教徒、シーア教徒は劣った者であるという広く受け入れられた考えが人々の直面する差別を悪化させている。人権グループは政府がカーストに基づく差別の廃止に熱心に取り組まなかつたと主張し、政府が特にDalitのために留保されている50,000以上の空きポストを活用しなかつたことを指摘した。

法律は、歴史的に不利な条件に置かれたカースト、Dalit、および部族の人々(先住民グループの人々は歴史的にカースト制度の外に置かれている)に特別の割当および扶助を与える

権限を大統領に付与している。これらの「指定」カースト、Dalit および部族の人々は、雇用における差別是正措置および雇用割当、特別開発資金からの給付、特別訓練計画を受ける資格がある。留保および給付が益することを企図している対象の社会およびグループに留保および給付が及ぼす影響は、活発な議論の主題である。2001 年の国勢調査によると、Dalit を含む指定カーストは、国民の 16 パーセント(1 億 6,660 万人)を占め、指定部族は 8 パーセント(8,430 万人)を構成する。2005 年 6 月、Andhra Pradesh 州内閣は、不利な条件に置かれてきた少数派としてのイスラム教徒に政府の仕事および教育機関における 5 パーセントの留保を承認した。これにより、この州における合計留保は州政府全職員の 51 パーセントに上昇した。

2005 年 12 月、議会は、非少数派/援助非受領/民間教育機関における留保を指定カースト、部族およびその他の下層階級に与える憲法の改正を承認した。

12 月 22 日、議会は、すべての教育機関における指定カースト、部族およびその他の下層階級のための 27 パーセント留保を義務づける法案を承認した。

多数の農村 Dalit は、農業労働者としてカースト地主のために無報酬で働いている。拘束労働の大多数は Dalit である(第 6.c.節参照)。最貧国民の中でも、Dalit は一般的に土地を持たず、そして、しばしば、識字能力も持っていない。彼らを保護する法律があるにも関わらず、Dalit は著しい差別に直面し、しばしば、同じ井戸を使用すること、同じ寺院に参拝すること、上層カーストのヒンズー教徒と結婚することを社会的に禁止されている。これに加えて、Dalit は、住宅、土地所有、公共交通機関における社会的差別待遇を受けている。自分たちの権利を主張しようとした Dalit に対して自警団により懲罰が加えられたという事例がある。都市環境においてはまれであるが、不寛容の事例は農村地域では常に発生している。多くの Dalit の人々は栄養不良状態であり、医療機会がなく、劣悪な状態で働き(第 6.e.節参照)、村八分に直面し続けている。

1998 年に初めて発出された高等裁判所の命令および司法命令にも関わらず、Dalit は、Tamil Nadu におけるヒンズー教寺院の祝典、Kandadevi 車祭りから締め出され続けている。この年の間に Tamil Nadu 州政府は、26 組の Dalit 家族のみにこの祭りへの参加を許可した。

NGO の報告によると、上層カースト・ヒンズーにより Dalit に対して犯される犯罪がしばしば処罰を免れたが、それは当局がそのような事案を訴追しなかったか、または犠牲者が復讐を恐れて報告しなかったからである。

4月10日、最高裁判所は、中央政府、すべての州政府、NHRC、および全国指定カースト・指定部族委員会に Dalit に対する残虐行為を監視する部署の設置および係官の任命を要請した。この要請は、1989年 の指定カースト・部族(残虐行為防止)法に基づく監視部署の設置を求めた NGO の請願に応ずるものであった。この NGO は、この法律に基づく有罪率が1パーセントであることを示し、Dalit に対する犯罪を十分に監視し、速やかに裁くために専門の部署が必要であると述べた。

7月、最高裁判所は、警察および政府がカースト間夫婦を援助する義務および村八分を防止する義務を負っている旨の判決をくだした。9月、構成・能力付与省は、州政府に対しカースト間結婚の中央政府奨励金を1,050ドル(46,000ルピー)に増加するよう指示した。中央政府が50パーセントを支払う。

Hindu の記事によると、10月、上層カーストのヒンズー教徒が Karnataka 州の Bijapur 地区の Dalit の80家族を村の井戸から水を飲もうとした廉で社会的および経済的ボイコットにより「処罰した」。地元の地主が彼らを農業労働者の仕事から排除し、配給店および製粉所から締め出した。上層カーストのヒンズー教徒は、次にこの井戸を家畜の水浴び、衣服の洗濯、排便のために使用した。この記事の報告によると、過去5年間において Dalit に対する犯罪が最も多く報告された地域は、Bangalore、Gulbarga、および Bellary 地区である。これらの地区における年間殺人件数は、2002年に25件、2005年に40件、この年27件であった。この記事の報告によると、2005年に56人の Dalit 女性が強姦され、この年の間に39人が強姦された。

1月3日、Bihar 州の Vaishali 地区において、上層カーストの暴徒が1人の男性、1人の女性と彼らの5人の子供を火あぶりにした。この女性の夫の Dalit が上層カーストの一員に対する水牛窃盗訴訟の取り下げを拒否したためである。夫は体の90パーセントに火傷を負い、地元の病院に収容された。暴徒首謀容疑者は逮捕されたが、後に保釈された。Bihar

州首相 Nitish Kumar は、この暴行の調査を命令し、地元警察署長を停職処分した。

2月、Bihar 州の Patna において暴徒が1人の男性を殴り殺し、その妻を傷つけた。彼らが Hindu Gotra (一族)内で結婚したためである。このような結婚は、これらの暴徒により近親相姦と考えられていた。この女性の父親に率いられた暴徒が数百人の見物人の面前で夫婦に投石し、殴り殺した。彼女の父親 Umesh Mishra は殺人を自白し、暴徒指揮の廉で逮捕された。警察は、この事件の他の容疑者の逮捕状を発行した。

2005年12月、下層カーストの男性と結婚した女性が自分の兄弟に襲われた。彼女が結婚を破棄する村会の決定に従わなかったために、女性の兄弟が彼女を数え切れないほど殴りつけた。女性はこの暴行を切り抜けたが、しかし兄弟は2日後に入院中の彼女の首を切って殺した。年末までに警察はこの兄弟を逮捕し、捜査は進行中である。

この年末までに、Orissa 州の Keraragard において Orissa 州上層カーストのヒンズー教徒と聖職者が立ち入り禁止寺院に入り込んだ4人の Dalit 女性を殴打した2005年12月の事件の進展はなかった。地区情報収集官はこの事件に関する調査を命令した。12月14日、高等裁判所の命令後、1群の Dalit がその寺院に参詣した。

多数のキリスト教徒は低層カーストまたは Dalit 出身であり、特に農村地域においてヒンズー教徒の Dalit と同じ社会的、経済的制限を被り続けている。

指定カースト・指定部族(残虐行為防止)法は不利な立場に置かれている人々に対する犯罪を列挙し、違反者に対する厳しい処罰を規定している。しかし、この法律は虐待の阻止にささやかな効果しか持たず、有罪判決はほとんどなかった。Hindu の11月の記事によると、2002年とこの年の末の間に、POAに基づいて報告された事案が Karnataka 州においてのみかなり増加した。2002年において報告された残虐行為の件数は1,232件、2005年において1,306件であった。この年の間に、1,056件が10月までに報告された。Karnataka 州において過去5年間に毎年報告された約1,200ないし1,300件のうち、有罪件数は2002年に24件、2005年に5件であった。人権 NGO の主張によると、カースト暴力は増加中であり、数百の命を奪っている。カースト暴力は、Uttar Pradesh 州、Bihar 州、Rajasthan 州、Madhya

Pradesh 州、Tamil Nadu 州、および Andhra Pradesh 州において特に顕著である。

2月、上層階層の若者からなる暴徒が30人の Dalit グループを襲撃した。前日に Dalit が上層カーストの近傍で宗教的な行列を試みたためである。地元の寺院のラウドスピーカーから流れた村長の懲罰の呼びかけに応じて、暴徒が手斧と鎌を持って Dalit を襲った。新聞の報道によると、警察は後に殺人未遂を含む種々の容疑で15人の Dalit を逮捕し、当初は村長に対する告訴の提起を拒否した。伝えられるところによると、警察は、その代わりに、問題を解決するために平和委員会を設けるよう地域社会に要請した。政治グループからの圧力を受けて、警察は村長とその他8人を逮捕したが、逮捕者はその後全員保釈された。

6月、Rajasthan 州の Udaipur 地区において上層ヒンズー教徒が Dalit の結婚行列に投石した。その理由は、彼らが新郎の乗馬に反対したことである。新聞の報道によると、Dalit は、新郎の乗馬が社会的平等への1段階となることを希望したが、Dalit が乗馬することは許されないと考える上層カースト・ヒンズー教徒は彼らを襲撃した。Dalit がこの攻撃を訴えたため、上層カースト・ヒンズー教徒は彼らに対する基本食料品の販売を拒否し、彼らの住んでいる村の部分に対する給水を遮断した。このために彼らは、食糧を購入するために近くの町まで出かけなければならなかった。

Dalit に対する差別は、権利を与えないことから殺人に至るすべての社会的、経済的、および政治的活動に及んでおり、また、これを行う者は上層カースト・ヒンズー教徒のみではない。Dalit の地域社会内における階層化も上層 Dalit による低層 Dalit の差別をもたらしている。キリスト教徒およびイスラム教徒の地域社会内においても古い確立した先祖代々のキリスト教徒およびイスラム教徒による最近の Dalit 改宗者に対する差別が行われている。

11月、Rajinder Sachar 判事の率いる Sachar 委員会が首相の要請により作成した報告「インドにおけるイスラム教地域社会の社会的、経済的および教育的地位」を発表した。この報告は、全国のイスラム教地域社会と種々のレベルで交流して得たイスラム教地域社会に関する統計を提示した。この報告書の示すところによると、この国のイスラム教徒は、教育、雇用、信用取引機会を含む多くの範疇において遅れており、また、貧困レベルも刑務所人口の比率も高い。

先住民

1873年にイギリスにより制定された Innerline Rgulations (内部浸透規制)は、北東国境諸州の大部分における部族の権利保護の基礎を与えており、この規制は実際に順守された。この規制は、他州の住民を含む非部族が有効な許可なしに内部境界を越えることを禁止している。ゴム、ろう、その他の森林製品を事前の許可なしに保護地域から持ち出すことはできない。外部の者が部族当局の承認なしに部族地域に土地を所有することは許されない。

2001年の国勢調査の示すところによると、国民の8.2パーセントが指定部族に属している。インド先住民・部族連盟によると、部族住民の80パーセントが貧困レベル以下で暮らしており、主としてOrissa州およびBihar州出身の40,000人の女性が経済的および性的搾取を強いられている(第5節の人身売買および第6.c.節参照)。1955年の公民権保護法は、部族に対して犯された残虐行為に関する訴えを審理する特別裁判所を定めている。2004年2月の最高裁判所の判示によると、1989年の指定カースト・指定部族(残虐行為防止)法は、指定部族および指定カーストの犯罪犠牲者に対し、それらの者がヒンズー教から他の宗教に改宗した者であっても、依然として適用される。この決定は、強姦の犠牲者がキリスト教に改宗したので彼女はもはやこの法律の対象でないとしたKerala州高等裁判所決定に対する上訴に応えて下された。

憲法による保護にも関わらず、この国の東部における先住グループの権利は、しばしば、無視された。NCRBは、2005年における指定部族に対する5,713件の犯罪を報告した。先住民は差別と嫌がらせを受け、土地を奪われ、拷問と恣意的逮捕を被った。

この年末までに、Orissa州のKalahandi Districtにおいて3ヶ月間働いた部族民が賃金を請求したところ、4人が激しく殴打されて小屋に閉じ込められ、他の15人が長時間裸で立たされた2005年12月の事件に関する措置は講じられなかった。

ほとんどすべての東部の諸州において、違法バングラデシュ移住者および森林產品および鉱物產品を不法に持ち出す企業による部族の土地に対する侵害が発生している。2004年7

月、森林局の職員が最高裁判所の命令を無視し、Pradesh 州の Betul 地区の部族の村から村民を強制的に退去させた。国の教育施設において部族および低層カーストの人々のために留保されている場所を別の土地の者がしばしば奪い取った。部族の人々に対する暴徒によるリンチ、放火、警察による残虐行為が多数の州で発生した(第 1.c.節参照)。

多数の部族運動が部族の土地および財産権の保護を要求している。Bihar 州の Jharkhand 運動および Assam 州の Bodo 運動は、先住民の間における深刻な経済的および社会的不満を反映している。不満を受けて 2000 年に Bihar 州の Jharkhand 地域および Madhya Pradesh 州の Chhattisgarh 地域から、部族が多数を占める州が創られ、当局は北東地域の一部の部族民に地方自治を与えた。

激しい部族/非部族紛争の事例もある。たとえば、1 月 1 日、Orissa 州 Jaipur の部族の土地における鉄鋼プラントの建設に対する抗議中の衝突で 12 人の部族民と 1 人の警察官が殺害された。他の 8 人の部族民が負傷を負った。伝えられるところによると、土地一括補償に憤慨したこれらの部族民を警察が催涙ガスで解散させようとしたところ、彼らは警察に弓矢で反撃した。1 人の警察官が殺された後、警察は暴徒に発砲した。政府は、各犠牲者の近親者に 2,200 ドル(97,000 ルピー)を補償した。

3 月、Assam 州の Sonitpur 地区において約 200 人の村人が「黒魔術」を行った部族民の家族を裁判し、死刑を宣告し、公然と斬首した。村人は、心霊治療家と称するこの家族の父親が不明の病気を引き起こし、そのために 2 人の村人が死亡し、他の者が病遺棄になったとして断罪した。彼とその 4 人の子供を処刑した後、暴徒は地元の警察まで首を持って行進しつつ、魔術を糾弾するスローガンを唱えた。警察は、6 人の村人を逮捕した。新聞報道によると、警察の記録は、過去 5 年間に約 200 人のアッサム州民が魔術を行ったために殺害されたことを示している。

Karnataka 州の Kodagu 地区の部族民と協力している公民権団体は、Nagarhole 国立公園においてジャングル・ロッジの建設を州の支出で積極的に推進しているとして州政府を非難した。これらのグループの主張によると、政府が国立公園の地区部分に森林を宣言した 1972 年以降 1,600 家族が立ち退かされた。これらの団体の主張によると、公園から立ち退かさ

れた人々は、新鮮な飲料水、電気、医療、十分な就職機会、森の利用機会のない場所に定住させられた。公民権団体の Budakattu Krishikara Sangha は、2003 年、州高等裁判所に政府に対し影響を被ったこれらの地域の部族民に基本施設を与えるよう命令するよう申し入れた。この年の間に、裁判所委員会は、1,738 家族のうち 250 家族のみ移転させられたと認定した。

その他の社会的虐待および差別

刑法の第 377 条は、ソドミー、肛門性交および獸姦の行為を処罰する。しかし、この法律は、しばしば、レズビアン、ゲイ、両性愛者、性転換者を標的とし、嫌がらせを与え、処罰するために利用された。人権団体の主張によると、この国ではゲイとレズビアンの権利は他の人権関心事と一緒に取り組まれない。2005 年 11 月、政府は、同性愛を禁止している第 377 条の規定の変更を拒否した。最高裁判所判例に応えて、政府は、「インドにおける世論および現在の社会状況は前記の罪を法令集から削除することに賛成していない」と述べた。ゲイとレズビアンは、家族、仕事、教育を含む社会のすべての領域において差別に直面している。活動家の報告によると、多くの場合、自分の性指向を隠さない同性愛者は職場から解雇された。同性愛者は、肉体的攻撃、強姦、脅迫にも直面した。警察は同性愛者に対する罪を犯し、犠牲者の事件届け出を阻止するために第 377 条を用いて脅迫した。第 377 条は、警察に対しゲイとレズビアンを事実上意のままに逮捕することを許容していた。しかし、2005 年 7 月、この国では同性結婚は承認されていないが、Jharkand 州において指定部族に属する 2 人のレズビアンが法と伝統の両方を無視して自分たちが「結婚する」と発表した。

2004 年 9 月、Delhi 高等裁判所は、第 377 条に対する法的異議申立を却下した。警察が Uttar Pradesh 州 Lucknow の NAZ Foundation International (基金インターナショナル) および National Aids Control Office (全国エイズ制圧事務局) の構内で 4 人のゲイ・レズビアン権利研究者を逮捕した後に、原告はこの訴訟を 2001 年に提起した。警察は、これらの研究者を「不自然な性行為」を犯す共謀罪および「わいせつ文書」(伝えられるところによると安全な性行為に関する文書) 所持の容疑で起訴した。研究者は不衛生な状態に 47 日間拘留され、保釈を 2 回拒否された。裁判所は、この法律の有効性に対する異議は「それにより影響を

受けていない」者により提起することはできないと判示し、被告はこの法律により禁止されている性行為の廉で起訴されていないことを理由としてこの訴訟を却下した。2005年4月、2つのゲイおよびレズビアン NGO、NAZ 基金インターナショナルおよび全国エイズ制圧事務局による第 377 条への異議申立の 2004 年 9 月の却下にも関わらず、政府は、第 377 条の有効性を再確認するよう最高裁判所に請願を提出した。2月、最高裁判所は、Delhi 高等裁判所は NGO がこの訴訟の直接影響を受けた当事者でないことを理由として、この訴訟を却下すべきでなかったと判示した。最高裁判所は、この訴訟を Delhi 高等裁判所に差し戻した。高等裁判所は、まだ、この訴訟を最審理していない。

7月、National AIDS Control Organization (NACO) (全国 AIDS 制圧団体)が Delhi 高等裁判所において同性愛を罪としている IPC の第 377 条を廃止する要求を支持する宣誓供述書を提出した。この宣誓供述書は、NAZ 基金により提出された請願を支持している。この宣誓供述書は、この国的一般人口の 1 パーセントが HIV/AIDS にかかっているのに対して 250 万人の同性愛人口の 8 パーセントが HIV/AIDS にかかっていることを報告した調査を NACO が行った後に提出された。作家の Vikram Seth および Amartya Sen により指導されている第 377 条廃止運動は、年末現在、盛んに続いている。

同性愛者は彼らの意志に反して診療所に拘留され、彼らを同性愛から「治療する」ための処置を受けさせられる。NAZ Foundation は、1人の男性が衝撃療法を施された事案に関する請願を NHRC に提出した。NHRC は、ゲイおよびレズビアンの権利はその権限の範囲内ではないとして、この事案の引受を拒否した。

1月、伝えられるところによると、Lucknow 警察は、ゲイの男性を標的として「おとり」捜査を行い、人権 NGO から広く非難された。新聞の報道によると、警察係官がインターネット上でゲイの男性のふりをして、1人の男性をわなにかけた。係官は次に彼に他のゲイの男たちを呼ぶよう強制し、それらの男も逮捕された。National Campaign for Sexual Rights (NCSR) (全国性的権利運動)は、これらの逮捕は違法であり、これらの男性に対する証拠は捏造であると述べた。NCSR は、警察はこれらの男性のプライバシー権利を侵しており、また、彼らが第 377 条に基づいて有罪である証拠がないと主張した。

1月、Mumbaiにおいて、1人の男性が Azad Maidan 警察署の2人の巡査に対する苦情を届出した。ゲイの男性をわなにかけ、金を強要するために鉄道の駅の公衆トイレでおとりを使ったという訴えである。Azad Maidan 警察はこの2人の巡査を逮捕し、彼らを鉄道警察に引き渡した。年末現在、この件に関するこれ以上の進展はなかった。

当局の推定によると、HIV/AIDS は約 510 万人に感染しており、この病気の患者に対して相当な社会的差別が行われている。ILO によると、HIV/AIDS にかかった人の 70 パーセントが差別に直面している。

7月、Predesh 州の Meerut Medical 大学において、医師が 15 才の HIV 陽性少年をベッドに縛り付けて転落と IV コードの引き抜きを防止した。この少年は、いずれも伝染の恐れがある結核および熱病の患者と同室に収容されていた。年末までに、脳の病変で身体の右側が麻痺したために、この少年は話ができなくなった。

HRW の報告によると、多くの医師が HIV 陽性児童の治療を拒否し、また、一部の学校は HIV 陽性の生徒および両親が HIV 陽性の児童を追放または隔離している。多くの孤児院および居住施設が HIV 児童を拒絶したり収容を拒否したりしている。

9月、HIV 陽性児童のための学校が Karunapuram に開設された。ほかで入学を拒否された HIV 陽性の児童はこの居住施設付属学校で学習するほか、医療救済および無料の抗レトロウイルス薬治療を与えられる。

2004 年、Mumbai 高等裁判所は、HIV 陽性の人をその医学的状態に基づいて解雇することはないと判示した。しかし、国軍は 2003 年から 2005 年にかけて約 200 人の AIDS 兵士を除隊し、彼らは兵役に適さないと述べた。NACO は、AIDS にかかっていることを唯一の理由として兵士を除隊する慣行に反対すると述べた。国軍は、患者に医療を与えたが、罹患兵士を軍務に留めることはできないと述べた。

全国応用経済研究協議会、NACO、および国連開発計画は、7月、2,068 の HIV 陽性世帯、6,224 の HIV 陰性世帯、2,386 人の HIV/AIDS 患者との同居者について調査を行った。この

調査の明らかにしたところによると、29 パーセントがローンを拒否され、ほぼ 30 パーセントが昇進を拒否された。16 パーセント以上が退職を強制され、10 パーセントが自主的退職を強いられた。また、42 パーセントが無視・疎外されているように感じ、約 29 パーセントが同僚の言葉による虐待を受けたと報告した。

第 6 節 労働者の権利

a. 団結権

法律は団結権を規定し、政府は一般的にこの権利を実際に尊重した。労働者は、事前の許可を受けることなく、労働組合を結成し、自己の選択する組合に加入できる。4 億以上の人々がこの国の現役労働力を構成し、これらのうちの約 3,000 万人が公式部門において雇用されている。残りは農業労働者および工業以外の都市労働者(人数はそれほど多くない)である。一部の労働組合は農業労働者および非公式部門労働者を代表しているが、この国の推定 1,300 万ないし 1,500 万の労働組合員の大部分は、3,000 万人の公式部門労働者の一部である。これらの 1,300 万ないし 1,500 万の組織労働者のうち、約 80 パーセントは 5 大労働組合中央組織の 1 つに属する組合の構成員である。

実際には、労働者の権利の法的保護は、組織化工業部門についてのみ効果的であった。近代産業部門以外では、法律の施行は困難である。当局は、一般的に、不当労働行為の犠牲者が全国組織の労働組合の構成員である場合、適法な労働組合活動家に対する威嚇または脅迫に関与した者を訴追・処罰した。全国組織に加盟していない労働組合は、どのような場合にも、法により規定されている保護と権利を自らのために確保できなかった。非公式部門における組合結成はまれであった。

労働組合法は組合構成員および組織者に対する差別を禁止しており、組合活動に従事した職員を差別した使用者は処罰された。

3 月 21 日、一部の工場の閉鎖のために失職した労働者に対する賃金の清算を要求して Madras 輸出加工地域においてデモ行進を行っていた Center for Indian Trade Unions (CITU)

(インド労働組合センター)の 300 人以上の組合員が警察により逮捕された。5月初め、衣服・織物労働者組合の労働者が Bangalore で人間の鎖を形成した。彼らの要求は、労働日の制限、最低賃金、嫌がらせのない労働環境を含んでいた。

b. 団結権および団体交渉権

法律は労働組合に対し妨害を受けることなく活動することを許容し、政府は、この権利を保護した。専門労働裁判所制度が労働紛争を審理したが、審理は長期間を要し、未解決事案の滞貨がある。当事者が公正な賃金について同意できない場合、政府は、それを決定するために、組合、経営者および政府の代表からなる審議会を設置できる。法律は、公務員とその他の労働者を区別している。公務員の団結権および団体交渉権は著しく制限されている。

労働組合は、しばしば、スト権行使したが、公共部門の組合はストライキの少なくとも 14 日前に予告を与えるよう要求されている。一部の州は、一定の非公共産業部門の労働者にストライキ計画の予告を要求する法律を制定している。基本サービス維持法は政府に対し政府所有企業におけるストライキを禁止することを許容し、また、指定基幹産業における調停または仲裁を要求している。しかし、基本サービスは、法律で指定されていない。一定の紛争がこの法律の範囲に属する旨の主張を提起するための法的仕組みが存在する。したがって、この法律は、州ごとに種々の解釈を受けている。州および地方当局は、ときとして、行政権限によりストライキを違法と宣言し、裁定を強制した。産業紛争法は適法なストライキ行動に関与した職員に対する使用者の報復を禁止しているが、この禁止は実際に順守された。

最高裁判所は、すべての作業の完全な停止とゼネストの差異に着目してすべてのゼネストを違法とし、このような抵抗の組織者が操業停止により引き起こされた損失の責任を負うと宣告した Kerala 州高等裁判所の判決を支持した。この決定は政治ストを抑制するために取り入れられたようであるが、労働組合は、これは彼らの活動に対する潜在的脅威として存続していると述べた。

その他の裁判所判決も、スト中に消費者と一般市民が損害を受けたという理由でストライキを違法とし、ストを行った労働者に損害賠償を支払わせた。2004年8月、最高裁判所は、政府職員によるすべてのストライキを違法であると宣言した。しかし、これは、実際には施行されていない。

7個所の輸出加工地域(EZP)が存在する。EPZへの入構は一般的に職員に限られているが、このような入構規制は労働組合組織者に適用された。EPZの労働者は団結権および団体交渉権を持っているが、組合活動はまれである。また、EPZ創設以降数年間、労働組合は民間部門職員の組織化に熱心でなかった。大部分のEPZ労働者は女性である。国際自由労働組合連合の報告によると、EPZでは超過勤務が義務的であり、労働者はしばしば会社との直接契約ではなく虚構の契約者との臨時的契約に基づいて雇用され、また、労働者は標準以下の労働条件に関する苦情が解雇に通ずることを恐れている。

c. 強制または拘束労働の禁止

法律は、児童労働を含む強制労働も奴隸労働も禁止している。しかし、このような慣行は依然として広く行われている。奴隸労働(廃絶)法は、成人および児童の奴隸労働を禁止している。違反者は3年以下の懲役を宣告されるが、しかし訴追はまれである。この法律の施行は、州政府および地方自治体の責任であるが、州によって異なり、一般的に不十分な資源および奴隸または強制労働の社会的受容のために効果的でない。検査官が違反を訴追のために付託しても、裁判所の長期にわたる滞貨と検察の財源が不十分であるために、しばしば無罪となった。NGOの推定によると、この国には、多数の児童を含む2,000万から6,500万人の奴隸労働者が存在する(第6.d.節参照)。Institute for Socio-Economic Development (ISED)(社会経済開発協会)のBihar州およびUttar Pradesh州における奴隸労働者に関する調査によると、農業労働者の奴隸身分がこれらの2州において依然として奴隸身分の主たる形態である。NGOによると、奴隸労働の頻度の高い非農業部門は、採石、レンガ窯業、漁業、林業、手巻きタバコ製造業、じゅうたん製織業、窯元、頭上荷物運搬である。2005年に発表されたILOの報告によると、奴隸労働者の大多数は、指定カーストおよび指定部族に属している。

5月、Delhi に本拠を置き、Swami Agnivesh により率いられる NGO、Bandhu Mukti Morch (BMM)により、78人の児童が South Delhi の Sarai Kale Khan の刺繡工場から救出された。マスメディアの報告によると、4才から 8才までのこれらの児童のすべてが非人間的な状態で毎日 14ないし 16時間働かされていた。BMM は、1976年の奴隸労働(廃絶)法に基づいてこれらの児童を救出した。警察は、1人を拘束した。5月 29日の Indian Express の報道によると、工場と店の所有者が逮捕され、訴追されることになった。この工場で働いていた児童の大部分は Bihar 州出身であった。

政府の係官が多くの州で奴隸労働者の解放に取り組んだ。West Bengal 州における違法バンガラデシュ移住者による組織的人身売買が奴隸労働の 1つの源泉である(第 5 節参照)。労働・雇用省によると、政府は 2005 年 4 月から 2 月の間に 370 人の奴隸労働者を確認し、社会復帰させた。2005 年 11 月、当局は Tamil Nadu 州において 2002 年から Bangalore 採石場で働いていた 21 人の奴隸労働者を救出した。Tamil Nadu 州の警察は Bangalore 警察および NGO と協力して、これらの奴隸労働者を救出した。児童/犠牲者を付託された地方収集官が犠牲者に食糧および庇護施設を暫定的に手当した。

UNICEF によると、Andhra Pradesh 州の交配種子産業において 200,000 人の児童が雇用されていると伝えられている。大部分は、7才から 14才の少女である。多くは、同州の他の部分からの移住者である。大多数は、借金束縛労働を強制されている Dalit ならびに経済的に不利な立場に置かれているカーストおよび部族グループの成員である。彼らは常に虐待され、危険な農薬にさらされ、教育の機会を否定されている。

女性の奴隸状態、強制売春、売春を目的とする女性と児童の人身売買が広く行われている(第 5 節参照)。「神のしもべ」としてヒンズーの神または寺院に捧げられた思春期前の少女として定義される Devadasis は自分の家族から引き離され、聖職者および上層カーストのヒンズー教徒に性サービスを尽くすよう要求される。多くは、最終的に都会の売春宿に売られる(第 5 節参照)。

d. 児童労働慣行の禁止および最低雇用年令

政府は、強制および拘束児童労働を禁止している。しかし、この禁止は効果的に施行されおらず、強制児童労働が問題である。法律は、職場における児童の利用を禁止している。しかし、NHRC 当局は、既存児童労働法の施行が適切でないこと、行政官が緊張感を持つていないこと、児童が特に搾取の被害を受けやすいことを認めている。NHRC は、既存法の適切性に重点的に取り組んでいる。児童労働の定義に起因する行政的失効および間隙による不十分な施行のために、1986 年児童労働法に基づく訴追および有罪判決はほとんどない。自分の家族を助ける児童はこの法律の規定から免除されるので、家内産業の雇用者はしばしばこの間隙を利用して児童たちは家族を助けていると主張する。

児童労働の全体的な最低年齢は規定されていない。しかし、14 才未満の児童による労働は、工場、鉱山、家事労働、道路沿い飲食店、その他の危険な産業については禁止されている。児童労働が許可される職業および工程において、児童による労働は、1 週に 1 日の休日を与えた上で、毎日午前 8 時から午後 7 時までの間の 6 時間のみ許される。強制または年季奉公により児童労働を使用する産業(第 6.c.節参照)のほか、次の産業で児童労働が行われている証拠がある。すなわち、手織じゅうたん、宝石原石磨き、革製品、サリー織り、ビーズ細工、スポーツ用品。政府は、3,700 以上の学校で行われている全国児童労働プロジェクトにより勤労児童を支援した。児童労働を排除する政府の取り組みは、労働している児童のうちのほんのわずかな部分に影響を及ぼしたのみである。法律は危険な産業で児童を雇用した者に雇用した児童あたり 430 ドル(19,000 ルピー)の罰金を規定し、それまで雇用されていた児童に与える福祉資金を制定している。政府は、その児童の家族の成人成員のための職を見つけるか、またはその家族に 108 ドル(4,805 ルピー)を支払うよう求められている。南アジア児童強制労働防止連合によると、当局は 6,000 件以上の児童労働事案を訴追している。NGO は、児童労働者の家族に支払うことまたは成人家族成員の職を見つけることを政府に要求することは犯罪捜査の阻害要因となると述べている。

児童労働者の推定数は、大きく異なる。2001 年の国勢調査は、5 才から 14 才までの児童労働者を 1,266 万人記録したが、その 90 パーセントは農村地域出身であった。NGO の主張によると、1 億 1,500 万人の児童労働者が存在する。5 才から 14 才までの児童人口に対する労働児童の比率は、1991 年から 2001 年の間に 5.4 パーセントから 5 パーセントに低下した。政府の 2004 年全国標本調査は、5 才から 14 才の年令グループの労働児童の人数を

1,640 万人と推定している。ILO は、児童労働者の人数を 4,400 万人と推定している。しかし、NGO の報告によると、児童労働者の人数は 5,500 万人に近い。就学していない 8,700 万人の児童の全部でないにせよ、大部分が家事労働を行い、家族の畠で働き、賃金農業労働者として両親とともに労働し、あるいは家事労働者として働いている。4 月、UNICEF は、5 才と 14 才の間の児童の推定 14 パーセントが労働に従事していると報告した。2005 年 8 月に発表された 2001 年の国勢調査の数字によると、5 才から 14 才の年令の 2 億 2,600 万人の児童のうち、6,530 万人(29 パーセント)が教育機関に就学していない。この国勢調査の記録では、非公式部門(しばしば個人宅)で働いている児童の比率は Uttar Pradesh 州で最も多かった(15 パーセント)。非公式筋によると、2,500 万ないし 3,000 万の児童が主として家事部門および農業部門で働いている。

1986 年の児童労働(禁止および規制)法により、政府は、2002-03 年に 325 人、2003-04 年に 3,910 人、2004-05 年に 1,162 人の使用者を有罪にした。

10 月 10 日に発効した決定は家事作業および接客産業における 14 才未満の児童の就労を禁止しているが、その他の非危険産業における児童の労働は法的に許容されている。9 月 Delhi 高等裁判所は、中央政府および州政府に対し、首都圏における児童労働を根絶する計画を策定するよう命令した。

Maharashtra 州において、児童労働者を解放するための労働搾取工場の手入れが続いている。Mumbai から児童労働を排除する Maharashtra 州機動部隊によると、2005 年 5 月から 10 月の間に、36 個所のスラム住宅地から児童労働者が一掃された。政府による手入れにせき立てられて多くの雇用者が自動的に zari 工場(ビーズまたは着色より糸の刺繡または縫製により織物を作る)、革工房、レストランからから数千の児童労働者を帰郷させた。

6 月、Bihar 州の政府は、Bihar 州店舗・施設法を改正することにより店舗およびその他の施設における 14 才未満の児童の雇用に関する禁止を発表した。Bihar 州政府は、2001 年以降、中央政府の支援する計画により、1,493 人の雇用者を児童労働の廉で訴追し、438 人の奴隸労働者を社会復帰させた。

8月、Punjab 州の政府は、10月 10 日に発効する児童労働の完全な禁止を発表した。厳格な順守を確実にするために行動計画および指示が州内のすべての地方部局に送付された。

禁止にも関わらず、Karnataka 州において児童労働が続いた。種々の筋の推測によると、児童労働者の人数は、150,000 人に上る。労働省は、定常的な警察による手入れおよび救出された児童を普通クラスに編入するための公立学校との協力によりこの慣行を根絶する取り組みを続けた。1月 6 日、Mysore の労働監督官が自動車修理工場および路傍の飲食店から 12 人の児童を救出した。雇用者に対する告発が提起され、救出された児童は社会復帰のために地方児童福祉委員会に引き渡された。

Tamil Nadu 州の労働局の発表によると、この州における児童労働者数は 2003 年の 69,000 から 2005 年の推定 25,589 に減少した。NGO によると、政府の数字には、家事手伝い、レストラン、路傍飲食店で雇われている児童が含まれていない。

Andhra Pradesh 州の学校教育局によると、2005 年に 423,714 人の児童労働者が存在した。この数字は、就学していない 5 才から 14 才までの児童を含む。

7月、NHRC は、Uttar Pradesh 州の家内工場における危険な職業および危険でない職業両方の児童雇用の増加を報告した。NHRC の特別報告者 Chaman Lal の発表によると、れんが窯、採石場、じゅうたん織り産業における児童の雇用が増加している。NHRC は、政府が違反者を処罰しないことへの不満を表明した。

家事労働者および児童の労働条件は、しばしば、奴隸労働同然である。児童は、両親が子供を養えないためまたは両親または親戚の負っている借金を返済できないために、働きに出される。人権団体の推定によると、じゅうたん産業で働いている児童は 300,000 万人に達しており、多くの子供が奴隸に等しい労働を強いられている。児童は彼らの両親の承諾の下に働いているので、この慣行を止めさせることはできないと当局者は主張する。また、次の産業では製品が強制または年期奉公の児童労働により製造されていると信ずるに足る合理的な根拠がある。真ちゅう製品、手織ウールじゅうたん、花火、履き物、手吹きガラス・バングル、手作り錠前、手浸しマッチ、手加工切り出し石、手紡ぎ絹糸および手織絹

布、手作りれんが、beedis (手巻きタバコ)。多数のこれらの産業が特に危険な労働条件に児童をさらしている。

Megadi 絹糸紡績産業における地域社会に基礎を置く団体、Vikasa の代表者によると、児童労働者の人数は 2003 年の 3,000 人から 2005 年の 1,750 人に減少した。彼らの考えによると、この減少は中国から輸入された絹糸との競争および児童労働に対する州政府による協調行動に起因している。

5 月、7 人の児童労働者が Utter Pradesh 州 Chandauli 地区の Rauna 村のレンガ窯業所において土の壁が崩壊し、生き埋めになって死亡した。警察は窯の持ち主を逮捕しようしたが、持ち主は逃亡中である。

この年末、West Bengal 州において 2005 年 2 月に警部補が雇っていた 8 才の少女をクッキーを盗んだとして拷問したとされる事件に関する進展はなかった。この警部補は起訴されなかった。

法律を守らなかった雇用者は、奴隸労働制度(廃止)法で規定されている処罰(罰金と懲役のような)ならびに職場における懲戒処分を受ける。

マスメディアが児童労働に関する意識の向上に役割を担い始めた。New Delhi のあるテレビ放送局は、2005 年 6 月、Karnataka 州北部地区の違法鉄鉱石鉱山における奴隸児童労働の広範な普及を報告した。このテレビ局にインタビューされた児童労働者の主張によると、彼らは両親の契約した借金を返すために 1 日に 10 時間碎石させられている。Karnataka 州政府は、この報道に続いて措置を約束した。しかし、人権グループの主張によると、レポートが放送されたとき以降、ほとんど変わっていない。

児童労働の普及継続の原因は、この慣行の社会的容認、州政府および連邦政府の無力な法律施行、家族の直面している経済的苦境にある。

一部の産業の使用者が児童労働と闘うための措置を講じた。繊維製品省から資金を供給さ

れている準政府機関、Carpet Export Promotion Council (CEPC) (じゅうたん輸出促進協議会)は、承知の上で児童労働者を使って製造された手編みじゅうたんの購入を禁止する行動規範を承認している 2,500 人の輸出業者の会員を持っている。CEPC は順守を保証するために検査を行い、会員に対し行動規範準拠を意味する政府発行のラベルの自主的利用を許可している。しかし、CEPC は、地理的に散在している分散的な産業を監視する困難を考えると、その計画にも関わらず、児童労働なしのじゅうたん製造を保証することは不可能であると述べた。民間部門の調査・コンサルティング会社が検査を行ったが、その対象は登録織機のわずか 10 パーセントに留まり、また、未登録織機の発見に苦労した。政府は、児童労働廃絶の取り組みにおいて UNICEF、UNESCO、UNDP、および ILO とも協力した。

政府は、ILO の International Program on the Elimination of Child Labor (IPEC) (国際児童労働廃絶計画)に参加した。1992 年における IPEC 計画の開始以来、約 145,000 人の児童が労働から解放され、教育と奨学金を与えられた。自身の児童労働行動計画を続けている NHRC は、Firozabad のガラス工業の児童に特別学校教育、社会復帰、所帯所得補助を与える NGO 計画を開発した。NHRC は、個別の問題にも介入した。新聞報道によると、Madurai の NGO が 2005 年中に奴隸労働に売られた 33 人の児童を救出した。

d. 容認できる労働条件

州政府の法律が最低賃金、労働時間、安全および保健に関する基準を設定している。工場法は、1 日につき 8 時間の労働時間、週 48 時間労働、ならびに適切な休憩室、食堂、医療施設および換気設備の設置を含む安全な労働条件を命令している。各 4 時間の就労後の最短 30 分の休憩時間および超過勤務に対する特別賃金も法律により義務づけられている。これらの基準は、近代的な産業部門では一般的に施行され、受け入れられている。しかし、経済的安定度の低い産業では順守されていない。衣服および履き物のような一部の産業では、規定最低賃金が守られていない。

最低賃金は、州により、また、産業部門により異なる。最低賃金は労働者に最低生活水準を与えるのみであり、労働者とその家族にかなりの生活水準を与えるには不十分である。工場法の適用される工場で働く大部分の労働者は、義務的な特別賞与およびその他の給付

を含めて最低賃金より多く受け取った。州政府は農業労働者について別の最低賃金を設定したが、それを効果的に施行していない。衣服および履き物のような一部の産業では、規定最低賃金が守られていない。

州政府は、工場法の施行の責任を負っている。しかし、少数の工場検査官が非常に多くの工場を受け持っていること、検査官の訓練不足および賄賂を受けやすいことから、取締りは手ぬるい。

安全および保健に関する基準の施行も不十分である。既存法律の不適切な施行のために産業事故の頻発が続いている。化学工業が最も多く事故を起こした。鉱山安全規則総則によると、鉱山会社は、石炭またはその他の鉱物を盗掘する人々が入り込まないようにするために、放棄した地下鉱山はその入り口を閉塞し、また、露天掘り鉱山はブルドーザーで整地し、森林を再生しなければならない。しかし、これらの規則が守られることはめったにない。

Tami Nadu 州 Tirupur の繊維産業の労働者は、きわめて不健康な労働条件および生活条件にさらされている。工場の構内に化粧室も医療施設もない。この町は、染色工場からの廃液およびヘドロの廃棄のような廃液および産業汚染の被害を被っている。

EPZ における安全条件は、EPZ 以外の製造部門より良好である。法律は、労働者に健康および安全を危険にさらす労働状況から自らの雇用継続を危うくすることなく退去する権利を与えていない。合法的外国人労働者は法律に基づいて保護された。しかし、不法就労者は保護されなかった。基本労働衛生・安全保護は、この国の不法滞在外国人労働者に適用されなかった。

先頭に戻る